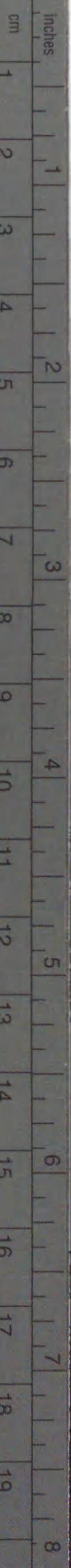
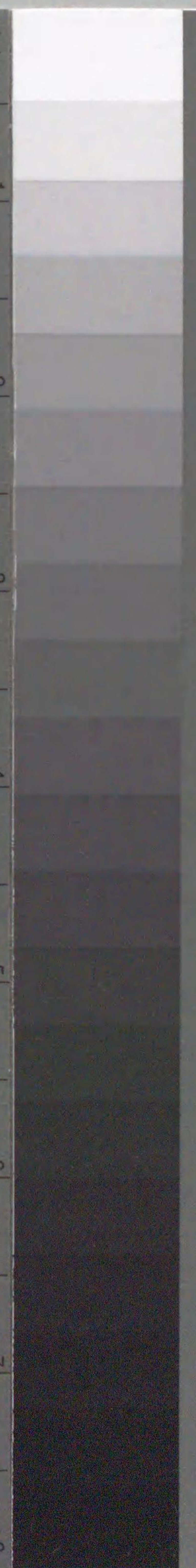


# Kodak Gray Scale



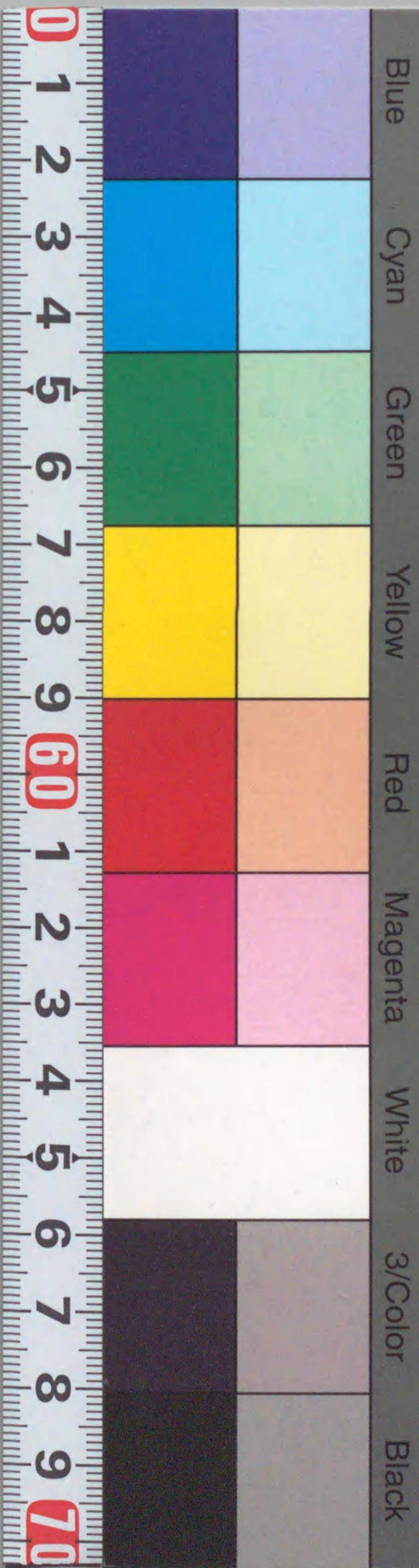
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




GB22

7



00647595







東京大學史料編纂所編纂

# 大日本史料

第一編  
之十三

東京大學藏版



~~21008~~  
~~To 456d~~

GB22  
7



647595

# 大日本史料

## 第一編之十三

圓融天皇

安和二年

八月

十三日 襲芳舍ニ於テ、受禪アラセラル、是日、太政大臣藤原實賴ヲ攝政ト爲ス、……………一

師貞親王、立太子ノ儀アリ、是日、東宮官及ビ春宮坊官ヲ任ズ、……………六

先帝、弘徽殿ニ遷御アラセラル、是日、皇后昌子内親王、東三條院ニ移御アラセラル、……………八

十五日 政始、……………九

攝政太政大臣藤原實賴、上表シテ、攝政ヲ辭ス、即日、表ヲ返シ給フ、……………九

十六日 先帝、冷泉院ニ遷御アラセラル、……………一〇

太政大臣藤原實賴ニ牛車ヲ聽ス、……………一一

目次 安和二年八月



十八日 攝政太政大臣藤原實頼、再ビ上表シテ、攝政ヲ辭ス、尋デ、表ヲ返シ給フ、……一

十九日 右大辨源保光ヲ藏人頭ニ補シ、藏人ヲ補ス、……二

九月二日、菅原輔正ノ昇殿、  
廿二日 定考、……三

廿五日 先帝ニ太上天皇ノ尊號ヲ上リ、贈皇太后藤原安子ニ太皇太后ヲ贈ル、……三

攝政太政大臣藤原實頼、三たび上表シテ、攝政ヲ辭ス、即日、勅答ヲ賜フ、……四

廿八日 上皇、太上天皇ノ尊號ヲ謝辭シ給フ、……四

攝政太政大臣藤原實頼ニ、隨身兵仗ヲ賜フ、……四

春宮坊除目、……五

九月

二日 龜卜長上ヲ補ス、……六

三日 御燈、……六

四日 内裏穢アリ、……六

五日 藏人ニ禁色・雜袍ヲ聽ス、……七

十一日、雜袍ヲ聽ス、

六日 太政大臣藤原實頼ヲシテ、内覽セシム、……七

七日 前齋院婉子内親王、出家シ給フ、尋デ、薨セララル、……七

十一日 婉子内親王ノ薨去ニ依リテ、伊勢例幣ヲ延引ス、……九

十三日 小除目、……九

十五日 天文博士賀茂保憲、天文奏ヲ上ル、……〇

二十日 伊勢例幣ヲ追行シ、併セテ御即位ノ由ヲ告グ、……〇

襲芳舎ヨリ、清凉殿ニ遷御アラセラル、……一

致平親王ニ帶劍ヲ聽ス、……一

廿一日 紋位、……二

内教坊燒亡ス、……二

廿二日 御即位及ビ立太子ノ由ヲ、諸陵墓ニ告グ、……二

廿三日 大極殿ニ於テ、御即位ノ儀ヲ行ハセラル、……四

廿六日 季御讀經、……七



開關、解陣、

廿七日 女敍位、

二八

是月、藤原登子等ノ敍位、

十月

一日 旬平座、

三〇

二日 太政大臣藤原實頼、上表ス、明日、勅答ヲ賜フ、

三〇

八日 東宮帶刀試、

三〇

九日 左大臣藤原師尹、病ニ依リテ、左近衛大將東宮傳ヲ辭ス、之ヲ聽シ、

度者ヲ賜フ、

三〇

十日 興福寺維摩會、

三〇

從四位上藤原登子ヲ尙侍ニ任ズ、

三一

十四日 左中辨藤原爲光ヲ藏人頭ニ補シ、左近衛中將藤原元輔ノ昇殿ヲ聽ス、

三一

十五日 月食、

三一

左大臣正二位藤原師尹薨ズ、尋デ、之ニ正一位ヲ贈ル、

三一

十九日 除目、

五一

巨勢舒節等ノ任官、

廿八日 右大臣藤原在衡、職封ヲ醍醐寺ニ施入ス、

五二

十一月

一日 御曆奏、

五五

多武峯ヲシテ、舊四至ノ如ク領知セシム、

五五

四日 齋宮輔子内親王、初齋院ヨリ退出シ給フ、

五六

五日 春日祭、

五六

八日 平貞時ヲ越後ニ配流ス、

五六

十一日 除目、

五七

十二月、賀茂保憲ノ任官、

十四日 萬機旬、

五八

右大臣藤原在衡ヲ藏人所別當ニ補ス、

五九

十六日 隆子女王ヲ齋宮ニト定ス、

五九



廿二日 園・韓神祭、……………五九

廿三日 鎮魂祭、……………六〇

東宮、一條第ヨリ、凝華舎ニ入り給フ、……………六〇

廿四日 新嘗祭、……………六〇

廿七日 大神宮ニ奉幣シテ、齋宮卜定ノ由ヲ告グ、……………六〇

廿八日 太政官、太政大臣藤原實頼ノ七十ノ算ヲ賀ス、……………六一

十二月

四日 左大臣藤原師尹ノ七々日忌法會ヲ法性寺ニ修ス、……………六二

九日 御髪上、……………六二

中納言藤原頼忠、父攝政藤原實頼ノ七十ノ算ヲ賀ス、……………六二

十一日 月次祭、神今食、……………六四

十三日 攝政藤原實頼ニ七十ノ算賀ヲ賜フ、……………六四

十七日 辨官、諷誦ヲ修シテ、攝政太政大臣藤原實頼ノ七十ノ算ヲ賀ス、……………六五

十八日 荷前、……………六五

十九日 右近衛中將藤原濟時ノ昇殿ヲ聽ス、……………六五

廿四日 固關使參入ス、……………六五

廿五日 攝政藤原實頼上表ス、明日、勅答ヲ賜フ、……………六六

廿六日 陸奥守致正、姓闕同權守貞茂姓闕ト訴訟ス、……………六六

廿九日 追儼、……………六六

是歲 權大僧都觀理ヲ東大寺別當ニ補ス、……………六七

年末雜載

神社、……………六八

佛寺、……………六九

公家、……………七五

學藝、……………七五

莊園、……………七六

死歿、……………七七

大中臣清光卒ス、



雜、

天祿元年

正月

二日 中宮大饗、……………七七九

三日 東宮大饗、……………七七九

七日 敍位、……………七七九

八日 御齋會、……………七七九

後七日御修法、……………八一

十日 太政大臣藤原實賴、大饗ヲ行フ、……………八一

十一日 右大臣藤原在衡、大饗ヲ行フ、……………八一

十六日 女踏歌、……………八一

十七日 射禮、……………八一

十九日 賭射、……………八二

廿二日 政始、……………八二

廿六日 除目、尋デ、小除目アリ、……………八二

廿七日 右大臣藤原在衡ヲ左大臣ニ、大納言藤原伊尹ヲ右大臣ニ任ズ、尋デ、伊尹ヲシテ、舊ノ如ク、左近衛大將ヲ兼ネシム、……………八四

是月 女敍位、……………八六

二月

一日 春日祭、……………八八

四日 祈年祭、……………八八

六日 釋奠、……………八八

十一日 列見、是日、攝政藤原實賴、近衛府官人ノ射ヲ覽ル、……………八八

十七日 直物、……………八八

十八日 園・韓神祭……………八九

二十日 文章博士藤原後生ヲシテ、年號ヲ勘申セシム、……………八九

廿三日 季御讀經、……………八九

廿九日 齋院ヲ改メザル由ヲ、賀茂社ニ告グ、……………八九



三月

五日 大嘗祭悠紀・主基國郡ヲト定ス、……………九一

十五日 服御常膳四分ノ一ヲ減ジ給フ、……………九一

殿上賭射、……………九二

二十日 一代一度ノ大神寶使ヲ、大神宮及ビ諸社ニ發遣ス、……………九四

廿三日 大宰大貳藤原佐忠ヲ召還ス、……………九六

佐忠ノ事蹟、……………

廿五日 天祿ト改元ス、仍リテ、大赦ヲ行ヒ、今年ノ半徭ヲ復ス、……………一〇一

廿九日 冷泉院穢アリ、仍リテ、諸卿ヲシテ、賀茂祭ヲ延引スベシヤ否ヤヲ定メシム、……………一〇三

四月

一日 日食、……………一〇五

二日 平野祭、……………一〇五

冷泉院燒亡ス、仍リテ、上皇、朱雀院ニ遷御アラセラル、……………一〇五

三日 初齋院ヲ定ム、……………一〇六

冷泉院御既人、參議藤原文範ノ仕丁ト鬪亂シ、檢非違使藤原永保ヲ傷ク、……………一〇六

四日 廣瀨・龍田祭、……………一〇七

六日 冷泉院ノ燒亡ニ依リテ、上皇ニ絹・綿等ヲ上ラル、……………一〇七

七日 擬階奏、……………一〇七

右大臣藤原伊尹上表ス、尋デ、勅答ヲ賜フ、……………一〇七

園城寺長吏律師行譽寂ス、……………一〇八

是歲、禪藝ヲ園城寺長吏ニ補ス、……………

八日 灌佛、……………一一〇

齋院司除目、……………一一一

十二日 齋院尊子内親王、野宮ニ入ラセラル、……………一一一

十五日 賀茂祭、……………一一一

二十日 延曆寺總持院燒亡ス、……………一一二



廿七日 大嘗祭行事所主典以上ヲ定ム、……………一三

五月

一日 政アリ、……………一四

三日 太政大臣藤原實賴上表ス、尋デ、勅答ヲ賜フ、……………一四

藤原雅材ノ事蹟、

七日 小除目、……………二二

八日 雅樂笙師小治田有秋卒ス、……………二二

九日 僧二十口ヲシテ、清涼殿ニ、臨時御讀經ヲ行ハシム、……………二五

十二日 病ニ依リテ、太政大臣藤原實賴ニ度者ヲ賜フ、……………二五

十八日 太政大臣藤原實賴ノ病ニ依リテ、大赦ヲ行フ、……………二五

攝政太政大臣從一位藤原實賴薨ズ、尋デ、正一位ヲ贈リ、尾張國ニ封

シ、清慎公ト諡ス、……………二六

二十日 固關、警固、……………二七

右大臣藤原伊尹ヲ攝政ト爲ス、……………七八

廿六日 外記廳ノ左右大臣ノ椅子ヲ立テ改ム、……………八〇

六月

一日 政アリ、開關、……………八一

二日 攝政藤原伊尹、上表シテ攝政ヲ辭ス、尋デ、復上表ス、聽シ給ハズ、……………八一

五日、伊尹第三度ノ上表、

八日 官奏、……………八二

十日 御體御卜奏、……………八二

十一日 月次祭・神今食ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………八二

三十日 節折、……………八二

七月

七日 乞巧奠、……………八三

十一日 文章生試、……………八三

十二日 文章博士從四位上藤原後生卒ス、……………八三



十三日 攝政藤原伊尹ヲ從二位ニ敘シ、隨身兵仗ヲ賜フ、……………一八八

十四日 大納言正三位藤原師氏薨ズ、……………一九〇

十六日 天台座主良源、圖版 藤原師氏書狀二十六箇條ノ制式ヲ定ム、……………二〇三

廿六日 攝政藤原伊尹ニ上日ヲ賜フ、……………二一九

廿八日 攝政藤原伊尹、左近衛大將ヲ辭ス、……………二二〇

相撲召合、……………二二〇

八月

五日 除目、大納言源兼明ヲシテ、東宮傳ヲ、中納言藤原兼家ヲシテ、右近衛大將ヲ兼ネシム、……………二二二

六日 春宮亮源惟正ヲ藏人頭ニ補シ、式部少輔大江齊光ニ昇殿ヲ聽ス、……………二二四

八日 釋奠、……………二二四

九日 季御讀經、……………二二四

十日 攝政藤原伊尹、法性寺ニ於テ、故藤原忠平ノ爲メニ、法華八講ヲ修ス、……………二二四

十一日 穢ニ依リテ、定考ヲ延引ス、……………二二五

十六日 甲斐・信濃勅旨駒牽ヲ追行ス、……………二二五

十八日 無品緝子内親王薨ゼラル、……………二二六

廿一日 怪異ニ依リテ、仁王經ヲ讀マシム、……………二二七

廿八日 權左中辨藤原爲輔ヲ東大寺俗別當ニ補ス、……………二二七

廿九日 傳燈大法師玄延ヲ、大和龍蓋・龍門兩寺別當ニ補ス、……………二二九

九月

二日 内裏穢アリ、是日、齋宮隆子女王御禊次第司御前定、……………二三〇

三日 御燈、……………二三〇

八日 齋宮隆子女王、初齋院ニ入り給フ、……………二三〇

御齋會・季御讀經・賑給・施米等ノ料ヲ、播磨・越前等諸國ニ充テ課ス、……………二三一

大和金峯山寺燒亡ス、……………二三六

九日 緝子内親王ノ薨去ニ依リテ、重陽宴ヲ停ム、……………二三六



十三日 石清水八幡宮ニ奉幣ス、……………二三七

十七日 大嘗祭御禊裝束司ヲ補ス、……………二三七

二十日 直物、小除目、……………二三七

廿二日 大嘗祭ニ依リテ、大祓ヲ修ス、……………二三七

廿三日 宇佐使ヲ發遣シテ、御即位ノ由ヲ告グ、……………二三八

廿七日 大納言藤原頼忠上表シテ、父故藤原實頼ノ贈位・諡號ヲ謝ス、尋デ、  
勅答ヲ賜フ、……………二三八

三十日 齋宮隆子女王、野宮ニ入ラセラル、……………二三八

十月

一日 旬、……………二四〇

三日 律師定昭ヲ興福寺別當ニ補ス、……………二四〇

七日 射場始ヲ追行ス、……………二四一

十日 興福寺維摩會、……………二四一

左大臣從二位藤原在衡薨ズ、尋デ、從一位ヲ贈ル、……………二四一

十二日 大嘗祭ニ依リテ、大祓ヲ修ス、……………二五三

二十日 攝政藤原伊尹ヲ藏人所別當ニ補ス、……………二五四

廿六日 大嘗祭御禊、……………二五四

廿八日 參議藤原兼通ニ帶劍ヲ聽ス、……………二五六

十一月

八日 天文得業生ヲ補ス、……………二五七

十日 平野祭、……………二五八

十一日 五畿七道ニ大神寶使ヲ發遣ス、……………二五八

十七日 大嘗祭、……………二五八

十八日 辰日節會、……………二六〇

十九日 巳日節會、……………二六一

二十日 午日節會、敍位、……………二六二

藤原高遠及ビ大中臣元房ノ敍位、

廿一日 藏人ヲ補ス、……………二六三



廿三日 賀茂臨時祭、……………二六四

廿六日 女紋位、……………二六四

是月 主計頭正五位下小槻絲平卒ス、……………二六五

十二月

十日 御體御卜奏、……………二六九

十一日 月次祭、神今食、……………二六九

十三日 東宮御著袴ノ儀ヲ行ハセラル、……………二六九

十六日 除目、尋デ、小除目アリ、……………二七〇

廿二日、藤原爲光ヲ參議ニ任ズ、

廿三日 右近衛中將源忠清ニ昇殿ヲ聽ス、……………二七三

是月、藤原佐理ノ昇殿、

廿五日 大納言藤原頼忠ヲ東大寺俗別當ニ補ス、尋デ、參議藤原兼通ヲ延曆寺  
檢校ニ補ス、……………二七四

三十日、東大寺勾當ヲ補ス、

廿七日 荷前、……………二七六

源爲憲、口遊ヲ撰ス、……………二七七

是歲 攝政藤原伊尹、多武峯ニ常行三昧堂及ビ曼荼羅堂ヲ建立ス、……………二七九

多武峯不斷念佛、

源滿仲、攝津河邊郡ニ多田院ヲ建立ス、……………二八〇

從四位下源信明卒ス、……………二八四

年末雜載

神社、……………二九七

佛寺、……………二九七

公家、……………二九九

諸家、……………二九九

莊園、……………三〇〇

雜、……………三〇〇

天祿二年

正月



一日 節會、……………三〇三

二日 中宮大饗、……………三〇三

三日 東宮大饗、……………三〇三

五日 攝政右大臣藤原伊尹、大饗ヲ行フ、……………三〇三

六日 卯杖、……………三〇四

七日 節會、……………三〇四

八日 御齋會、……………三〇四

後七日御修法、……………三〇五

十六日 女踏歌、……………三〇五

十七日 射禮ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………三〇五

廿一日 内宴、……………三〇五

廿九日 除目、……………三〇五

是月、立野惟實ノ任官、

二月

一日 釋奠、……………三〇七

四日 祈年祭、……………三〇七

六日 春日祭、……………三〇七

十一日 園・韓神祭、……………三〇七

列見ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………三〇七

十九日 醍醐寺東院ノ供僧ヲ補ス、……………三〇八

三月

三日 御燈、……………三一〇

八日 石清水臨時祭、……………三一〇

十六日 季御讀經、……………三一一

二十日 除目、……………三一一

廿八日 文章生試、……………三二四

九月二十六日、平親信ヲ文章生ニ補ス、

四月



一日 旬平座、……………三二五

五日 出羽守橋時舒、赴任スルニ依リテ、食馬供給ノ官符ヲ東海道ニ下サレ  
ンコトヲ請フ、……………三二五

七日 平野祭、……………三二五

八日 灌佛、……………三二五

十一日 擬階奏、……………三二六

二十日 賀茂祭、……………三二六

廿五日 延曆寺舍利會、是日、延曆寺總持院塔供養ヲ行フ、……………三二六

廿六日 興福寺別當少僧都安秀寂ス、……………三二七

廿九日 攝政藤原伊尹、考妣ノ爲メニ、法華十講ヲ修ス、……………三二九

是月 郡司召、……………三三一

五月

二日 虹、辨官東廳ニ立ツ、仍リテ、之ヲ占ハシム、……………三二二

五日 近江新羅明神ニ正四位上ヲ授ク、……………三二二

十一日 少僧都救世ヲ金剛峰寺座主ニ補シ、權少僧都長源ヲシテ、法務ヲ兼ネ

シム、……………三二二

十五日 一代一度仁王會、……………三二三

十七日 傳燈大法師法緣ヲ、東大寺別當ニ補ス、……………三二三

六月

十日 御體御卜奏、……………三二五

十一日 月次祭、神今食、……………三二五

廿一日 十六社ニ奉幣シテ、雨ヲ祈ル、……………三二五

七月

一日 大極殿ニ於テ、御讀經ヲ行フ、……………三二六

四日 廣瀨・龍田祭、……………三二六

五日 小除目、……………三二六

十九日 大和・尾張・相模等諸國ヲシテ、國用ニ充テシメ、米・絹・調布  
等ヲ進納セシム、……………三二六



廿七日 相撲召合、尋デ、追相撲アリ、……………三二九

八月

四日 釋奠、……………三三一

七日 季御讀經、……………三三一

九日 檢非違使廳政、……………三三一

十一日 齋宮寮除目、……………三三一

太政官廳ノ物忌ニ依リテ、定考ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………三三二

十四日 法性寺法華八講、……………三三二

廿五日 方略試、……………三三二

廿七日 内裏臨時音樂、……………三三二

九月

三日 齋宮群行ニ依リテ、御燈ヲ停ム、……………三三三

七日 小除目、……………三三三

九日 重陽平座、……………三三三

十日 兵部卿三品廣平親王薨ゼラル、……………三三三

十一日 内裏ノ穢ニ依リテ、伊勢例幣ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………三三六

廿一日 齋宮寮諸司除目、……………三三六

廿三日 齋宮群行、……………三三六

廿六日 攝政藤原伊尹、賀茂社ニ詣ヅ、……………三三七

是月 十市有象等ニ、中原宿禰ノ姓ヲ賜フ、……………三三八

十月

一日 日食、……………三三九

二日 宜陽殿ノ怪ニ依リテ、旬平座ナシ、……………三三九

七日 射場始、……………三四〇

十日 興福寺維摩會、……………三四〇

廿三日 攝政藤原伊尹、石清水八幡宮ニ詣ヅ、……………三四〇

廿八日 五畿七道ノ名神五十五社ニ、佛舍利ヲ奉ル、……………三四〇

廿九日 大宰權帥源高明ヲ召還ス、……………三四一



十一月

一日 御曆奏、……………三四二

二日 右大臣藤原伊尹ヲ太政大臣ニ、大納言源兼明ヲ左大臣ニ、權大納言藤原賴忠ヲ右大臣ニ任ズ、是日、任大臣大饗アリ、……………三四二

四日 平野祭、春日祭、……………三四四

八日 左大臣源兼明ヲ藏人所別當ニ補シ、東宮傳ヲ兼ネシメ、右大臣藤原賴忠ヲシテ、左近衛大將ヲ兼ネシム、……………三四四

太政大臣藤原伊尹上表ス、尋デ、復上表シ、勅答ヲ賜フ、……………三四五

二十日 大原野祭、……………三四五

廿一日 園・韓神祭、……………三四五

廿二日 鎮魂祭、是日、中宮鎮魂祭ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………三四五

廿三日 新嘗祭、……………三四五

廿四日 豐明節會、……………三四六

二品元長親王ニ輦車ヲ、太政大臣藤原伊尹ニ牛車ヲ聽シ、左大臣源

兼明ニ帶劍ヲ聽ス、……………三四六

廿五日 東宮鎮魂祭、……………三四六

廿八日 是ヨリ先、僧正寬空、東寺長者等諸職ヲ辭ス、是日、權少僧都寬靜ヲ東寺長者ニ補ス、……………三四六

十二月

十一日 月次祭、神今食、御元服ノ由ヲ大神宮ニ告グ、……………三四八

十五日 除目、致平親王ヲ兵部卿ニ任ズ、……………三四八

廿五日 諸司所々ノ別當ヲ定ム、……………三五〇

御元服ノ由ヲ山階・大内山等ノ山陵ニ告グ、……………三五〇

廿六日 右大臣藤原賴忠・右大辨藤原爲輔ヲ、東大寺俗別當ニ補ス、……………三五一

是月 式部權大輔菅原文時及ビ同少輔橘雅文等ノ釐務ヲ停ム、……………三五二

年末雜載

天文、地異、……………三五三

神社、……………三五三



佛寺、……………三五三

莊園、……………三五八

天祿三年

正月

一日 節會、……………三六三

三日 紫宸殿ニ於テ、御元服ノ儀ヲ行ハセラル、……………三六三

權中納言源延光ニ帶劍ヲ聽ス、……………三六七

五日 御元服後宴、雨ニ依リテ、朝拜ヲ停ム、……………三六七

七日 節會、紋位、……………三七〇

諸卿、上表シテ、御元服ヲ賀ス、是日、大赦ヲ行フ、……………三七一

八日 御齋會、……………三七二

後七日御修法、……………三七二

九日 女紋位、……………三七三

中宮大饗、……………三七三

十一日 東宮大饗、……………三七三

十二日 大納言從三位橘好古、大宰府ニ於テ薨ズ、……………三七三

十三日 太政大臣藤原伊尹、大饗ヲ行フ、……………三七七

十五日 延曆寺楞嚴三昧院所司、其ノ佛聖・例僧及ビ現住僧ヲ割分セラレンコ

トヲ請フ、尋デ、天台座主權少僧都良源之ヲ許ス、……………三七七

十六日 女踏歌、……………三七八

十七日 射禮、……………三七九

十八日 賭射、……………三七九

二十日 左大臣源兼明、大饗ヲ行フ、……………三七九

廿一日 右大臣藤原賴忠、大饗ヲ行フ、……………三七九

廿二日 政始、……………三七九

廿五日 除目、……………三七九

藤原佐理等ノ任官、

源雅信及ビ藤原兼家ノ著座、



式部權大輔菅原文時及比同少輔橋雅文ノ勅勘ヲ免ズ、……………三八二

廿六日 左近衛少將藤原舉賢ヲ藏人頭ニ補シ、藏人ヲ補ス、……………三八三

二月

三日 攝政藤原伊尹、子日遊ヲ行フ、……………三八四

四日 祈年祭、……………三八四

六日 釋奠、……………三八四

十一日 春日祭、……………三八四

十六日 園・韓神祭、……………三八五

十九日 直物、除目、……………三八五

廿五日 京都火アリ、……………三八五

閏二月四日、京都火アリ、

廿六日 列見、……………三八七

閏二月 僧正寬空寂ス、……………三八八

閏二月

七日 左大臣源兼明、醍醐山陵ニ詣ツ、……………四〇八  
十日 攝政藤原伊尹、木幡山陵ニ詣ツ、……………四〇八  
十七日 季御讀經、……………四〇八  
十九日 祭主正五位下大中臣元房卒ス、……………四〇八  
廿一日 山崎津ニ於テ、鬪亂アリ、……………四一〇  
廿五日 結政所ノ怪異ニ依リテ、御トヲ行フ、……………四一〇  
廿九日 除目、……………四一〇

是月、立野惟實等ノ任官、

三月

三日 御燈、節會、……………四一三

四日 宜陽殿ノ怪ニ依リテ、御トヲ行フ、……………四一四

閏二月十四日、宜陽殿鳴ル、

本月十九日及比同月二十九日、怪ニ依リテ、御トヲ行フ、

十日 石清水臨時祭、……………四一四



十八日 京都火アリ、……………四一六

十九日 宇佐八幡宮ノ封戸ヲ割キ、若宮四王堂ニ寄ス、……………四一七

廿五日 昭陽舍ニ御シテ、資子内親王ノ藤花宴ニ臨マセラル、是日、同内親王  
ヲ一品ニ敘ス、……………四一八

廿六日 攝政藤原伊尹ノ里第ニ於テ、法華八講ヲ修ス、……………四一八

是月 侍從藤原光昭ニ昇殿ヲ聽ス、……………四一九

能登守仲輔姓闕赴任ノ由ヲ申ス、……………四一九

四月

一日 旬ヲ停ム、……………四二一

三日 延曆寺講堂等五堂ノ落慶供養ヲ行フ、……………四二二

四日 廣瀬・龍田祭、……………四二五

七日 擬階奏ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、……………四二五

平野祭、……………四二六

八日 當宗祭、……………四二六

灌佛、

十日 神祇大副大中臣能宣ヲ祭主ニ補ス、……………四二九

十二日 位祿定、……………四二九

二十日 賀茂祭、……………四三一

大宰權帥源高明歸京ス、……………四三四

廿七日 群盜、紀伊守藤原棟利ノ宅ニ入ル、……………四三五

廿八日 攝政藤原伊尹、石清水八幡宮ニ詣ヅ、……………四三五

廿九日 村上天皇皇后藤原安子國忌、……………四三五

五月

三日 天台座主權少僧都良源、歿後ノ雜事ヲ定ム、……………四三七

是歲、良源、根本中堂ノ三燈ヲ一燈ト爲ス、

七日 十六社奉幣ヲ延引ス、……………四五〇

十五日 御修法結願、是日、東宮御修法、……………四五一

十八日 施藥院判官犬養常行、盜人ノ爲メニ射ラル、……………四五二



廿三日 臨時奉幣、……………四五二

是月 霖雨、溺没者アリ、……………四五二

資子内親王家歌合、……………四五三

六月

十一日 神今食、……………四五四

二十日 阿闍梨元杲ヲシテ、神泉苑ニ請雨經法ヲ修セシム、……………四五四

廿四日 太政大臣藤原伊尹、大僧都遍敷ヲシテ、不動安鎮家國法ヲ桃園第二修セシム、……………四五六

(目次終)

大日本史料 第一編之十三

圓融天皇

安和二年己巳

八月小盡 丙子朔

十三日、子襲芳舍ニ於テ、受禪アラセラル、是日、太政大臣藤原實賴ヲ攝政ト爲ス、

〔日本紀略〕冷泉院 八月十三日、戊子、○中新主於襲芳舍受禪、○中新主年十一、令

太政大臣攝行政事、如貞信公故事、○延長八年九月二十日ノ條參看、

〔日本紀略〕圓融院 八月十三日、戊子、冷泉院天皇逃位讓於天皇、于時新帝年十一、

新主於襲芳舍受禪、詔令太政大臣藤原朝臣輔佐幼主、攝行政事、如貞信公故事、○中其時令賣劔璽於内侍、參凝華舍、先帝遷御弘徽殿、天皇上表謝之、不許、今日、補藏人等、

安和二年八月十三日

一

政ヲ攝スル  
コト藤原忠  
平ノ故事ノ  
如クナラシ  
ム  
劍璽渡御  
御上表補  
藏人ヲ補ス



安和二年八月十三日

擬華舎ニ御座ス

上卿

内辨

宣命使  
冷泉天皇御  
讓位ノ宣命  
ニ攝政ノコ  
トヲ載ス  
劍璽使

御拜舞

新帝ノ服色  
等皇太弟ノ  
時ニ同ジ

〔踐祚部類鈔〕

圓融院 安和二年八月十三日、戊子、受禪、

〔十一〕朱書、下同シ  
新主 擬華舎  
〔二十〕  
舊主 弘徽殿

上卿左大臣藤原朝臣師尹、

内辨左大臣藤原朝臣師尹、

宣命使中納言左中將藤原兼家卿、

劍璽使 或云、掌侍橘慶子・藤原順子、實神璽・寶劍、持  
參新帝御在所、右近衛權中將藤原濟時朝臣、引之、  
〔本舎イ〕

・上不御南殿、有上表、父子之間、可无此禮云々、  
〔今イ〕

〔御讓位一會〕

第一括  
○宮内廳書陵部所藏

○上文 親王以下、稱唯再拜、宣制、訖親王以下又

稱唯再拜、訖宣命、大夫還就本列、次親王以下退出、次同門、訖左右近仗引退、今上

降自南階、去階一許丈、北向當階中央、拜舞、東行、入自軒廊東第一間、經宜陽殿西

砌、入從左青鑲門、經綾綺殿西庭、所司預鋪綾道於  
左青鑲門之内、御承香殿、内侍二人、典侍一人、持御劍  
掌侍一人

璽持筥等、追從前後、今上降南階之間、内侍降東階、  
於軒廊、待震儀到軒、乃相從、先是天皇待今上拜舞訖、乃遷御弘徽

殿也、内侍奉御衣・笏等於新帝、少時今上奉辭讓表、其儀、置表函於高机上、春宮亮・

學士・大進等昇之儀弘徽殿東庭□坊之外、于時大臣以下四人昇机、今上其服色・笏・劍、相  
猶同太弟時

扶進於庭中、天皇迎立東階頭、今上端笏磬折、候復御座、此同昇机臣下、皆跪於地、

明日重ネテ  
御上表

御上表ナシ  
トノ説

天皇昇□御座、次□□殿東榮、自下退出、○關損、恐ラクハ、  
此ニ止マラザラン、□日、今上重擬上

表、天皇預知其趣、止今上扶机之儀、仍垂殿母屋御簾、但立庭中班幔如昨、諸卿昇表机、

樹於殿東簾退出、内侍執表奉□傳勅旨、太子及公卿表机儀、皆如昨日、今上□知天皇

不聽所□服天皇服、把笏、拜太后矣、  
〔昌子内親王〕

安和二年八月十三日

〔小右記〕

○九條 家本 長和五年正月二日、丁未、大納言公任消息云、讓位間事、來七八

日間可被定云々、○中 略 延長○延長八年九月二日ノ條參看、安和例、幼主不被上表、後日參上、可有拜舞、

廿九日、甲戌、○中 略 今日、有讓國之事、○中 實賴 故殿安和御記云、左府送書云、舊主御袍・御笏、被奉

將依帝童御坐、不被奉袍敷、此由可示下官者、彼時不覺被奉御  
袍・笏等之事、童帝依不服袍、不被奉敷、依延長例可被行敷云々、  
○中 實賴 故殿安和御記云、左府送書云、舊主御袍・御笏、被奉

〔北山抄〕

五 讓位事 今上奉辭讓表、○中 略 明日重上表、其儀如初、○中 幼主无上表儀、後日參  
上、有御拜舞、延長・安和

〔榮花物語〕

一月の宴  
○梅澤義一氏所藏三條西本 冷泉天皇 今上奉辭讓表、○中 略 明日重上表、其儀如初、○中 幼主无上表儀、後日參  
上、有御拜舞、延長・安和

給ぬ、御年十一なり、○中 略 おほきおとと、攝政の宣旨かうふりたまひぬ、師尹のおとと  
は左大臣にておはす、○富岡本ヲ  
以テ校ス、

安和二年八月十三日



安和二年八月十三日

四

村上天皇第五皇子

〔大鏡〕一 ○東松了奈氏本 一、六十四代圓融院次帝、（ナシイ）圓融院天皇と申き、これ村上の帝（天皇イ）の第五皇子也、御母（安子）冷泉院の同はらにおはします、此帝（略）○中 安和二年己巳八月十三日にこそはくらゐにつかせ給けれ、御とし（トセイ）十一にて、（ス）○黎明會所藏本ヲ以テ校ス、大鏡裏書、異事ナシ、

御年十一歳

〔扶桑略記〕（二十七）圓融天皇 村上天皇第五皇子、母右大臣藤原師輔女、皇后安子也、安和二年己巳八月十三日、戊子、生年十一歳、受神璽、同日、關白太政大臣藤原朝臣實頼、改蒙攝政詔、年七十也、

〔代始和抄〕 御讓位事

父子にあらすして受禪の時は、皇太子參上して、倚子につきて、上表の禮あり、（略）○中 安和二年に、圓融院は冷泉院の御ゆつりを受給ひ、（略）○中 皆この禮ありし也、

〔公卿補任〕 六

關白太政大臣從一位藤實頼、七十、八月十三日爲攝政、

左 大 臣正二位藤師尹、五十、八月十三日止傳（皇太子傳）○春宮坊補任、并大將（左近衛大將）

右 大 臣從二位藤在衡、七十、八月廿八日昇殿、（踐祚）日、

昇殿ヲ聽ス

中 納 言從三位（藤）同兼家、（四十）八月十三日昇殿、（春宮大夫）止大夫、（踐祚）帶劔如元、

〔公卿補任〕 六 天祿元年 參議從四位上源保光、（四十）八月十三日昇殿、（踐祚）初、

〔公卿補任〕 六 天延元年 參議正四位上源忠清、（三十）八月十三日昇殿、（踐祚）初、

〔公卿補任〕 六 天延二年

參議從四位上源惟正、（四十）同（安和）二八十三日昇殿、（踐祚）初、

從四位下藤朝光、（廿四）八月十三日昇殿、代始、（安和二年）

〔公卿補任〕 六 寬和二年 非參議從三位藤懷遠 同（安和）二八十三日昇殿、

〔公卿補任〕 六 永延元年 非參議從三位藤道綱、（三十）安和二八十三日童殿上、

〔公卿補任〕 六 長保三年 非參議從三位平親信、（五十）安和二八一爲内雜色、（踐祚）

〔公卿補任〕 六 寬弘元年 參議正四位下藤正光、（四十）安和二八十三日昇殿、元東宮小舍人、（守平親王）

〔春宮坊補任〕 （圓融院）安和二年八月十三日、受禪、

坊官ヲ止ム

權 亮左 中 辨從四位上藤濟時 同（安和二年）八月十三日止之、

大 進信 濃 守從五位上源惟正 安和二八十三止之、

安和二年八月十三日

五



安和二年八月十三日

權大進左衛門佐正五位下藤安親 同年八十三止之、

六

○百練抄・歴代編年集成・一代要記・皇代記・皇代曆・皇年代略記・攝關傳・攝關補任次第等、異事ナキヲ以テ略ス、政始及ビ實賴上表スルコト、本月十五日ノ條ニ、藏人頭及ビ藏人ヲ補スルコト、同月十九日ノ條ニ、實賴ニ隨身兵仗ヲ賜フコト、同月二十八日ノ第二條ニ、實賴ヲシテ、内覽セシムルコト、九月六日ノ條ニ、清涼殿ニ遷御ノコト、同月二十日ノ第二條ニ、御即位ノコト、同月二十三日ノ條ニ、大嘗祭ノコト、天祿元年十一月十七日ノ條ニ見ユ、

師貞親王、立太子ノ儀アリ、是日、東宮官及ビ春宮坊官ヲ任ズ、

〔日本紀略〕冷泉院 八月十三日、戊子、○中 又立弟師貞親王爲皇太子、

〔日本紀略〕圓融院 八月十三日、戊子、○中 又立先帝第一皇子師貞親王爲皇太子、年

二、在一條第、

〔日本紀略〕花山院 諱師貞、冷泉院天皇第一之子也、母故女御從三位藤原懷子、故

太政大臣謙徳公之女也、○中 二年八月十三日、爲皇太子、年二、

〔榮花物語〕一月の宴 梅澤義一氏所藏三條西本 花山院「はい」冷泉天皇 東宮に「おりるのみかとの御子のちこ宮るさ

一條第二御座ス

冷泉天皇第一皇子

御年二歳

せたまひぬ、師貞親王なり、伊尹【おと、い】の大納言の御さいはひいみしくおはします、○中 東宮の御年ふたつなり、○富岡本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕一 東松了委氏本 一、六十五代花山院 天皇イ

このみかと、○中 同二年八月十三日、春宮にたち○たち、黎明會所藏本、たよせニ作ル、給、御年二歳、○大鏡裏書、

異事ナシ

〔踐祚部類鈔〕圓融院 安和二年八月十三日、戊子、受禪、○中 略

宣命使中納言左中將藤原兼家卿

〔皇代曆〕二 冷泉天皇 同日、立師貞親王爲皇太子、御讓位宣命同載之、

〔公卿補任〕六

參 議從四位上源延光、四十 八月十三日兼春宮大夫、

非參議從三位同濟時、廿九、同八月十三日春宮亮、○春宮坊補任、異事ナシ、

〔公卿補任〕六 天祿元年 參議從四位上藤爲光、廿九、八月十三日兼東宮權亮、○春宮坊補任、異事ナシ、

〔公卿補任〕六 正曆三年 非參議從三位菅輔正 八月十三日東宮學士、○春宮坊補任・辨官至要抄、異事ナシ、

安和二年八月十三日

七

冷泉天皇御讓位ノ宣命ニ冊命ヲ載ス



安和二年八月十三日

〔春宮坊補任〕

院 花山

安和二年八月十三日、立太子、二歳、

傳

〔左〕

右大臣正二位藤師尹 安和二八十三兼、

〔爲頼集〕

○宮内廳書  
陵部所藏

藤原爲頼

冷泉院

安和二年八月十三日任春宮少進、花山院  
立坊日、

○扶桑略記・玉葉

治承二年十二  
月十五日ノ條

・一代要記・紹運要略・皇代記・園太曆

貞和四年十月  
二十七日ノ條

等、

異事ナキヲ以テ略ス、春宮坊除目ノコト、本月二十八日ノ條ニ、立太子ノ由ヲ山

陵ニ告グルコト、九月二十二日ノ條ニ、東宮帶刀試ノコト、十月八日ノ條ニ、東

宮、擬華舎ニ入り給フコト、十一月二十三日ノ條ニ見ユ、

先帝、弘徽殿ニ遷御アラセラル、是日、皇后昌子内親王、東三條院

ニ移御アラセラル、

〔日本紀略〕

冷泉院

八月十三日、戊子、

○中  
〔冷泉天皇〕

先帝遷御弘徽殿、

○本書、圓融  
院紀同シ

今日、皇后

移御東三條、

〔踐祚部類鈔〕

圓融院

安和二年八月十三日、戊子、受禪、

未剋、上皇御弘徽殿、

御受禪以後  
政始

亥剋、移御東三條院、〔宮イ〕皇后、

〔御讓位一會〕

第一括  
○宮内廳書陵部所藏

○上文  
關ク

親王以下、稱唯再拜、

○中略、御受禪ノコトニカ  
カル、本日ノ第一條ニ收ム、

先是天皇待今上拜舞訖、乃遷御弘徽殿也、

○先帝、弘徽殿ヨリ冷泉院ニ遷御アラセラル、コト、本月十六日ノ條ニ見ユ、

十五日、〔庚〕政始、

〔日本紀略〕

冷泉院

八月十五日、庚寅、政、讓位以後政始也、

〔園太曆〕

貞和四年十一月廿二日、○中  
略

太上天皇尊號宣下・政始、非同日例、一通同注進之候、○中  
略

十一月廿二日午刻

〔大江〕

受禪以後、政始・尊號宣下、非同日例、○中  
略

圓融院

安和二八十  
六政始、○中  
略

○園太曆、十六日ニ作ル、今、日本紀略ニ據リテ掲書ス、御受禪ノコト、本月十

三日ノ條ニ見ユ、

攝政太政大臣藤原實頼、上表シテ、攝政ヲ辭ス、即日、表ヲ返シ給

安和二年八月十五日



安和二年八月十六日

一〇

中使

フ、

〔日本紀略〕冷泉院 八月十五日、庚寅、○中太政大臣上攝政表、

〔日本紀略〕圓融院 八月十五日、庚寅、〔實賴〕攝政上表、同日、返給上表、中使左近少將〔右之〕

時中朝臣、

口勅ヲ以テ返シ給フ

〔北山抄〕六備忘略記

勅答事 王卿上表之時、

可返給者、

新任大臣、第一二度、以口勅返給、第三度有勅答、攝政・關白、毎度給勅答、但最初上表、

如新任大臣、○中

安和二年例也、略

○實賴ヲ攝政ト爲スコト、本月十三日ノ條ニ、實賴、再ビ上表スルコト、同月十

八日ノ條ニ見ユ、

十六日、辛卯先帝、冷泉院ニ遷御アラセラル、

〔日本紀略〕冷泉院 八月十六日、辛卯、〔冷泉天皇〕太上天皇遷御冷泉院、

〔日本紀略〕圓融院 八月十六日、辛卯、先皇出御冷泉院、○皇代曆・皇年代略記、異事ナシ、

〔扶桑略記〕二十六 八月十六日、辛卯、太上天皇出宮、遷御冷泉院、○一代要記、異事ナシ、

〔榮花物語〕一月の宴 ○梅澤義一氏所藏三條西本 おりゐのみかとは、冷泉院にそおはします、されは冷泉院ときこえさす、

〔大鏡〕一東松了奈氏本 一、六十三代冷泉院、

〔裏書〕冷泉院御事

○上 安和二年八月○中 同十六日出家、〔背イ〕

〔百練抄〕四 冷泉天皇 八月十六日、太上天皇遷御冷泉院、

○先帝、弘徽殿ニ遷御アラセラル、コト、本月十三日ノ條ニ見ユ、

太政大臣藤原實賴ニ牛車ヲ聽ス、

〔日本紀略〕圓融院 八月十六日、辛卯、○中 勅聽太政大臣乘牛車出入上東門、

〔公卿補任〕六 關白太政大臣從一位藤原實賴、〔八月〕十六日如舊聽牛車、

○一代要記・皇代曆・攝關傳、異事ナキヲ以テ略ス、實賴ニ牛車ヲ聽スコト、康

保四年十月五日ノ條ニ見ユ、

十八日、巳攝政太政大臣藤原實賴、再ビ上表シテ、攝政ヲ辭ス、尋

デ、表ヲ返シ給フ、

〔日本紀略〕圓融院 八月十八日、癸巳、〔藤原實賴〕攝政重上表、

十九日、返給上表、中使左近中將元輔、〔藤原〕

安和二年八月十八日

一一

上東門ヨリ出入

中使



安和二年八月十九日

○實頼、上表スルコト、本月十五日及ビ二十五日ノ條ニ見ユ、

十九日、<sup>甲</sup>右大辨源保光ヲ藏人頭ニ補シ、藏人ヲ補ス、

〔日本紀略〕<sup>院 圓融</sup> 八月十九日、<sup>略 中</sup>今日、定頭・藏人及色々雜事、

〔職事補任〕<sup>院 圓融</sup> 藏人頭 式部大輔 右大辨從四位上源保光 安和二八十九補、

〔職事補任〕<sup>院 圓融</sup> 五位藏人

左近少將正五位下藤佐理 安和二八十九補、

右馬頭正五位下藤遠度 同日補、

〔公卿補任〕<sup>六 天祿元年</sup> 參議從四位上源保光、<sup>四十 安和二年</sup>九月十二日藏人頭、

〔公卿補任〕<sup>六 天元元年</sup> 參議正四位下藤佐理、<sup>三十 安和</sup>同二九二五位藏人、

〔公卿補任〕<sup>六 正曆元年</sup> 非參議從三位藤在國 安和二八一爲藏人所雜色、

〔公卿補任〕<sup>六 正曆三年</sup> 非參議從三位菅輔正 <sup>安和二年</sup>九月二日昇殿、

〔一代要記〕<sup>院 圓融</sup> 藏人頭 源保光 從四位上、式部大輔、年四十六、安和二年八月十九

日補、<sup>○皇代曆</sup> 異事ナシ、

○保光ヲ藏人頭ニ補スルコト、公卿補任、九月十二日ニ作ル、今、職事補任・一

菅原輔正昇殿

詔書作者紀  
伊輔

代要記等ニ據リテ掲書ス、菅原輔正ノ昇殿等、便宜合敘ス、

二十二日、<sup>丁 酉</sup>定考、

〔日本紀略〕<sup>院 圓融</sup> 八月廿二日、<sup>丁 酉</sup>定考、

○擬階奏ノコト、四月七日ノ條ニ、定考ヲ延引スルコト、本月十一日ノ條ニ見ユ、

二十五日、<sup>庚 子</sup>先帝ニ太上天皇ノ尊號ヲ上リ、贈皇太后藤原安子ニ

太皇太后ヲ贈ル、

〔日本紀略〕<sup>院 圓融</sup> 八月廿五日、<sup>庚 子</sup>太上天皇尊號詔、大内記伊輔作之、又贈妣

贈皇太后藤原安子太皇太后、<sup>天 符</sup>昌子爲皇太后、<sup>○天延元年七月</sup>一日ノ條參看、

〔大鏡〕<sup>一 東松了委氏本</sup> 一、六十三代<sup>冷泉院</sup>

<sup>(裏書)</sup>冷泉院御事

○上 安和二年八月<sup>略 中</sup>同廿五日、<sup>庚 子</sup>爲太上天皇、<sup>略 中</sup>

贈太皇太后宮安子、御事

○上 安和二年八月廿五日贈太皇太后宮、

○安子ニ皇太后ヲ贈ルコト、康保四年十一月二十九日ノ條ニ、上皇、尊號ヲ辭シ

安和二年八月二十二日 二十五日



安和二年八月二十八日

給フコト、本月二十八日ノ條ニ見ユ、

一四

攝政太政大臣藤原實賴、三たび上表シテ、攝政ヲ辭ス、即日、勅答ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

院 圓融

八月廿五日、庚子、

○中(藤原實賴) 略

太政大臣上表、有勅答、

○實賴、上表スルコト、本月十八日ノ條ニ見ユ、

二十八日、卯、癸、上天皇ノ尊號ヲ謝辭シ給フ、

〔日本紀略〕

院 圓融

八月廿八日、癸卯、

○中(冷泉上皇) 略

太上天皇上書謝尊號、

〔洞院部類記〕

上皇尊號

保延元年十二月廿九日、

○中(鳥羽上皇) 略

今日上皇被獻太上天皇報書、

○中略、保延元年十二月二十九日ノ條參看、

報書清書藤原佐理

報書清書、冷泉院御貳佐理、(近少カ) 右兵衛將(藤原)

○先帝ニ尊號ヲ上ルコト、本月二十五日ノ條ニ見ユ、

攝政太政大臣藤原實賴ニ、隨身兵仗ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

院 圓融

八月廿八日、癸卯、

○中(藤原實賴) 略

今日、太政大臣賜隨身内舍人以下近衛等、

〔公卿補任〕

六

關白太政大臣從一位藤原實賴、七十、(八月)廿八日賜隨身内舍人二人・左右

内舍人二人左右近衛各四人

近衛各四人、○攝關傳、異事ナシ、

〔二代要記〕

夏 圓融天皇 ○京都御所東山御文庫所藏

攝政

太政大臣實賴元關白

安和二年八月(年)廿六日(八カ)隨身等如元、○皇代曆 紹同シ

○實賴ニ隨身兵仗ヲ賜フコト、康保四年十二月十九日ノ條ニ見ユ、

春宮坊除目、

〔日本紀略〕

院 圓融

八月廿八日、癸卯、春宮坊除目、

○立太子及ビ坊官ヲ任ズルコト、本月十三日ノ第二條ニ見ユ、

安和二年八月二十八日

一五



安和二年九月二日 三日 四日

九月大盡  
乙巳朔

二日、丙龜卜長上ヲ補ス、

〔類聚符宣抄〕一 補龜卜長上事

太政官符式部省外

應補龜卜長上正六位上下部宿禰中興事

右、得神祇官去七月十三日解僂、龜卜長上直全連轉任春宮宮主○春宮坊除目ノコト、八月十三日及ビ同月二十八日ノ條ニ見ユ、

之替、以件中興依例請補之狀、申送如件者、大納言正三位兼行右近衛大將藤原朝臣伊

尹宣、依請者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

省原輔正  
左少辨

左少史

安和二年九月二日

三日、丁御燈、

〔日本紀略〕院 九月三日、御燈、

四日、戊内裏穢アリ、

〔日本紀略〕院 九月四日、戊申、内裏有五牀不具之穢、七日爲限、

下部中興  
直全連ノ春  
宮宮主ニ轉  
ズルノ替

雜袍四十一  
人

五日、己藏人ニ禁色・雜袍ヲ聽ス、

〔日本紀略〕院 九月五日、己酉、聽侍中禁色・雜袍宣旨、

十一日、乙卯、○中今日、雜袍宣旨、冊一人也、

○十一日、雜袍ヲ聽スコト、便宜合敘ス、

六日、庚太政大臣藤原實賴ヲシテ、内覽セシム、

〔日本紀略〕院 九月六日、庚戌、勅令太政大臣内覽事、

○實賴ヲ攝政ト爲スコト、八月十三日ノ條ニ、實賴、上表スルコト、同月十五日・

十八日及ビ二十五日ノ條ニ見ユ、

七日、辛前齋院婉子内親王、出家シ給フ、尋デ、薨ゼラル、

〔日本紀略〕院 九月七日、辛亥、前齋院婉子内親王爲尼、

十一日、乙卯、○中今日、入道婉子内親王薨、醍醐第

十六日、庚申、奏婉子内親王薨之由、

〔賀茂齋院記〕 婉子内親王 醍醐天皇第七皇女也、母同恭子、○更衣藤原鮮子、伊承平

元年十二月二十五日卜定、三年四月十二日婉子行禊、入紫野院、安和二年九月七日

安和二年九月五日 六日 七日

薨奏  
御履歷  
醍醐天皇第  
七皇女



安和二年九月七日

婉子爲尼、十日薨、

〔一代要記〕夏 朱雀天皇  
○京都御所東山御文庫所藏

賀茂

第三皇女ナ  
リトノ説  
内親王  
三品

婉子内親王 醍醐第三女、延木八〔年、下同〕四月五日爲内親王、五才、承平元〔平〕十二月爲齋院、  
敍三品、康保四〔マ〕五月退而回家、安和二〔マ〕九月七日薨、

〔西宮記〕

正月中 女敍位 (應和) 同四年正月十日、使左近中將重光朝臣賜齋院内親王位記、  
(康保元年)

〔本朝女后名字抄〕

賀茂齋 内親王 婉子内親王、三品、承平二年卜定、同第十三御女、母  
(醍醐天皇)

同恭子内親王、

〔本朝皇胤紹運錄〕

醍醐天皇

婉子内親王三品、齋院、  
母同代明、子、鮮

〔左經記〕

長元七年十一月九日、乙未、〔藤原頼通〕 參殿、被仰云、從中宮被仰云、齋院神  
〔藤原成子〕

殿東棟分戸、一日頗開矣、件戸先例不開云々、如何、〔略〕

十日、丙申、〔略〕早旦、令申神殿戸事於前齋院、御返事云、〔略〕候故尊子齋院女房前

御世系

第十三皇女  
ナリトノ説

大齋院  
齋院神殿ノ  
開カズノ戸  
ヲ開キ給フ

年語云、件戸總不開、故大齋院婉子、慮外件戸開、其後有將門兵亂云、

○婉子内親王、始メテ參内シ給フコト、延喜十八年八月二十三日ノ條ニ、初齋院  
ニ入り給フコト、承平二年九月二十五日ノ條ニ、齋院ノ用度闕乏ノコト、同八年  
三月十六日ノ條ニ、齋院ヲ改メザル由ヲ、賀茂社ニ告ゲシムルコト、同九年四月  
二十二日ノ條ニ、賀茂社神殿修理ノ間、神座ヲ、同内親王御住所ニ移スコト、應  
和三年九月五日ノ條ニ、同内親王薨去ニ依リテ、伊勢例弊延引ノコト、本月十一  
日ノ條ニ見ユ、

十一日、〔乙〕婉子内親王ノ薨去ニ依リテ、伊勢例幣ヲ延引ス、

〔日本紀略〕

〔圖融〕 九月十日、甲寅、伊勢奉幣前齋日也、有五鉢不具之穢内、  
〔略〕 ○本月  
四日ノ

條參 然而依先例、

十一日、乙卯、奉幣使被立之、〔略〕 ○中 伊勢例幣依前齋院婉子薨延引、仍有大祓、

○婉子内親王薨去ノコト、本月七日ノ條ニ、伊勢例幣追行ノコト、本月二十日ノ  
條ニ見ユ、

十三日、〔丁〕小除日、

安和二年九月十一日 十三日

大祓



安和二年九月十五日 二十日

二〇

太白南斗第四星ヲ犯ス

〔日本紀略〕院 圓融 九月十三日、丁巳、小除日、十五日、未、天文博士賀茂保憲、天文奏ヲ上ル、

〔賀茂保憲勘文〕

○瑞史 料所收

今月十四日、戊午、昏酉時、太白犯南斗第四星、相去七寸、謹

檢天文要錄云、陳卓云、太白犯斗、大臣君道有虧、郗萌曰、太白犯斗、丞相慎之、卜偵偃曰、太白乘合斗第四星、齊桓公死、不出三年、黃帝曰、太白舍居斗、其國貴人死、

有兵亂、盖天論曰、五星犯南斗、下陵貴人、下賤婦兒多死、不出一、卑竈曰、五星

入斗第四星、內亂、諸侯有流千里、天地、瑞祥志、云、吳孫亮太平元年九月、太白犯斗、占

曰、國有兵、其明年、吳、魏竝有兵革、晉康帝建元元年、闕文、安和二年九月十五日、保憲、

二十日、子、伊勢例幣ヲ追行シ、併セテ御即位ノ由ヲ告グ、

〔日本紀略〕

院 圓融

九月廿日、甲子、

○中 今日、

發遣伊勢奉幣使、

○伊勢例幣延引ノコト、本月十一日ノ條ニ見ユ、

告申即位之由

○諸陵墓ニ申告ノコト、同月二十二日ノ條ニ見ユ、 并神嘗祭也、

〔北山抄〕

五 伊勢太神宮告即位由事

安和二年、御八省院、

〔御即位條々〕

○柳原家記 錄二所收

圓融院

八省院行幸

宣命辭別ニ御即位ノコトヲ載ス

(藤原在衡) 右大臣着八省行之、

上古如斯有省略之儀、○中

時元上

襲芳舍ヨリ、清凉殿ニ遷御アラセラル、

〔日本紀略〕

院 圓融

九月廿日、甲子、

十月 天皇從襲芳舍、

遷御清凉殿、

〔中右記〕嘉保元年十一月十一日、己酉、○中

今夜主上從東對遷御西對、○中

江中納言談云、安和二年、圓融院初渡御清凉殿之時、主上御束帶、(裝束イ)有饗饌、內侍取

劍璽前行、五位殿上人六人指燭、

〔禁祕抄〕

下 殿舍渡御

安和二年、圓融院初渡御清凉殿、

是讓位時

主上御束帶、有饗饌、內

侍二人取劍璽、五位侍臣候脂燭、

○扶桑略記・皇代曆及ビ柳原家記錄二所收御即位條々、異事ナキヲ以テ略ス、

致平親王ニ帶劍ヲ聽ス、

〔日本紀略〕

院 圓融

九月廿日、甲子、

○中

致平親王勅授帶劍、

安和二年九月二十日

二一

劍璽 脂燭

束帶ヲ著御アラセラル 饗饌

十月節



安和二年九月二十一日 二十二日

二二

〔系圖纂要〕

七十九 村上源氏一  
源朝臣姓

致平親王 安和二年九月廿帶劔、

二十一日、丑乙 敍位、

太政大臣職  
曹司ニ於テ  
行フ

〔日本紀略〕

院圓融

九月廿一日、乙丑、於太政大臣職曹司有敍位、

〔公卿補任〕

六

中納言從三位同兼家、藤四十九、九月廿一日敍正三位、御即位、前坊大夫、超好古、顯忠、藤原

參議從四位上源延光、藤三十九、九月廿一日正四位下、

〔公卿補任〕

六天延元年

參議正四位上源忠清、藤三十九、九月廿一日正四位上、御即位、二階、前坊亮、秀一

〔公卿補任〕

六天元四年

參議正四位下大江齊光、藤四十八、九月廿二日從四位上、先坊學士、越階、

〔三十六人歌仙傳〕

從五位上行肥後守清原真人元輔、安和二年九月廿一日敍從五位下、民部省

位下、省

內教坊燒亡ス、

〔日本紀略〕

院圓融

九月廿一日、乙丑、中今夜、內教坊燒亡、

二十二日、丙寅御即位及ビ立太子ノ由ヲ、諸陵墓ニ告グ、

〔日本紀略〕

院圓融

九月廿二日、丙寅、被發遣山陵使、告御即位并立太子之由、

〔即位雜例條々〕

兼日上

○京都御所東山御文庫記錄丙十二所收

一、山陵使事

安和二年九月廿二日、

七陵一墓

天智天皇（桓武天皇）嵯峨天皇（仁明天皇）光孝天皇  
山階 柏原 嵯峨 深草 後田邑

醍醐天皇（村上天皇）後山階 邑上 宇治墓外祖父故前右大臣墓也  
藤原節

〔御即位條々勘例〕

○京都御所東山御文庫記錄丙十五所收

條々中

一、御即位由山陵使中

圓融院

安和二年九月廿二日、丙寅、立同使、山陵使即位前日、中

右、注進如件、

正應元年三月廿一日

大外記中原師顯

○立太子ノコト、八月十三日ノ條ニ、御即位ノ由ヲ、大神宮ニ告グルコト、本月

安和二年九月二十二日

二三



安和二年九月二十三日

二十日ノ條ニ、御即位ノコト、同月二十三日ノ條ニ見ユ、

二十三日、丁大極殿ニ於テ、御即位ノ儀ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕院 九月廿三日、丁卯、天皇即位於大極殿、

〔天祚禮祀職掌錄〕 登壇即位事

圓融院 安和二年九月廿三日即位、

奉行官方 〔左中九〕 右大臣藤原爲光、  
藏人方 藏人左少將藤原佐理、

內辨 右大臣藤原朝臣在衡

外辨 中納言藤原兼家卿○京都御所東山御文庫記錄丙十二所收即  
位職掌部類鈔、宣命ノ二字ヲ肩ニ注ス、

參議左大臣藤原文範朝臣

左侍從四品上總太守致平親王

中務大輔從四位上源忠時

少納言代左馬助從五位下源舉賢

右侍從四品上野太守盛明親王

散位從四位下源佐時

典儀

大將代

褰帳

擬侍從一人  
不參

行事辨

時刻

少納言代肥前權守從五位下在原陳俊

典儀 少納言代大藏權大輔從五位上平仲元○元、同書、  
光ニ作ル、

大將代左散位從四位下源信明

右美作權守從四位下佐兼王

褰帳

左亭子女王○亭、同書、高二、同記錄丙十五所收代々、  
御即位役者部類及ビ女王記諸抄、亮ニ作ル、

右藤原貴子

〔御即位次第仁治〕○京都御所東山御文  
庫記錄丙十四所收

擬侍從一人不參例○中  
略

安和、左源忠時申足腫由、俄不參、闕了、

〔即位雜例條々〕兼日上  
○京都御所東山御文庫記錄丙十二所收

一、行事辨事

安和右中辨大江朝臣齊光、

〔即位雜例條々〕當日上  
○京都御所東山御文庫記錄丙十二所收

一、御即位日時事付御  
年

安和二年九月二十三日



安和二年九月二十三日

圓融院 安和二年九月廿三日、丁卯、未二  
御年十三、

一、禮服公卿事

安和中納言藤原兼家卿、加階、參議藤原文範朝臣、

一、内辨事

安和右大臣、

一、行幸事

安和當日午一剋、出日華、宣陽等門、幸大極殿、小安殿、大外記正  
統朝臣召陰陽博士文宿禰道光、令勘申日時、○同書丙十二所取、即位雜例條々同シ、

〔公卿補任〕 六

參議從四位上藤文範、六十九月廿三日正四下、御即位日、

非參議從三位同濟時、廿九、九月廿三○職事補任、八八ニ作ル、敍、前坊亮二階外、加左大臣傳勞、

敍三位也、右中將・春宮亮等如元、

〔公卿補任〕 六天延二年 參議從四位上源惟正、四十九月廿三從四下、先坊大進、同廿

七日昇殿、

〔公卿補任〕 六寬和二年 非參議從三位藤懷遠、安和二年九月廿三日從五下、御即位、ナシイ

文道光日時  
ヲ勘申ス

敍位

藤原實賴諸  
議卿ト敍位ヲ

〔公卿補任〕 六永延元年 參議正四位上同安親、六十九月廿三從四下、御即位、先坊進、權大進

〔外記補任〕 二 大外記從五位下大藏弼邦 九月廿三日敍、

〔小右記〕 九長和五年二月三日、戊寅、○中今日坊官除目、○中略、長和五年二

攝政與兩府議定、先例與諸卿議定、見故殿、○中安和二年御即位間敍位御記、

○扶桑略記・大鏡裏書・百練抄・歷代編年集成・一代要記・皇代記・皇代曆・皇  
年代略記等、異事ナキヲ以テ略ス、御即位ノ由奉幣ノコト、本月二十日ノ條ニ、同

山陵使ノコト、同月二十二日ノ條ニ、敍位ノコト、同月二十一日ノ條ニ、女敍位  
ノコト、同月二十七日ノ條ニ、一代一度ノ大奉幣ノコト、天祿元年三月二十日ノ  
條ニ、宇佐使ノコト、同年九月二十三日ノ條ニ見ユ、

二十六日、庚季御讀經、

〔日本紀略〕 圓融院 九月廿六日、庚午、季御讀經始、

廿八日、壬申、御讀經終、

開關、解陣、

〔日本紀略〕 圓融院 九月廿六日、庚午、○中今日、開關、解陣、

○固關・警固ノコト、八月十二日ノ條ニ見ユ、

安和二年九月二十六日

結願



安和二年九月二十七日

二十七日、辛未、女敍位、

〔日本紀略〕

圓融院

九月廿七日、辛未、於太政大臣（藤原實賴）職曹司女敍位、

〔御即位條々勘例〕

○京都御所東山御文庫記錄丙十五所收

條々

一、御即位女敍位日々○中略

圓融院

安和二年九月廿七日、辛未、女敍位、即位後五ケ日、○中略

右、注進如件、

（正應元年）  
三月廿一日

大外記中原師顯

〔公卿補任〕

六

參議正四位下同兼通、（藤原）四十九、九月廿七日從三位、女敍位次、

〔大鏡〕

三

○東松了泰氏本

一、右大臣（藤原）師輔

（真書）貞觀殿尙侍登子事○注

右大臣（藤原）師輔女、母贈正一位盛子、

○上同九月敍從四位上、○一代要記同シ、

太政大臣職曹司ニ於テ行フ

男敍位

采女敍爵ニ預ル

〔朝野群載〕

九 功勞

丹後國司解 申請官裁事

請被殊蒙官裁、依采女從五位下丹波直勝子辭讓、姪同姓德子補任采女職狀

右、得勝子解狀稱、謹檢案内、去天慶七年、被補當職、從事之後、未闕職掌、依其勞

効、安和二年、初預榮爵、永延元年、更敍內階、○中略

永祚二年二月廿三日

正六位上行  坂上

〔菊亭文書〕

一 空勸文章

勘申 女官加階・敍位例事○中略

一、敍位例○中略

采女敍位例

直勝子 歷卅年、

安和二年九月敍從五位下、（外略カ）○中略

右、補任・歷名等帳、所注如件、仍勘申、

永正十八年四月廿七日 掃部頭兼大外記造酒正博士河內守中原朝臣師象勘申

○藤原登子等ノ敍位、便宜合敍ス、登子ヲ尙侍ニ任ズルコト、十月十日ノ條ニ見ユ、

安和二年九月二十七日



安和二年十月一日 二日 八日 九日 十日

三〇

十月 小 盡  
乙亥朔

一日、乙亥旬平座、

御物忌

〔日本紀略〕院 圓融 十月一日、乙亥、天皇不御南殿、依御物忌也、仍平座、見參、

二日、子丙太政大臣藤原實賴、上表ス、明日、勅答ヲ賜フ、

〔日本紀略〕院 圓融 十月二日、子丙太政大臣上表、

聽シ給ハズ

三日、丁丑、勅答不許之、

八日、午壬東宮帶刀試、

〔日本紀略〕院 圓融 十月八日、壬午、東宮帶刀試、

九日、未癸左大臣藤原師尹、病ニ依リテ、左近衛大將東宮傳ヲ辭ス、

之ヲ聽シ、度者ヲ賜フ、

〔日本紀略〕院 圓融 十月九日、癸未、中藤原師尹左大臣上表、請罷左近衛大將皇太子傳、勅

度 十八人

許之、給度者十八人、依病也、

○師尹薨ズルコト、本月十五日ノ條ニ見ユ、

十日、甲申興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕

(安和)二年、己巳、講師法緣(六十三イ、藤四十二、三三イ)年五十八、九月廿六日宣、廿七日請、原惟

氏、山城國人、延徽僧都弟子、六月十七日、延曆寺聖救(六十三イ、藤四十二、三三イ)年五十八、九月廿六日宣、廿七日請、

講學定祐年三十一、

〔三會定一記〕

(安和)二年、延曆聖救辭退替、(六十三イ、東大、寺)講師法緣三論、豎義定祐、次(忠譽、僧)綱補任同シ、

從四位上藤原登子ヲ尙侍ニ任ズ、

〔日本紀略〕院 圓融 十月十日、甲申、以從五位上藤原登子爲尙侍、

〔かけろふの日記〕中 天慶元年 六月になりぬ、貞觀殿の御かたはおとよし、ないし

のかみになりたまひにき、

〔大鏡〕三 ○東松了泰氏本 一、右大臣師輔

(貞書) 貞觀殿尙侍登子事略ス、

右大臣(師輔)女、母贈正一位盛子、

安和二年十月十日任尙侍、

○かけろふの日記、元年ニ作ル、今、日本紀略及ビ大鏡裏書ニ據リテ掲書ス、登子ヲ從四位上ニ敘スルコト、九月二十七日ノ條ニ見ユ、

安和二年十月十日

三一



安和二年十月十四日 十五日

三二

十四日、子左中辨藤原爲光ヲ藏人頭ニ補シ、左近衛中將藤原元輔ノ昇殿ヲ聽ス、

〔職事補任〕内藏頭 左中辨從四位上藤爲光、(安和二年)同十月十四日補、○公卿補任同シ、

〔公卿補任〕天祿三年 參議從四位上同元輔、(藤)五十(安和)同二十四昇殿、

〔皇代曆〕二 藤爲光 安和二、十月十四日補、(守)廿八(源)保光依統子内親王喪親王薨去

ノコト、九月七不仕、仍所被補也、

十五日、己月食、

〔日本紀略〕院 十月十五日、己丑、○中今夜、月蝕、

〔本朝統曆〕七 十小十四夜望、丑八月蝕、皆既、子六、卯二、

左大臣正二位藤原師尹薨ズ、尋デ、之ニ正一位ヲ贈ル、

〔日本紀略〕院 十月十五日、己丑、左大臣正二位藤原師尹薨、年五十、○扶桑略記、異事ナシ、

十六日、庚寅、奏左大臣薨之由、

十七日、辛卯、葬左大臣於東山觀音寺西岡、

廿日、甲午、詔贈左大臣正二位師尹正一位、

藏人頭源保  
光不仕ノ替

年五十  
薨奏  
東山觀音寺  
ノ西岡ニ葬

日來病ム

藤原實賴服  
一月

源高明ヲ陪  
ル、報ニテ  
薨ズト稱セ  
ラル  
實賴ノ追悼  
歌

〔榮花物語〕

一月の宴

○梅澤義一氏所藏三條西本

御禊○天祿元年十月二・大嘗會○同年十一月十なともい

とちかうなれば、よの人さはきたちたり、かゝるほとに、小一條の左大臣日ころなや

み給ける、十月十五日、御とし五十にてうせさせたまひぬとのしる、宣耀殿女御・

おとこきんたちよりはしめて、よろつにおほしまとふ、いまの攝政殿の御はらからな

れば、御ふくにならせたまへは、大嘗會のをりの事、いとくちをしうおほせと、なと

てか、御おとうとなれば、一月の御ふくこそあらめなと、さためさせ給もあはれなる

よの中なり、れいのありさま・ともありて、はかなくとしもくれぬ、○富岡本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕二

○東松了叅氏本

一、左大臣師尹

このおと、忠平のおと、の五郎、小一條のおと、ときこえさせ給めり、御母九條殿

に同、大臣のくらゐにて三年、左大臣にうつり給事、西宮殿つくしへ下給、○本年三月二十

御替也、その御事のみたれば、この小一條のおと、のいひいて給へるとそ、よの人きこ

えし、さてそのとしもすくさすうせ給ことをこそ申めりしか、それもまことにや、

〔拾遺和歌集〕

八 雜上

小一條左大臣まかりかくれてのち、かの家に○かの家に、拾遺抄、かひ

安和二年十月十五日

三三



安和二年十月十五日

三四

小野宮太政大臣(實額)

ニ作、侍けるつるのなき侍けるをきよて、  
をくれるてなくなるよりはあしたつのかよはひをゆつらさりけん

〔元輔集〕○西本願寺本 三十六人集 小一條の大臣なくなりへりてのち、さくらのおもしろきを

もてあそひはへる日、かへるかりといふことを、

かへるかり君もししらはふるさとに櫻をしむとなきてつけなん

〔源平盛衰記〕十六 滿仲讒西宮殿事

略 ○上 一條左大臣師尹、殊ニ申沙汰シテ、西宮左大臣ヲ流シテ、其所ニナリ替給タリケ

失音病ヲ患  
フトノ説

官歴

ルカ、○本年三月二十  
五日ノ條參看、幾程モナク聲ノ失ル病ヲシ、一月餘リ惱ミテ失給ニケリ、

〔公卿補任〕 參議從四位下藤師尹 太政大臣忠平男、母與師輔同、○右大臣正三  
位源能有女 承平

二○日本紀略及ビ大鏡  
裏書、三年ニ作ル 十一廿七從五下、年十三、今日元服、  
臨時被之 同五正三昇殿、二月廿三日侍從、

同七正七從五上、三月八日左兵佐、天慶四正七正五下、三月廿八日兼播磨權介、同五

三廿八右中辨、○右ノ上、大鏡裏  
書、兼ノ字アリ、  
左兵佐如元 同四月廿五日從四下、廿七日如故昇殿、同七四十二藏人頭、

同廿五日左近中將、同八三廿八兼備前權守、十一月廿五日任參議、○著座ノコト、天慶八年  
十二月四日ノ條ニ見ユ、  
大嘗會 天曆元年六月

同九年二月○二、原ト三ニ作ル、  
鏡裏書ニ據リテ改ム、大七日兼備前守、十一月十九日從四上、主基 天曆元年六月

六日兼左兵督、○大鏡裏書、  
ヲ右ニ作ル 左守如元、同二年正月卅日任權中納言、○著座ノコト、天曆二年  
五月二十日ノ條ニ見ユ

元左兵衛督、被從三位、超五人、兼明・保平・庶  
明・等・師氏  
(源) 二月十日更兼左兵衛督、同三年八月十四日

服解、父、十月二日復任、同四年七月廿三日兼春宮大夫、同五年正月卅日轉正、春宮

大夫・左兵督如元、同七年九月廿五日兼左門督、○コノ下、大鏡裏書、  
同日ノ二字アリ 爲使別當、同十年

正月七日正三位、天德元年二月辭左門督・別當、四月廿五日兼右大將、同四年八月廿二

日任權大納言、右大將・春宮大夫如元、應和三年正月廿八日兼按察使、康保三年正月七

日從二位、超兼明、九月十七日轉正、同四年九月一日兼皇太弟傅、立坊 十月十一日正

二位、超在衡、(藤原) 十二月十三日任右大臣、右大將・傅如元、同日輦車、○以上十字、大鏡裏  
書、同日聽牛車、同十

九日大將如元、爲藏人所別當、廿九日上表、不許、○第一表ヲ上ルコト、康保四年十  
二月十九日ノ條ニ見ユ、以上五、 安和元年正月五

日上表、第三  
度、同二年三月廿六日○千葉胤明氏所藏本大鏡  
勘物、廿七日ニ作ル、轉左大將并左大臣、傅如元、八月十

三日止傳并大將、十月十四日○大鏡裏書、  
五日ニ作ル、十薨、廿日○千葉胤明氏所藏本大鏡  
勘物、廿四日ニ作ル、贈正一位、○以  
上六、

〔貞信公記抄〕 天慶八年十二月六日、○中 中使敦敏(藤原) 將來式部卿辭職表、仰云、師尹

昇殿

朝臣可聽昇殿、

〔權記〕 寬弘八年七月八日、己卯、○中 天曆六年、小一條左大臣、雖兼坊官、依爲

院司、(朱雀) 執行御葬事、已着素服、

朱雀院司

安和二年十月十五日

三五



安和二年十月十五日

三六

冷泉院別當

〔西宮記〕臨時二 後院司事 天德四年七月廿七日、左大史我孫有抄奉、〔柯〕右中辨菅原文時傳宣、

〔左力〕實賴 右大臣宣、奉勅、中納言藤原師尹、宜爲冷泉院別當者、下藏人 平貞行、

〔春宮坊補任〕院 花山 安和二年八月十三日、立太子、二歲、

傳 〔左〕 右大臣正二位藤原師尹 安和二八十三兼、

〔日本紀略〕院 圓融 安和二年十月九日、癸未、○中 略 左大臣上表、請罷左近衛大將皇

太子傳、勅許之、○中 略 依病也、

〔尊卑分脈〕藤原氏 北家

忠平

〔マ、〕 辨 左大臣、右大將、從一位、安和二年十月十四日薨、〔マ、〕 五十號小一條左大臣、

師尹 母同上、○右大臣源能有公 女 正五下昭子、

〔尊卑分脈〕藤原氏 師尹孫

〔マ、〕 頭 左大臣、右大將、正二位、皇太子傳、春宮大夫、左衛門督、安和二十五薨、〔マ、〕 五十一、同廿日贈正一位、號小

辨 師尹 一條左大臣、小一條祖、〔實賴〕 母、右大臣源能有公女、源昭子、清慎公并師氏同母、

定時 〔藤原〕 侍從、從五位上、貞一云々、或云、忠時云々、歌人、小一條怨靈貞時是也云々、〔實賴〕 母右大臣定方女、

濟時 〔長徳〕 事蹟略ス、長徳元年四 月二十三日、條ニ收ム、〔實賴〕 母同定時、

小一條左大 臣ト號ス

世系

冷泉院別當

〔芳子母同濟時、

〔系圖纂要〕三十 藤氏二十四 藤原朝臣姓

師尹

定昭 〔マ、〕 母、一乘院、大僧都、東寺長者、興福寺別當、號本願僧都、永觀元年二月廿一入、〔マ、〕 八十七

〔大鏡〕二 一、左大臣師尹 ○東松了杏氏本

〔實書〕 小一條左大臣師尹事

貞信公五男、母近院右大臣〔能〕 女、

延喜廿年甲辰誕生、

〔大和物語〕〔師尹〕 ○前田 家本 略 兵衛のかむのきみ、あやきみときこえける○下 略

〔後撰集作者〕〔宮内〕 ○宮内 書陵部本 後撰集作者

藤原師尹朝臣 〔モロマサノ〕

〔二中歴〕十三 ○前田 家本 名人歴

名臣○中 略

小一條大臣〔師尹〕 安和二、

安和二年十月十五日

三七

生年  
あや君ト稱  
ス

名ノ訓ミ

名臣



疱瘡ニテ墓  
ズトノ説

藤原忠平ノ  
五男

性情

腹悪キ人

〔愚管抄〕六 良輔左大臣、日本國古今タクヒナキ學生ニテ、左大臣一ノ上ニテ、

朝ノ重寶カナト思タリキ、昔、師尹小一條左大臣・一條攝政右大臣ナリケルニ似タル  
物カナト、心アル人思ケリ、○中 (建保六年) 同年ノ冬コロ、世ニモカサト云病ヲコリタリシヲ大  
事ニワツラヒテ、十一月十一日ニウセ給ニケリ、師尹モカクウセラレタリケル、コレ  
マテモ似タル事也、

〔榮花物語〕一 月の宴 ○梅澤義一氏所藏三條西本 略 ○上 忠平のおとゝ○中 世をまつりこちておはす、

そのおとゝの御子○富岡本、御子ヲ、御をのこゝニ作ル、 五人そおはしける、○中 五郎、師尹の左大臣ときこ  
えて、小一條といふ所にすみ給、○中 小一條の師尹のおとゝ・をのこゝ二人、をんな  
ひとゝころそおはしける、をのこゝ一人ははかなうなり給にけり、○中 小一條の師尹  
(秀子) おとゝは、しるしらぬほととうとさむつまじさも、おほしおほさぬほととのけちめけ  
さやかになとして、くせくしうそおほしをきてたりける、○富岡本ヲ  
(ナシイ) 以テ校ス、

〔今昔物語〕十九 本朝付佛法 依小兒破硯侍出家語第九

今昔、村上ノ天皇ノ御代ニ、小一條ノ左大臣ト云フ人御ケリ、名ヲハ師尹トソ申ケル、○大臣  
極テ腹悪キ人ニテ、○下略

忠平季子ノ  
故ヲ以テ憐  
愍ヲ加フ

師尹ト清原  
元輔師尹ガ  
子ヲ儲ケタ  
ルヲ祝ス

昔語リヲナ  
ス

〔後撰和歌集〕四 夏歌 師尹朝臣のまたわらはにて侍ける時に、とこ夏の花を

おりてもちて侍ければ、この花につけて、(藤原其子) 内侍のかみのかたにをくり侍りける、

(忠平) 太政大臣

なてしこはいつれともなくにはへともをくれてさくはあはれなりけり

〔元輔集〕○宮内廳書陵部 所藏桂宮本甲本

右大將藤原朝臣の子うませて侍し七日の夜、さき初る梅花、○コノ下、歌仙家集 と  
いふ題を讀せ侍しに、本、かさノ二字アリ、

咲初る梅のはなかさかさすにはうしろやすきを萬よの春

又のとし、またうませて侍しに、○續詞花和歌集、小野宮右大臣うち つゝき子うませて侍けるにニ作ル、

としことに祈りしくればおもなれてめつらしけなき千世を社みれ○思ひなれてニ作ル、

右大將藤原朝臣の八月・に、月のいとおもしろきよ、むかしの物語なとし侍し

つゝみてはへりし・

かくはかり秋の月かけきよけれとくもりし冬の空や戀しき



元輔師尹ノ  
比叡登山ノ  
歸京ヲ出迎  
フ

安和二年十月十五日

四〇

右大將の、ひえにのほり侍てかへり侍る、むかへにまかりて後、久しくまからず侍  
しかは、おほつかなきよしの歌讀侍し、返しに、  
としふかきたにのあきつりかつみてもおほつかなくそわすられぬへし

トモニ酒ヲ  
飲ム

九月廿日のほとに、右大將さかのみにまかり・たりしともにかかりてよみて侍し、  
こぬひとになにゝたとへてかたらましくるゝ秋おしむ野邊のこゝちを  
かへりまてきて又の日、大將のいへにて、しくれのし侍しかは、  
多をあさみまたきしくれとおもひしをさらさりけるをおひのなみたも  
○以上、同書丙  
本ヲ以テ校ス、

〔元輔集〕

○宮内廳書陵部  
所藏桂宮本甲本

天徳四年六月十四日の夜、故大納言・右大將藤原朝臣・月のあかきにてゐて、歌  
よみ侍しに、むかしを戀ふる心はへを人くよみ侍しに、よみてはへる、  
あまの川月はかはらぬそらなからありしむかしのよをやこふらん

月見ヲ行フ

花ヲ白河院  
ニ見ル

天徳二年八月十四日、白河院、故大納言源朝臣・右大將藤原朝臣などまかりて、  
秋の花の露をゝひてひらくといふ事をよみ侍しに、

子日遊ヲ行  
フ

ほころひて花咲にけりふちはかまにほひをむすふ露にまかせて

安和二年二月五日、一條のおほひまうちきみの白河の院にて子日し侍し日よみて侍し、

わかなつむ子日のまつの千世のかけすみつゝ見せよしら川の水

庚申ヲ行フ

おなし大將の家に、九月許に、かうしゝ侍しよ、菊のはなを題にてよみて侍し、

あきふかみまかきにおいるきくみれば花のうへともおもほえぬかな  
○以上、同書丙  
本ヲ以テ校ス、

〔大和物語〕

○前田 故なかつかさの宮の北の方うせたまひてのゝち、ちひさき君た  
ちをひきくして、三條右大臣殿にすみたまひけり、御いみなとすくしては、つるにひ

とりはすくし給ましかりければ、かのきたのかたの御おとうと九君をやかてえたまは  
むとなんおほしけるを、なにかはさもと、おや・はらからもおほしたりけるに、いか  
ゝありけん、左兵衛のかみの君しゝうに物したまひけるころ、その御ふみもてくとな  
むぎゝ給ける、さて心つきなしとやおほしけむ、もとの宮になむわたりたまひける、

藤原定方第  
九女ニ文ヲ  
遣ハス

安和二年十月十五日

四一



源宗子ノ女  
ニ通ズ

かくて九の君しようのきみにあはせたまつり給てけり、○中略  
南院のいま君といふは、右京のかみむねゆきのきみのむすめなり、それおほきおと(忠平)  
内侍の「・かんのイ」君の御方にさふらひけり、それを兵衛(師尹)のかむのきみ、あやきみときこえける  
時、さうしにしはしはおはしけり、おはしたえにければ、とこなつのかれたるにつけ  
て、かくなむ、  
かりそめに君かふしみしとこなつのねもかれにしをいかてさきけむ  
となむありける、

〔後撰和歌集〕

十一 戀歌三  
○前田家淨辨本

五節の所にて、(源宗子女)閑院のおほい君につかはしける、

もろまさの朝臣

ときはなるひかけのかつらけふしこそ心の色にふかくみえけれ

返し

誰となくかゝるおほみにふかゝ覽色をときはにいかゝたのまむ

○中略

左兵衛督師尹朝臣につかはしける、

本院兵衛

本院兵衛ヨ  
ルリ歌ヲ贈ラ

枇杷殿ニ通  
フ

春をたにまたてなきぬる鶯はふるす許の心なりけり

〔權中納言朝忠卿集〕

(師尹)

權中納言、ひは殿○ひは殿、歌仙家集本朝忠集、もゝそのニ作ルにかよひはしめ給て

「よそかい」  
四日といふに、

わきもこかねやのつまなる菖蒲草ねもあらはれて今朝はみゆらん

〔後撰和歌集〕

二 春歌中  
○前田家淨辨本

女のもとにつかはしける、

藤原師尹朝臣(勅物)  
後小一條

女ニ贈ル  
後小一條

あをやきのいとつれなくもなりゆくかいかなるすちに思よらまし

〔玉葉和歌集〕

八 旅歌

小一條左大臣、藏人頭に侍ける時、あつまへくたる女に、く

しのはこ・鏡などをくりて侍けるに、よみてつかはしける、

讀人しらす

わかれてもけふより後は玉くしけ明暮みへきかたみなりけり○コノ歌、紀貫之集、紀貫之ノ作ト爲ス、

〔體源鈔〕

十一 之本

大臣管絃沙汰之事

小一條左大臣等、

〔和歌色葉集〕

上 六、名譽歌仙者

筆ヲ能クス  
名譽ノ歌仙



安和二年十月十五日

四四

集・打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえかたきは、四百五十人なり、○中

大臣四十三人付贈

後撰(忠平) 小一條左大臣 師尹、同五男、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

小一條左大臣(マ、) 從一位師尹公、藤原貞信公男、天曆二年權中納言、左衛門督、

後撰集春中、一、夏、一、戀三、一、四、位、

〔諸家名記〕 小左記

左大臣藤原師尹小一條

〔小右記〕

正曆四年十一月一日、甲寅、朔旦冬至、○中

(小野) 中納言保光卿云、大外記傳説私記云、天曆表緘・案等、依左大臣仰、造曹司令作者、

(天曆九年) 彼年師尹卿日記云、内匠寮作者、

〔通憲入道藏書目錄〕 一合第九十六概

小一條記一頁

〔花園天皇宸記〕

文保元年三月廿一日、丁亥、○中 今日、自法皇給小一條左大臣記

一合、是先日爲一見所申也、

卅日、丙申、○中 先日自法皇御方所給小一條左大臣記一合返進之、一見之次、聊抄出也、

歌什

著書  
小左記

小一條記

〔仙洞御文書目錄〕

一、甲御文車

杉櫃一合○中 一合小一條左府 略○中

右、御文書目錄如斯、仍注進言上如件、

文和三年六月五日○連署 略ス、

〔記錄異同考〕

コ之 部 小一條記

小一條記又云小一條相府記、西宮記所載、史籍集覽本ヲ以テ本トナシ、前田家本ヲ以テ補フ、

天慶四年八月二

同五年八月

同九年六月二

天曆元年六月二十五日、

同二年正月八日、

同三年九月二十三日、十月二

同四年正月十八日、三月二十九日、閏五月四日、八月二十日、二十九日、九月十一日、二十六日、十月十七日、十一月七日、十二月十三日、

同五年正月二日・十五日、二月十七日、十二月二十三日、

同六年四月二十九日、十月十二日、十二月十九日、二十九日、

同七年正月四日・八日、七月二十一日、

同八年二月十一日、三月八日・十四日、四月一日、八月十六日、九月二十日、十二月二十七日、

同十年四月十九日、

小一條左大臣記九條家本大嘗會御謄部類記所載、

天慶九年九月二十五日、十月七日・二十八日、

小一條右大臣記天台座主記所載、

安和二年十月十五日

四五



安和二年十月十五日

天曆五年七月十日

小一條曆記江次第所載

天德二年正月三十日

小左記河海抄所載

康保四年二月二十一日

小一條左大臣記大鏡裏書所載

安和二年二月二日

〔法性寺殿記〕

元永二年三月一日、丁未、○中申刻許、藤中納言宗忠卿來、○中略

〔朱書、下同シ〕清涼記有二本事、天曆聖主御作、納言談語之次云、清涼記者、天曆聖主令作始給之書也、以小一條大將濟時、遣小一條〔一〕

村上天皇御撰ノ清涼記ニ注ヲ加フ

大臣許、彼大臣感之加注文云々、仍披露於世間之清涼記二部也云々、

〔本朝書籍目錄〕

公事 清涼記

五卷天曆御撰、雅材奉勅始書、若小一條左大臣奉勅撰

〔大乘院寺社雜事記〕

〔三〕三十 應仁二年閏十月廿四日、

一、成就院ニ參申、〔二〕大閣御對面、御記祿事巨細被仰付之、一紙拜領申、

一條家文書○中略

師尹筆寬平御記

〔宇多天皇〕寬平御記一合小一條左府筆、○中略

以上六十二合

納置大乘院門跡者也、

應仁二年閏十月日

〔兼良〕博陸御判

〔二中歴〕

〔十〕前田家本 名家歴

小一條二條北、東洞院西、一云款冬殿、師尹公家、或抄云、小一條、宗形、神鳴小路北、東洞院西、室町東、近衛南、貞信公宅、師尹大臣給之、及師季云々、〔藤原〕

小一條二條北、東洞院西、籬中抄云、又號山吹殿云々、〔源〕

〔拾芥抄〕

〔中末〕諸名所部二十

小一條近衛南、東洞院西、師尹公家、一云山吹殿、清和天皇誕生所、貞信公家、坤角有、宗像社、

小一條俊賢卿家、師尹公家、御堂殿已下大二條殿傳領、二條南、東洞院東、南北二町、或號山吹殿、二條后高子宅、〔藤原〕

〔清少納言枕草子〕

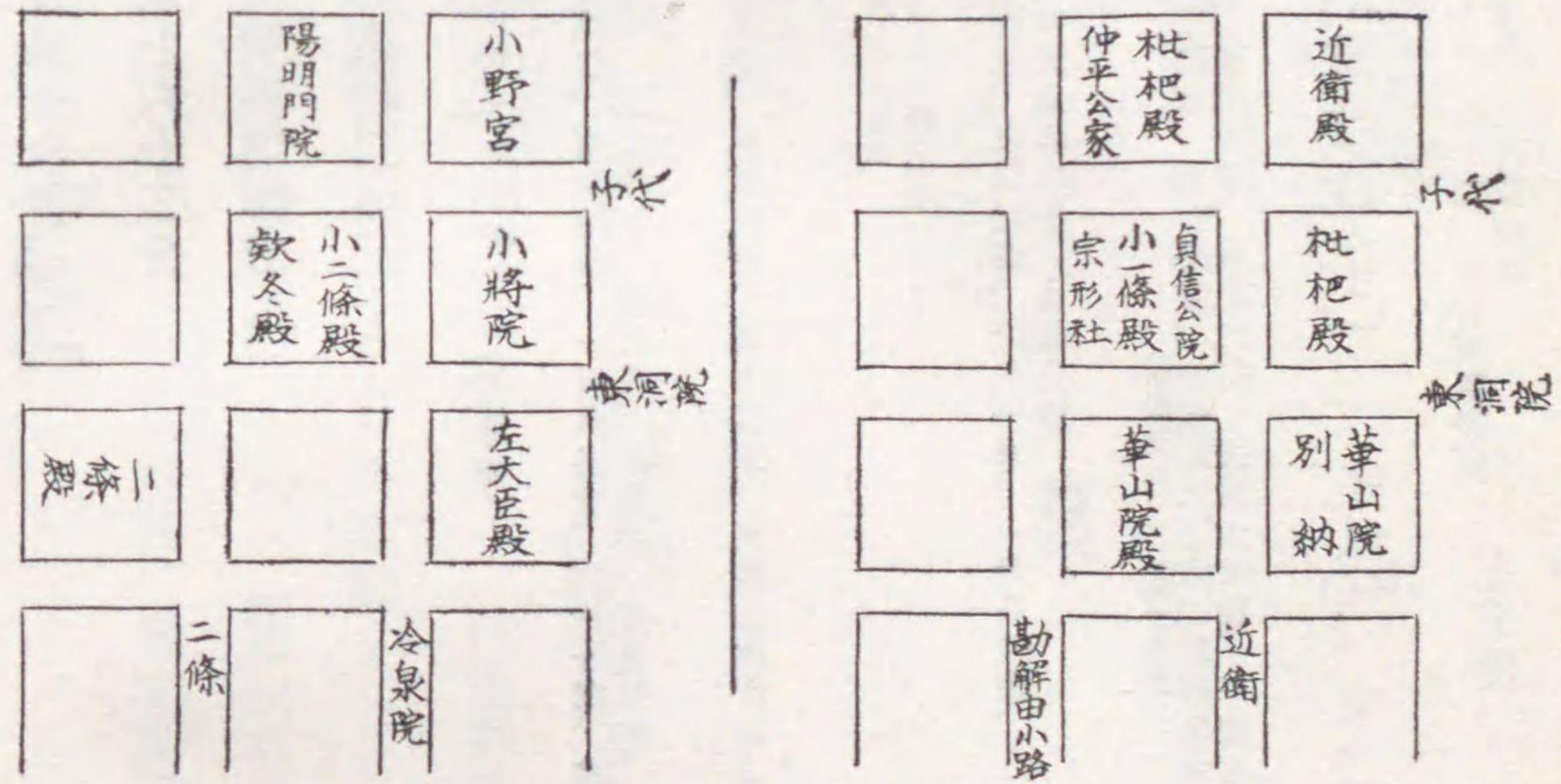
〔上〕家は○上小一條、略

〔延喜式〕

〔四十二〕左右京職附圖 左京圖

安和二年十月十五日





〔日本紀略〕

院冷泉

七月七日、壬子、左大臣於白川家、有七夕宴、

〔本朝文粹〕

十一序丁  
詩序四草

秋日遊白河院、同賦秋花逐露開、

源順

白河院者、故左相府之山庄也、自掩黃閣、不掃綠蕪、烟柳斂眉、二年之春空暮、水石如咽、三廻之秋欲闌、左武衛藤相公、戀尊閣之遺德、慕勝地之舊遊、遂與簷事納言(源延光)・尙書相公(同保光)、卷簾幌竝筆硯、聊暇日而遊、於覽是有秋花逐曉露、輕葩細藥、待瀼瀼而爭開、紫菊紅蘭、隨瀝瀝以亂綻、至如夫花帶露兮增鮮、露滴花兮警鶴、霜未凝定乘衛之霜翎(露力)、不閑、花轉流離、濯蜀之錦文空縵、凡此院之優異也、三代傳而其主皆貴、四時移而其地常幽、南望則有關路之長、行人征馬、駱驛於翠簾之下、東顧亦有林塘之妙、紫鴛白鷗、逍遙於朱檻之前、豈直秋草養花於故園之露、寒松流響於幽洞之風而已哉、請十分記一端云爾、

○師尹、日本紀竟宴和歌ヲ詠ズルコト、天慶六年十二月二十四日ノ條ニ、即位式ニ外辨ヲ勤仕スルコト、同九年四月二十八日ノ條ニ、紀貫之ヲシテ歌ヲ代作セシムルコト、同年是歲ノ條ニ、上表スルコト、天曆二年三月二十日ノ條ニ、父忠平ノ



算賀ノ法會ヲ修スルコト、同三年三月十五日ノ條ニ、天曆五年ノ上日、其年十月一日ノ條ニ、太皇太后藤原穩子ノ崩御ニ依リ、假文ヲ上ルコト、同八年正月四日ノ條ニ、豐明節會ニ内辨代ヲ勤仕スルコト、天德三年十一月十五日ノ條ニ、東宮御元服ノ行事ト定メラル、コト、應和三年正月十一日ノ條ニ、廣平親王御元服ノ加冠ヲ奉仕スルコト、同年八月二十日ノ條ニ、清涼殿前裁合ニ歌ヲ詠ズルコト、康保三年八月十五日ノ條ニ、病ニ依リ、遍敷ヲシテ修法セシメンコトヲ請フコト、同年十月二十三日ノ條ニ、女芳子ニ女學ノ要訣ヲ教フルコト、同四年七月二十九日ノ條ニ、除目執筆ノコト、安和元年正月十三日ノ條ニ、村上陵ニ詣ヅルコト、同年二月二十三日ノ條ニ、大嘗會御禊ノ御輿ノ寄セ方ヲ難ズルコト、同年十月二十六日ノ條ニ、南院殿ニ遊覽スルコト、同年年末雜載諸家ノ條ニ、大饗ヲ行フコト、本年正月十一日ノ條ニ、白河院ニ子日遊ヲ行フコト、同年二月五日ノ條ニ、師尹ノ家人ト藤原兼家ノ家人ト鬪亂スルコト、同月七日ノ條ニ、師尹、上表スルコト、同年三月九日ノ條ニ、五十ノ算賀ノコト、同年七月二十一日ノ條ニ、御惱ノ間、官奏ヲ覽ズルコト、同年八月七日ノ條ニ、御受禪ニ上卿・内辨ヲ勤ムルコト、

十九日、巳除目、

同月十三日ノ條ニ、病ニ依リ、度者ヲ賜ハルコト、本月九日ノ條ニ、七々日法會ノコト、本年十二月四日ノ條ニ見ユ、

〔日本紀略〕圓融院 十月九日、癸未、於職曹司有除目、

十一日、乙酉、召名、

〔公卿補任〕六 天元元年 參議正四位下藤佐理、三十(安和二年マ、下同シ)五、十月十九右中辨、

〔公卿補任〕六 永延元年 參議正四位上同安親、六十(安和二年)六、十月十九相模守、 治國、

〔外記補任〕 二

大外記從五位下大藏弼邦 十(脱カ)十(遷カ) 十月九日還阿波介、

坂上望城 十月十九日任、

少外記 小野時遇 十月十九日任、

權少外記 島田資忠 (衍カ) 十一月十九日任、

〔外記補任〕二 天延三年 少外記巨勢舒節 安和二年□月治部少並、元文章□、(丞カ)

〔本朝文粹〕六 奏狀中 申官爵政人 請被特蒙恩恤、因准先例、舉達辨官右衛門權佐闕狀、



安和二年十月二十八日

三善道統

五二

○上 道統（式部・兵部）、○中 而安和二年、故左相府薨卒之月（十月）、○本月十五日ノ條參看、即任大學頭、本望不遂、落淚不留、○中略

天元二年正月・日（三十一）

從五位上行勘解由次官三善朝臣道統誠惶誠恐謹言

〔三十六人歌仙傳〕從五位上行肥後守清原真人元輔（安和二年）十月任河內權守、

○除目ノ日、日本紀略、九日ニ作ル、今、公卿補任ニ據リテ掲書ス、巨勢舒節等

ノ任官、便宜合敘ス、

二十八日、壬寅、右大臣藤原在衡、職封ヲ醍醐寺ニ施入ス、

〔日本紀略〕（藤原在衡）院（醍醐天皇）十月廿八日、壬寅、右大臣以封戶施入先帝御願寺、

〔朝野群載〕（醍醐天皇）十七 佛事下付法 施入帳

弟子在衡敬白

請諷誦事

佛御布施名香一裹 燈明二盞

衆僧御布施信濃布二百端

諷誦

甲斐播磨各二十五烟

奉施入職封五十烟（甲斐廿五烟、播磨廿五烟）

右諷誦封戶所請如件、伏以須彌百億、日月異而照臨、世界三千、慈悲同而引接、佛陀自施一子之愛、聖教既叶衆生之誠、於是懷舊之盛（感力）、五内之念易迷、追遠之情、九廻之賜難遏、即述由緒、宜抽愚庸、弟子在衡、延喜八年、初遊國子之藝、次進勸學之場、文選范史、寮試及第、忽蒙鳳詔、僅向龍門、依有失錯、勅下第（脱アラシ）、十二年秋、更亦登省、十三年夏、幸以及科、（其年五月是）十五年、給勸學院學問料、十七年、依文章生勞、任伊豫掾、同年、遷任備前掾、（其年五月二十日ノ條參看）次蒙方略宣旨、（同年十一月二十三日ノ條參看）十八年冬、獻對册之文、評定之間、適得科第、（其年十二月九日ノ條參看）十九年正月、拜少內記、（其年其月二十日ノ條參看）四月補夕拜郎、（其年其月十七日ノ條參看）延長二年正月、敘從五位下、（其年其月七日ノ條參看）同月任刑部侍郎、（其年二月一日ノ條參看）更聽昇殿、（其年其月七日ノ條參看）四年、拜大學頭、（其年十月二十九日ノ條參看）六年、任式部權少輔、（其年正月二十九日ノ條參看）同年、亦補藏人、八年、御惱經月、至于九月、御惱彌倍、廿二日、讓位於皇太子、兩三日後、御出右衛門府、廿九日奄然登霞、悲慟之至、肝膽無聊、十一月、御即位、敘從五位上、（其年其月二十一日ノ條參看）承平二年拜右少辨、（其年正月二十七日ノ條參看）其後職任遷轉、階級增加、已到崇班、亦忝高位、內外兼官、間之而在、天德四年、禁中有灾、宮殿屋舍、

安和二年十月二十八日

五三



安和二年十月二十八日

五四

封戸ノ半ハ  
公府ニ返上  
スガ榮進ハ  
我ガ榮進ハ  
醜醐天皇ノ  
遺骸ヲ封ニ  
入割大臣ノ  
テ寺ニヲ

盡爲灰燼、即逐便所、暫以駐蹕、忽始造宮之事、令監土木之勤、○其年九月二十  
八日ノ條參看、應和元  
年、所司諸國、不日成功、建子之月、車駕還宮、○其年十一月二  
十日ノ條參看、及于季冬、上致仕表、  
綸綍難下、冕旒不褰、今年之春、厓羸更倍、夙夜之志、出仕隨稀、而青陽暮春、黑月  
下旬、俄蒙非常之詔文、暗登丞相之榮職、○三月二十六  
日ノ條參看、忽成千萬之恐懼、頻上再三之表  
函、更下勅宣、不許懇望、爰戶部地官、依式充封、尋傍例於官庭、返半分於公府、凡代  
々昇進、雖云後聖之深恩、度々拜除、莫非先皇之餘化、仍割大臣是榮邑、〔之カ〕即獻御願之  
伽藍、嗟乎黍稷不香、欲混醍醐之妙藥、埃塵豈重、亦任山陵之仁風、思納受於甚深、  
開青蓮而遠監、仰哀愍於弘誓、照白茅之上分、〔總イ〕今翹精誠、大概如此、弟子在衡敬白、  
安和二年十月廿八日  
弟子右大臣從二位藤原朝臣在衡

十一月大盡  
甲辰朔

一日、御曆奏、

御物忌ニ依  
リ内侍所ニ  
付ス

〔日本紀略〕〔圖融〕十一月一日、甲辰、御曆奏、依御物忌、付内侍所、

多武峯ヲシテ、舊四至ノ如ク領知セシム、

〔多武峯略記〕〔上〕四至  
○華頂要略六十五所收

後記云、〔千滿檢  
校作〕重申成山陵四至官符事

四至〔都イ〕  
〔前イ〕限東大峯并堀越郁子尾、限南垣娥野橫峯、  
限西彈師尾彈琴谷志波尾、限北鮎谷椋橋河孕女淵、

右御墓山、上代其四至廣遙也、仍貞觀年中、依延安和尚申請、勅使大藏丞藤原中直、

右衛門大志和氣利如并當國守紀今守共所定也、而中間住僧遷替之間、近邊百姓、偷構

作空閑公驗、稱己所領、并號止觀院領山之内、越堺奪領、爰檢校千滿法師、〔ナシイ〕  
〔進イ〕注申事由

於公家之日、以安和二年十一月一日、任舊四至可領知官符給當國、則守藤原國光朝

臣奉行、〔ナシイ〕下官符於高市・十市兩郡、此則增賀聖、○一本、此則以下ヲ、是  
偏依内供奉增賀ニ作ル、并民部卿文範所被成

云々、○一本、所以下ヲ、之相催所給官符也矣ニ  
作ル、又一本、所ノ上ニ相構ノ二字アリ、

安和二年十一月一日

五五

貞觀年中ノ  
勅定

百姓己ガ所  
領ト許稱シ  
又止觀院領  
ト號シテ越  
界掠領ス

增賀及ビ藤  
原文範盡力  
ス



安和二年十一月四日 五日 八日

四日、丁未齋宮輔子内親王、初齋院ヨリ退出シ給フ、

五六

〔日本紀略〕院 圖融 十一月四日、丁未伊勢齋宮輔子内親王、自左近衛府、退出修理職、

〔吉記〕 壽永元年八月六日、甲辰、略 〇中

自野宮退出齋宮、可有難波御禊否事

略 〇上 自諸司并野宮退出齋宮、件御禊有無之條、已以不分明、輔子内親王、略 〇中 同二年

八月十三日退出、依御讓位也、略 〇中 件兩度難波御禊事、無所見歟、略 〇中

七月卅日

大外記中原師尙請文

〔齋宮記〕 輔子内親王 村上皇女、不遂群行、安和二年、

〇吉記、八月十三日ニ作ル、今、日本紀略ニ據リテ掲書ス、輔子内親王、初齋院ニ入り給フコト、元年十二月二十五日ノ條ニ見ユ、

五日、申 戊春日祭、

〔日本紀略〕院 圖融 十一月五日、戊申、春日祭、

八日、亥 辛平貞時ヲ越後ニ配流ス、

直物

〔日本紀略〕院 圖融 十一月八日、辛亥、平貞時可流越後國、

〇平貞節ヲ追討セシムルコト、四月三日ノ條ニ見ユ、

十一日、寅 甲除目、

〔日本紀略〕院 圖融 十一月九日、壬子、除目、直物、

十一日、除目、

〔公卿補任〕六

大納言正三位藤伊尹、六十四十一月十一日轉左大將、

權大納言正三位同師氏、七十五十一月十一日兼皇太子傅、

中納言從三位藤賴忠、六十四十一月十一日兼右大將、

參議正三位源雅信、五十十一月十一日兼左衛門督、

正四位下藤齊敏、四十一十一月十一日任左兵衛督、去卿、治部卿

非參議從三位同濟時、廿九十一月十一日止亮、春宮亮

〔公卿補任〕六 天延二年 參議從四位上源惟正、四十一十一月十一日春宮亮、攝善元如

〔二中歷〕二 前田家本 諸司歷

安和二年十一月十一日

五七



安和二年十一月十四日

五八

二寮頭○中略

賀茂保憲計、安和二十二、

〔系圖纂要〕號外十三 賀茂朝臣姓 保憲 安和二年十二月主計頭、

〔小右記〕 永觀二年十月廿八日、甲辰、○中略 今日除目議始也、○中(藤原實資)略 仰余云、此度可有

御給否、以大外記忠輔令勘先例者、有天慶・安和例、○中(菅野)略 安和唯○中(藤原實資)略 京官而已、

〔小右記〕○前田家本 長和四年十月廿七日、甲辰、今日京官除目、○中略、長和四年十月二十七日ノ條參看、

〔故殿安和二年御記云、院宮御給、以宰相不見傳仰之由、只將監以人被仰歟、如辨之人歟、如何、〕

○小右記所載ノ故殿記、月日ヲ闕クト雖モ、姑ク茲ニ收ム、賀茂保憲ノ任官、便宜合敘ス、

十四日、丁巳、萬機旬、

〔日本紀略〕院融 十一月十四日、丁巳、天皇即位○九月二十三、之後、初臨万機、

〔爲房卿記〕 寛治元年四月廿三日、甲辰、○中略 今日、萬機○中(旬九)略 但寛和二年有庭

立奏、○中略 安和○中略 無此奏者、

庭立奏無シ

御給

章明親王ノ長女

右大臣藤原在衡ヲ藏人所別當ニ補ス、

〔公卿補任〕六 右大臣從二位藤原在衡、七十一十一月十四日爲藏人所別當、

十六日、己未、隆子女王ヲ齋宮ニ卜定ス、

〔日本紀略〕院融 十一月十六日、己未、隆子女王卜定伊勢齋王、彈正尹三品章明親王之

萬集文書、異事ナシ、

〔一代要記〕夏(圓融)天皇 ○京都御所東山御文庫所藏

齋王

隆子女王 彈正尹章明親王女 天祿元(年)卜定、

〔本朝女后名字抄〕齋宮 隆子内親王 天祿元年卜定、章明親王女、(醍醐天皇)延喜御孫、號松

本宮、

○一代要記及ビ本朝女后名字抄、天祿元年ニ作ル、今、日本紀略ニ據リテ掲書ス、齋宮卜定ヲ大神宮ニ奉告スルコト、本月二十七日ノ條ニ、初齋院ニ入り給フコト、天祿元年九月八日ノ條ニ見ユ、

二十二日、乙丑、園・韓神祭、

安和二年十一月十六日 二十二日

五九



安和二年十一月二十三日 二十四日 二十七日

六〇

〔日本紀略〕院 圓融 十一月廿二日、乙丑、園・韓神祭、

二十三日、丙寅、鎮魂祭、

〔日本紀略〕院 圓融 十一月廿三日、丙寅、鎮魂祭、

東宮、一條第ヨリ、擬華舎ニ入り給フ、

〔日本紀略〕院 圓融 十一月廿三日、丙寅、中略 今夕、節貞親王皇太子、從一條第、遷御于禁中

擬華舎、

二十四日、丁卯、新嘗祭、

〔日本紀略〕院 圓融 十一月廿四日、丁卯、新嘗會、被付官、天皇不御中和院也、

二十七日、庚午、大神宮ニ奉幣シテ、齋宮卜定ノ由ヲ告グ、

〔日本紀略〕院 圓融 十一月十七日、庚申、被立伊勢使、被告齋王卜定之由、本條、蓋シ節略正シ

キヲ失セ  
ルナラン、

廿七日、庚午、奉幣伊勢大神宮、告立齋王之由、

〔上卿故實〕辨 辨不參事付日時勘文事

安和二十一年十七、藤原在衡右大臣・中納言橘好古卿、着左仗座、仰大外記菅乃正統、野召陰陽

神祇官ニ付  
ス

日時勘申

寮、令勘申依初齋宮事可立奉幣使之日時、

○隆子女王ヲ齋宮ニト定スルコト、本月十六日ノ條ニ見ユ、

二十八日、辛未、太政官、太政大臣藤原實賴ノ七十ノ算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕院 圓融 十一月廿八日、辛未、藤原實賴太政大臣七十算、太政官賀之、

○藤原賴忠、實賴ノ算ヲ賀スルコト、十二月九日ノ條ニ、實賴ニ七十ノ算賀ヲ賜  
フコト、同月十三日ノ條ニ、辨官、同算賀ヲ行フコト、同月十七日ノ條ニ見ユ、

安和二年十一月二十八日

六一



安和二年十二月四日 九日

十二月小盡 甲戌朔

六二

四日、丁丑左大臣藤原師尹ノ七々日忌法會ヲ法性寺ニ修ス、

〔日本紀略〕圓融院 十二月四日、丁丑、於法性寺、修故左大臣卅九日忌辰法會、

○師尹薨ズルコト、十月十五日ノ條ニ見ユ、

九日、壬午、御髮上、

〔年中行事抄〕十二月 下午日御髮上事 長曆二年十二月八日、庚午、御髮上也、中下午、依當

春日行幸也、安和二年例也、

長久二年十二月七日、壬午、御髮上也、可用神今食以後立春以前午、而依當行幸日、

藤原賴通 問左大臣、申神今食以前不可忌狀、安和二年例也、

中納言藤原賴忠、父攝政藤原實賴ノ七十ノ算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕圓融院 十二月九日、壬午、藤原實賴 太政大臣子息賀大臣算、

〔能宣朝臣集〕

實賴 小野宮太政大臣の七十賀左大臣し給て、よませ給ける御屏風の歌、後拾遺和歌集、天曆三年太政大臣の七十賀し侍ける屏風によめるニ作ル、

神今食以前  
ニ行フ

大中臣能宣  
屏風ノ歌ヲ  
詠ズ

春

たつの住澤邊の蘆の下ねとけ汀萌出る春はきにけり後拾遺和歌集同ジ、宮内廳書陵部所藏桂宮本能宣集、コノ次ニ、  
ひはむめのはなかせにそへて  
そたつぬへらなるノ一首アリ、

花さかぬ常盤の山の鶯は霞を見てや春を知らん夫木和歌抄・新千載和歌集同ジ、

夏

夏山の木高き陰に立よりて見れば千年の影そ有ける宮内廳書陵部所藏桂宮本能宣集、コノ次ニ、  
ふあきもあらしとそ  
おもふノ一首アリ、

○題名、秋  
ヲ脱ス

龜山の岩ほのうへのもみちは、ちらて秋をそかそふへらなる同集、コノ前ニ、あき、なにし  
おへはなかしといふなるあきの  
よもきみかよはひにそへむと  
そおもふノ題及ビ一首アリ、

冬

春日野のときはの松は霜のふる年毎に猶色まさりつゝ同集、次ニ、ふゆこもりのへのわかなは  
したもえてけふりをつまむはるをこそま  
て、ゆきかへりとふかりかねはちのあきに  
おなしこゑかときみにきかせむノ二首アリ、

おなしるい○るい、同集、の竹のつえにそへ侍る、  
たひニ作ル、

君か爲けふきる竹の杖なればまたつきもせず千代○千代、同集、  
よニ作ル、そこもれる

安和二年十二月九日

六三



安和二年十二月十一日 十三日

〔拾遺和歌集〕

五 賀 前田家淨辨本

竹杖ヲ製ス

君かためけふきる竹の杖なればまたもつきせぬ世々そこもれる  
位山峯までつける杖なれといまよろつ世のさかのためなり  
〔續詞花和歌集〕 春上 小野宮の大おほいまうちきみの賀屏風に、  
春日野にわかみつみ待るところニ、續千載和歌集、謙徳、  
公家の屏風に春日野に若菜つめる所をよみけるニ作ル、  
おなし人の七十賀し侍けるに、竹のつゑをつくりて、  
よしのふ

○拾遺抄、四句ヲま

たつきもせぬニ作ル、

〔續詞花和歌集〕

春上

小野宮の大おほいまうちきみの賀屏風に、

○能宣朝臣集、又屏風の歌よめと侍るに

あたらしき春くることに古郷の霞のよへにわかかなをそつむ日○兩書、四句ヲ春のよへにニ作ル、

大中臣能宣朝臣

○太政官、實頼ノ七十算ヲ賀スルコト、十一月二十八日ノ條ニ見ユ、

十一日、甲申月次祭、神今食、

〔日本紀略〕

院 圓融

十二月十一日、甲申、月次祭、神今食、

十三日、丙戌攝政藤原實頼ニ七十ノ算賀ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

院 圓融

十二月十三日、丙戌、大内賀太政大臣七十算、

上卿不參、參議

上卿不參

行之、

○太政官、實頼ノ七十ノ算ヲ賀スルコト、十一月二十八日ノ條ニ見ユ、

十七日、庚寅辨官、諷誦ヲ修シテ、攝政太政大臣藤原實頼ノ七十ノ

算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕

院 圓融

十二月十七日、庚寅、辨官立太政大臣七十算御諷誦使、

○太政官、實頼ノ算ヲ賀スルコト、十一月二十八日ノ條ニ、實頼ニ七十ノ算賀ヲ賜フコト、本月十三日ノ條ニ見ユ、

十八日、辛卯荷前、

〔日本紀略〕

院 圓融

十二月十八日、辛卯、荷前使、

〔北山抄〕

二年 中要抄下  
十二月 荷前事

安和二年、令勘申幼主御時例、承平元・二・三・五年不出御、四年・六・七年無日記者、依承平例不出御、

十九日、壬辰右近衛中將藤原濟時ノ昇殿ヲ聽ス、

〔公卿補任〕

六 非參議從三位同濟時、

廿九、十二月十九日昇殿、

二十四日、丁酉固關使參入ス、

安和二年十二月十七日 十八日 十九日 二十四日

幼主出御ノ  
有無ヲ勘申  
セシム



安和二年十二月二十五日 二十六日 二十九日

六六

〔日本紀略〕圓融院 十二月廿四日、丁酉、固關使參、

二十五日、戊戌攝政藤原實賴上表ス、明日、勅答ヲ賜フ、

〔日本紀略〕圓融院 十二月廿五日、(藤原實賴)攝政上表、依上卿不參無勅答、

廿六日、己亥、略中今日、賜攝政表不許所請之勅答、

二十六日、己亥陸奥守致正、姓關同權守貞茂姓關ト訴訟ス、

〔日本紀略〕圓融院 十二月廿六日、己亥、陸奥國飛驒使到來、彼國守致正與權守貞

茂訴訟之事、

二十九日、壬寅追難、

〔榮花物語〕一月の宴 ○梅澤義一氏所藏三條西本 ○上文ハ、左大臣藤原師尹薨ズルコトニカ、ル、十月十五日ノ條ニ收ム、 はかなくとしもく

れぬれば、(ナシイ)今のうへわらはにはおはしませは、つこもりのついなに、殿上人ふりつゝみ

なとしてまいらせたれば、(ナシイ)うへふりけうせさせ給もをかし、○富岡本ヲ以テ校ス、

飛驒使到ル

振鼓ニ興セサセ給フ

是歲、權大僧都觀理ヲ東大寺別當ニ補ス、

〔東南院文書〕第壹櫃 第二卷

別當官符

權大僧都觀理(安和)二年任、官符紛失、三論宗、

〔東大寺別當次第〕四十七 權大僧都觀理 安和二年月日任、三論宗、本寺、東南院、左京人、平氏、延徹僧都弟子、官符不見印藏、

但安和二年以濱可入大井庄之由、牒遣國司自筆書狀有別當判、又大供讀師解文中、大供別當并本寺別當、共有彼大僧都名、自餘文能可尋勘之、○中略 寺務二年歟、安和二・三、可考之、

〔東大寺要錄〕五 別當章七 第四十七 權大僧都觀理延徹資、左京人、平氏、寺務二年半歟、安和二・三、天祿元、

○醍醐寺座主次第、異事ナキヲ以テ略ス、

大供別當

安和二年是歲

六七



年末雜載

伊豆守依智  
秦永時走湯  
山常行堂建

大神宮司補  
任

賀茂社禰宜  
賞ニ預ル

石清水八幡  
宮寺三綱補  
任

神社、

〔走湯山緣起〕<sup>五</sup> 安和三年、<sup>〔伊豆〕</sup>巳、當國太守依智秦永時宿禰爲願主、延教爲勸進、建立常行堂、又西廊奉安置金身佛菩薩七軀、又三間四面檜皮葺僧坊一字造立之、

〔二所太神宮例文〕 第九大宮司次第

<sup>第五十七安和</sup>中理 同二年三月替、

<sup>第五十八</sup>公賴 安和二年五月任、

〔賀茂社家總系圖〕 乾 賀茂社家系圖

<sup>禰宜三十七年</sup>忠賴 冷泉院御宇安和二年ニ始而貴布禰社賞ニ、アツカラセ給フ、

〔石清水八幡宮寺略補任〕<sup>裏書</sup> ○石清水八幡宮記錄三十一所收

上座法儼<sup>自同</sup>寺主、二月廿九日官符、貞芳轉任別當替、

寺主千覽<sup>元都</sup>維那、二月廿九日官符、法儼轉任上座替、

都維那貞坤 二月廿九日官符、元寺任權寺主、千覽轉任寺主之替、

〔河海抄〕<sup>十</sup>玉臺 八幡宮五師

始メテ同宮  
補大五師ヲ

安和二年、別當貞芳之時、以五師貞善法師、始補大五師、

〔類聚符宣抄〕<sup>一</sup> 諸神宮司補任事

太政官符大宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右、得神祇官貞元三年八月五日解備、彼宮司并氏人等去天延二年二月五日解狀備、<sup>○中</sup>略

重檢傍例、坐筑後國高良大神宮司、代々國司、以郎等一人、補任檢校職、令執印行事、

每至遷替之日、不辨勤惰、棄以京上、仍去安和二年八月五日、初蒙官符、補任大神宮

司<sup>司敷</sup>以<sup>司敷</sup>以降、神威彌嚴、修治無怠、<sup>○中</sup>略

天元二年二月十四日

佛寺、

〔日本紀略〕<sup>圓融</sup>院 十月十九日、癸巳、<sup>〔極樂寺〕</sup>菊會、<sup>〔藤原師尹〕</sup>依左大臣薨、<sup>○十月十五</sup>日ノ條參看、無音樂、只行

諷誦、僧供等付寺家、

十二月廿八日、辛丑、極樂寺万燈會、

〔東寺灌頂大阿闍梨名帳〕<sup>○三寶院舊記</sup>二十四所收 <sup>〔安和〕</sup>二年、<sup>巳</sup>救世、<sup>九月十五日行之、○後七日御修</sup>法阿闍梨名帳・東寺長者補任、

安和二年雜載

始メテ官符  
ヲ以テ筑後  
高良大神宮  
ヲ補ス

極樂寺菊會

同寺萬燈會

東寺灌頂



異事ナ

〔多武峯略記〕上 常行三昧〇中

後記云、常行三昧者、依如覺勸、右大臣藤原伊尹寄進三昧田、安和二年十月廿二日始令修之、同日行者六口定置之矣、其狀曰、

定常行堂事

- 一、行者六口、理宙・慶鎮・尋教・忠壽・惟命・康誼、
- 一、預一人、慶直（眞イ）、
- 一、每年從七月至九月、九十日間、每日（明イ）三時、讀阿彌陀經三十二相、并每日唱不斷念佛、

右常行三昧、所定如件、弟子年來寄住伽藍、普爲法界、自修此行、〇應和元年十二月五日ノ條參看、今爲永事、奉勸右大臣閣下、爲此施主、自今日令始行之、後々補闕僧、分行供米等事、寺之詩司共知行之、（將カ）

安和二年十月廿三日（マ、）

癡僧如覺

〔多武峯略記〕

上 佛事  
〇華頂要略六十五所收

常行三昧修僧十四口、元六口、次十二口、後十四口也、

如覺多武峯  
常行三昧ヲ  
始ム

佛  
每日不斷念

古老說云、曼陀羅堂跡、有六間房、號上房、覺叡君住房也、後如覺君居住（ナシイ）件房、以北三間爲堂、以南三間爲房、於件堂、始修常行三昧云云、  
後記云、件三昧者、入道少將（藤原高光）、法號如覺君、被啓一條右大臣殿、始自安和二年十月廿二日修之云云、

同日修僧六口定置之、其狀云、

定常行堂事

- 一、堂衆六人 理宙 慶鎮 尋教 忠壽 惟命 康誼云云、
- 一、預一人 慶鎮云云、
- 一、每年正月一日七間准天台例、可修三時、
- 一、每月十五日・卅日、可行唱禮、

右常行三昧事、所定如件、弟子年來寄住伽藍、普爲法界、自行此行、今爲永事、奉勸右大臣閣下、爲此施主、自今日令始行之、後後補闕僧、分行供米等之事、寺之諸司共知行之、

安和二年十月廿三日（マ、）

癡僧如覺已上



今案、自應和二年至安和二年、入道君獨修此三昧、自安和二年至于今年丁巳、二百廿九年也、○攝政藤原伊尹、多武峯ニ常行三昧堂ヲ建立スルコト、天祿元年是歲ノ條ニ見ユ、

〔多武峯略記〕

下 堂舎付佛  
○華頂要略六十五所收

一、彌勒堂○中略

安置○中略

文殊像一軀金色、居長一尺貳寸、乘獅子、

後記云、件像爲遂大師僧都本願、以安和二年、檢按千滿奉造云々、〔實性〕大佛師延祚云々、

大日如來像一軀金色、

僧運賢奉造之、佛師延祚、

尺迦・藥師・阿彌陀像各一軀彩色、

檢按千滿造之、佛師延祚、

〔多武峯略記〕

下 鎮守勸請事  
○華頂要略六十五所收

安和二年正月十日如覺君啓白文云、鎮守七十餘

所諸大明神云々、

今案、昔奉勸請七十餘所歟、

〔瀨多文書〕

○國立國會圖書館所藏

鞍馬寺領四至ヲ裁許ス

記錄所

鞍馬寺住侶等越訴申言狀

右件堺事、住侶等捧安和二年宣符〔目カ〕・嘉禎二年官符等、寺邊五百町爲寺領致管領訖、

○中略 爰安和二年、鞍馬寺寺邊五百町堺四至可爲寺領之由被裁下哉、如件宣旨者、四至

東限天峯、西限貴布禰河、南限松尾山、北限仙瀧谷云々、貴布禰河以東之山林、寺領

之段分明歟、而先々御沙汰之時、不進彼宣旨正文之條、雖有疑殆、今度令出帶之上、

安和二年寺邊山地五百町堺四至定露地之段、既被引載嘉禎官符訖、尤可資灼然之證哉、

○中略

永和二年十一月十九日○連署略ス、宮内廳書陵部所藏記錄所文書ヲ以テ補正ス、

〔東南院文書〕

第壹櫃  
第三卷

太政官牒東大寺

應補任都維那長興不仕替事

傳燈法師位餘慶年五十一、藤卅一、三論宗

右、得彼寺今月十九日解僞、餘慶吏幹頗備、足爲其職、望請官裁、將被補任都維那長興

安和二年雜載

東大寺都維那餘慶補任



不仕之替者、(源高明)左大臣宣、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

安和二年正月廿三日

正六位上行左少史伴宿禰(自署、下同)保在(保光)牒

右大辨從四位上兼行勘解由長官源(保光)朝臣(保光)

奉行(以下別筆)六月廿三日

別當權大僧都「觀理」

都維那

少別當威儀師

上座

寺主「千宗」

(權)寺(主)〇本書、太政官印九顆及  
(慶長)〇東大寺印五顆ヲ踏ス、

〔醍醐寺三綱次第〕

上座定基、(五、下同)安和二年閏三月二日、法洞辭退替、

寺主明濟、四十、安和二年閏三月二日、定基轉上座替、

都維那清明、卅五、安和二年閏三月十一日、明濟轉寺主替、

〔多武峯略記〕

(上)官職  
〇華頂要略六十五所收 座主 檢校

醍醐寺三綱  
補任

多武峯檢校  
補任

第六檢校泰善 蓮智房、今極樂院是也、安和二年六月七日補之、官符、年四十九、治(冊)

卅年、清慎公御時一年、謙徳公御時二年、忠義公御時六年、廉義公御時十二年、中關(藤原道)

白御時五年、御堂御時四年、(藤原道長)

〔僧綱補任〕

乾  
〇彰考館本

律師禪藝 六月廿三日補定心院十禪師、

權律師餘慶 六月十九日補定心院十僧、

公家、

〔類聚符宣抄〕

九  
算得業生試

右中辨大江朝臣齊光傳宣、(藤原師尹)右大臣宣、奉勅、竿生若江爲範、宜待得業生大藏國實課試

及第替補者、

安和二年二月十六日

左少史吉志公胤奉

學藝、

〔日本紀略〕

冷泉院

三月十四日、

〇中(藤原實賴)

太政大臣移座花下、賦一絶、隔水花光合、

〔弘法大師遺告〕

〇桂泰藏  
氏所藏

藤原實賴一  
絶ヲ賦ス  
弘法大師遺  
告書寫

定心院十禪  
師補任

算得業生課  
試ノ替ヲ補  
ス



安和二年雜載

(奥書) 安和二年七月五日、以有緣本書寫、曆能

(別筆、朱書) 萬壽二年六月十六日、於車宿、自僧都御口習承已了、

□求法沙門覺源

(又別筆) 「宮僧正覺源、御書也云々、傳領成賢」

莊園、

〔東寺百合文書〕

京二十七下  
○山城

(端書) 「案文成願寺」

符 伊勢國大國庄司

可任先年符免除成願寺所領川合庄田壹町貳段佰捌拾步

在多氣郡十四條二兄國里廿四坪一段 廿五坪一段

廿六坪六段 廿七坪一段 卅五坪三段百八十步

右、寺家去天德四年八月廿五日符○天德四年年末雜載莊園ノ條參看、併、件庄田元是故前々彈正尹二品秀良

親王、依去承和二年三月十五日官符領掌之後、昌泰年中、奉爲國家、建立寺家、所被

施入也、然今爲寺關せ、已久、然而依成願寺愁、所免除之狀如件、下知依件免之、而

東寺伊勢大國莊司ヲシテ成願寺ヲ領除セシム

寺家所領大國庄、猶以被領學者、重可免之狀、所仰如件、件庄宜承知、早以免除、且莫令致彼愁、故符、

別當僧正(寬空)

都維那

少僧都在判

專當僧在判

(救世) 律師在判

僧判

大法師在判

上座

寺主

安和二年二月七日

死歿、

〔大中臣系圖〕

正廉

清光土佐權守、  
安和二年卒、

雜、

安和二年雜載

土佐權守大  
中臣清光卒



烏下鳩下相  
黃牛外記廳  
ニ入ル

〔日本紀略〕

冷泉院

六月卅日、乙巳、於八幡宮、烏鳩相鬪之事、

〔百練抄〕

四冷泉天皇

九月廿四日、黃牛入外記廳、經結政所、即登南築垣上、東行落

〔土カ〕 出去畢、可謂奇異、

〔頭書〕 六條左大臣師尹薨、〔藤原〕 十月十五日、此徵歟、〔小一〕 條參看、

天祿元年庚午

正月小盡  
癸卯朔

二日、甲辰、中宮大饗、

〔日本紀略〕〔昌子內親王〕 正月二日、甲辰、中宮大饗、

三日、乙巳、東宮大饗、

〔日本紀略〕〔師貞親王〕 正月三日、乙巳、東宮大饗、

七日、己酉、敍位、

〔爲賴集〕〔宮內廳書陵部本〕

〔奥書〕 藤原爲賴 〔師貞親王〕 天祿元年正月七日敍從五位下、〔春宮〕 御給、

八日、庚戌、御齋會、

〔日本紀略〕〔圓融院〕 正月八日、庚戌、御齋會始、

十四日、丙辰、御齋會竟、無內論議、

〔西宮記〕〔正月中〕 御齋會 〔南殿儀〕 安和三年正月十四日、云々了、衆僧退出、此間上卿未立以

天祿元年正月二日 三日 七日 八日

結願  
内論義ナシ

東宮御給



天祿元年正月八日

八〇

竟日公卿參

右近衛陣襲疎略ナリ

布施堂公卿以下ノ拜禮

前、辨・少納言・外記・史等立座、經同堂昌福、東庭、出永陽門、列立門前、次上卿起座、出

同門、于時上官等御前〔脱アラン〕、到脩明門前、外記・史留立、〔東頭西面上〕、辨・少納言入門内東腋留立、

北上、次諸卿入門北行、其後陪從辨・少納言・外記・史等、〔諸卿猶以下藤爲先〕、上卿到陰明門前之間、辨

以下史以上、留立中和門南頭、以次諸卿東面北上、〔位イ〕、〔以上四字、一本分注ニ作ル〕、列立陰明門前西側、

次右大臣進揖入門、次諸卿一々入、次辨・少納言・外記・史從之、上卿以下入月花門、着右

近陣、辨・少納言相從着之、頃之有召、外記・史着座、〔依座狹、不着之、多〕、陣官儲酒肴、進大臣以下、

先例中將以下多候進盃酌、而今日中少將一人不候、只將監一人、府生一人、物節一兩、近衛三四人候、爰招左近中

將元輔朝臣爲勸盃人、一度巡行之後、無人從事、安福殿東廂北方一間立机、居汁漉一口、事之冷淡、甚非常也、〔タイ〕

陣官以下、北山抄一獻了、大臣召外記、仰僧可令參之由云々、

〔北山抄〕一年中要抄上正月、公卿着布施堂、〔中〕、辨・少納言率外記・史等、〔中〕、

着座、次式部官人以下着座、畢公卿以下置笏三拜、〔外記安和三年記云、六位以下後拜云々、中略〕、祝願畢、丞退出、

次公卿以下又置笏一拜、〔中安和三年、把笏云々、略〕

〔北山抄〕六備忘略記、大臣從八省參内儀、安和三年正月十四日記云、上官出自永陽門、〔公卿用此門〕、奉仕御

前、外記・史留立脩明門前東頭、〔西面上〕、辨・少納言入自同門、列立東掖、〔西面上〕、諸卿入門北

行、辨以下相從、上卿至陰明門之比、辨以下史以上、留立中和門南頭、公卿列立陰明門

前西側、〔東面上〕、大臣揖而入之、

後七日御修法、

〔東寺長者補任〕一長者少僧都救世、後七日法行之、

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕〔圓融〕、天祿元年、〔庚午〕、少僧都救世、〔房玄記〕、二長者、

寬忠修之云々、可尋決之、

十日、〔壬子〕、太政大臣藤原實賴、大饗ヲ行フ、

〔日本紀略〕〔圓融〕、正月十日、〔藤原實賴〕、太政大臣大饗、〔藤原在衡〕、右大臣以下參向、

〔北山抄〕三拾遺雜抄上、私記、安和三年、不出簾外、〔藤原齊敏〕、令左兵衛督謝不謁蘇甘栗使之

由、

十一日、〔癸丑〕、右大臣藤原在衡、大饗ヲ行フ、

〔日本紀略〕〔圓融〕、正月十一日、〔藤原在衡〕、右大臣大饗、大納言源兼明卿以下向之、

十六日、〔戊午〕、女踏歌、

〔日本紀略〕〔圓融〕、正月十六日、〔藤原在衡〕、戊午、女踏歌、〔藤原在衡〕、右大臣以下參入、

十七日、〔己未〕、射禮、

天祿元年正月十日 十一日 十六日 十七日

八一

主人蘇甘栗  
使ニ相達ハズ



天祿元年正月十九日 二十二日 二十六日

八二

射遣

〔日本紀略〕

院 圓融

正月十七日、己未、射禮、右大臣參内、

十八日、庚申、射遣、

十九日、辛酉、賭射、

出御

〔日本紀略〕

院 圓融

正月十九日、辛酉、賭弓、天皇出御、大納言伊尹(藤原)以下參入、

二十二日、甲子、政始、

〔日本紀略〕

院 圓融

正月廿二日、甲子、政始、

二十六日、戊辰、除目、尋デ、小除目アリ、

〔日本紀略〕

院 圓融

正月廿一日、癸亥、於太政大臣職曹司、除目、右大臣(藤原)以下參向、

廿三日、乙丑、除目、

廿四日、丙寅、同、

廿五日、丁卯、除目、

廿六日、戊辰、同竟、

廿八日、庚午、於太政大臣職曹司、小除目、

〔公卿補任〕

六

太政大臣ノ  
職曹司ニ於  
テ行フ

中納言從三位橋好古、七十民部卿、正月廿五日兼大宰權帥、去卿、

參議正三位同雅信、七左衛門督、正月廿五日兼備前權守、

從三位同重信、九修理大夫、正月廿五日兼伊與權守、廿八日兼大藏卿、

○大鏡裏書、コノ下ニ  
大夫如元ノ四字アリ、

藤兼通、六十宮内卿、正月廿五兼讚岐權守、廿八日遷兼美乃權守、

○大鏡裏書、  
異事ナシ、

正四位下同齊敏、三左兵衛督、伊與(權)守、正月廿八日兼右衛門督、爲別當、

藤文範、六左大辨、備後權守、正月廿八日兼民部卿、

非參議從三位藤濟時、七右中將、正月廿七左兵衛督、○大鏡裏書、  
セラハニ作ル、

〔公卿補任〕 六 天元四年 參議正四位下大江齊光、四同三正廿八治部卿、

〔二代要記〕 夏 圓融天皇  
○京都御所東山御文庫所藏

別當○中

參議藤齊敏、(天祿)守右衛門督、同元一二月二日補、○皇代曆  
同シ

〔二中歷〕 ○前田家本 都督歷

天祿元年正月二十六日

八三

檢非違使別  
當ヲ補ス



天祿元年正月二十七日

橋好古(天祿元年)

〔中古歌仙三十六人傳〕(藤原) 高遠卿 三年正月兼近江介、

〔敍位除目執筆鈔〕 天祿元年正廿一縣(吾)、(廿六日)、(筆)、(在衛)、(伊尹)、(右大臣執筆)

〔魚魯愚鈔〕(五) 藏人方丙 院宮・内官未給

(安和三春) 大膳職亮正六位上藤原朝臣棟用(師貞親王) 東宮去年、(内官御給)

〔魚魯愚鈔〕(八) 故者院宮下申文 己 故者院宮・親王・公卿等給(申文)、(尻付)

故無品敏子内親王家(中) 略

右、去天祿元年巡給、以秦光賴申任越前權少掾、(中) 略

寬弘三年正月廿六日 正三位行權中納言兼治部卿中宮權大夫源朝臣俊賢

〔系圖纂要〕(十七) 藤氏十一 千常 天祿元年正(月)、(廿九)、(廿五) 鎮守府將軍、(左)

二十七日、(己) 右大臣藤原在衡ヲ左大臣ニ、大納言藤原伊尹ヲ右大

臣ニ任ズ、尋デ、伊尹ヲシテ、舊ノ如ク、左近衛大將ヲ兼ネシム、

〔日本紀略〕(圓融) 正月廿七日、己巳、詔以右大臣藤原朝臣在衡爲左大臣、以大納

執筆

東宮御給

敏子内親王  
巡給

内辨藤原兼  
家

言同伊尹爲右大臣、大納言・中納言各以昇進、天皇不出御、以中納言兼家爲内辨、(藤原)

〔公卿補任〕(六)

左大臣從二位同在衡、(七) 正月廿七日轉、

右大臣正三位同伊尹 正月廿七日任、二月二日兼左大將如元歟、

權大納言正三位同師氏、(五) 皇太子傳、按察使、正月廿七日轉大納言、

權中納言正三位同雅信 正月廿七日任、二月二日左衛門督如元、

從三位藤朝成、(四) 正月廿七日任、二月二日兼中宮大夫、

〔公卿補任〕(六) 永祿元年 參議正四位下同實資、(三)、(三) 同三正廿七昇殿(大鏡裏書)、(異事ナシ)

〔攝關傳〕(上) 謙德公伊尹、

天祿元年正月廿七日右大臣、(七)、(四)、(十)

二月二日大將如故、(左大將)、(大鏡裏書)、(異事ナシ)

〔初任大臣大饗雜例〕(還宣) 天祿元正廿七、以右大臣任左大臣、以權大納言伊尹

卿任右大臣、

二月二日、中納言橋好古着左仗、召權少外記小野時通仰云、(行カ)、(伊尹)、(右大臣)如舊兼左近衛大將、

天祿元年正月二十七日

還宣旨

昇殿



權中納言雅信如舊兼左衛門督、權中納言朝成卿如舊兼中宮大夫者、

〔扶桑略記〕二十七 圓融天皇 正月廿七日、右大臣在衡任左大臣、年八十、大納言伊尹任右大

臣、年四十七、

藤原在衡ノ  
述懷

〔續古事談〕

二 臣節 粟田ノ左大臣在衡○中 右大臣ニ成テ○安和二年三月二十五日ノ條參看 イクホトヲヘス

左大臣ニ成時、右大臣ハアトアリ、左大臣ノ事思カケスト云ケル、アヤシキ事也、

〔十訓抄〕

第十可庶 幾才能事 朝成卿檢非違使別當のとき、中納言を所望の間、石清水に詣て、

我強盜百人か頸を切者也、其功勞によりて、今度の闕に拜任すへきよし、祈申へき旨を

しめされければ、神主云、吾神殺生を禁斷し、放生を宗としますます、争か此由を可申

哉と云々、朝成卿重て云、殺生を御禁斷の上〔宗イ〕、御詫宣の文明白也、但件の詫宣の末に、

爲國家臣惡者出來之時、非此限と侍は、何事とか知哉、猶可申云々、神主其旨を令申

間、はたして中納言に任畢、如此の自業自得の類は、まことに憐愍の及所にあらざる

へし、

是月、女敍位、

〔菊亭文書〕

一 空勘文章

藤原朝成檢  
非違使別當  
ノ功ニ依リ  
中納言ニ任  
セラレンコ  
トヲ石清水  
宮ニ祈請ス

御匣殿藏人  
ノ敍位

勘申 女官加階・敍位例事○中

一、敍位例○中

御匣殿藏人敍位例

當麻是子 勞卅二年、

天祿元年正月敍從五位下、○中

右、補任・歷名等帳、所注如件、仍勘申、

永正十八年四月廿七日 掃部頭兼大外記造酒正博士河内守中原朝臣師象勘申



二月 大盡 壬申朔

一日、壬申春日祭、

〔日本紀略〕圓融院 二月一日、壬申、春日祭、

〔春日祭歷名部類〕 天祿元年二月一日、壬申、祭

四日、乙亥祈年祭、

〔日本紀略〕圓融院 二月四日、乙亥、祈年祭、

六日、丁丑釋奠、

〔日本紀略〕圓融院 二月六日、丁丑、釋奠、源參議延光一人行之、

十一日、壬午列見、是日、攝政藤原實賴、近衛府官人ノ射ヲ覽ル、

〔日本紀略〕圓融院 二月十一日、壬午、列見、今日、藤原實賴太政大臣、脱アラン左右近衛官人能射

者射也、

○擬階奏ノコト、四月七日ノ條ニ見ユ、

十七日、戊子直物、

參議一人事ヲ行フ

〔日本紀略〕圓融院 二月十七日、戊子、於藤原實賴太政大臣職曹司、直物、

十八日、己丑園・韓神祭、

〔日本紀略〕圓融院 二月十八日、己丑、園・韓神祭、

二十日、辛卯文章博士藤原後生ヲシテ、年號ヲ勘申セシム、

〔日本紀略〕圓融院 二月廿日、辛卯、召文章博士俊生、仰可撰年號字之由、後藤原

○改元ノコト、三月二十五日ノ條ニ見ユ、

二十三日、甲午季御讀經、

〔日本紀略〕圓融院 二月廿三日、甲午、季御讀經始、

結願

廿六日、丁酉同竟、

二十九日、庚子齋院ヲ改メザル由ヲ、賀茂社ニ告グ、

〔日本紀略〕圓融院 二月廿九日、庚子、被告申齋院尊子内親王不改由於賀茂社、

齋院尊子内親王

〔賀茂齋院記〕 尊子内親王 圓融院、天祿元年二月二十九日、被告齋王不改之由于

賀茂、

〔吉記〕 治承四年四月五日、丁亥、中午後參殿下、藤原基通付信清申四ヶ條雜事、

天祿元年二月十八日 二十日 二十三日 二十九日



天祿元年二月二十九日  
齋院不替奉幣々物事、安和○中略、無幣帛、

太政大臣ノ  
職曹司ニ於  
テ行フ

悠紀近江坂  
田郡  
主基丹波氷  
上郡

詔作者大江  
昌言

三月小盡  
壬寅朔

五日、丙午大嘗祭悠紀・主基國郡ヲト定ス、

〔日本紀略〕

圓融院

三月五日、丙午、於太政大臣職曹司、(藤原實賴)被定大嘗會悠紀・主基國、

近江丹波、又被卜兩國郡、

〔二中歷〕

八前田家本

儀式歷

大嘗會

悠紀

近江○中  
坂田、○中  
略

主基○中  
略

丹波○中  
氷上、○中  
略

天祿近坂田、  
丹氷上、  
近○江次第  
丹○江次第  
上異事ナシ、

○大嘗祭行事所主典以上ヲ定ムルコト、四月二十七日ノ條ニ見ユ、

十五日、丙辰、服御常膳四分ノ一ヲ減ジ給フ、

〔日本紀略〕

圓融院

三月十五日、丙辰、詔減服御常膳四分之一、少内記大江昌言作

天祿元年三月五日 十五日



之、

殿上賭射、

出御  
樂ヲ奏ス

〔日本紀略〕

圓融院

三月十五日、丙辰、

略中

今日、殿上賭弓、天皇出御、親王以下參

入、奏樂、

(藤原道綱)

(藤原道綱)

兼家卿息童舞態已得骨法、仍主上給紅染單衣、

〔かけろふの日記〕

中

(天祿元年)

三月十日のほとに、うちののりゆみのことありて、いみ

しくいとなむなり、(道綱)おさなき人、しりへのかたにとられていてにたり、かたかつ物な  
らは、そのかたのまゐもすへしとあれは、このころはよろつわすれて、このことを  
いそく、まひならずとて、ひひにかくをし、のゝしる、いてゐにつきて、かけ物とり  
て、まかてたり、いとゆゝしとそうちみる、とうかのひになりぬ、今日そこゝにて、  
しかくのやうなることする、まひのしおほのよしもち、女はうより、あまたの物かつ  
く、おとこかたも、ありとあるかきりぬく、(兼家)殿は御物いみなりとて、おのこともはさ  
なからきたり、ことはてかたになるゆふくれに、よしもち、こてふらく(中)まゐて、いて  
きたるに、きなるひとへぬきてかつけたる人あり、おりにあひたる心ちす、また十二  
日、しりへのかた人、さなからあつまりて、まはすへし、こゝにはゆみはなくてあしか

藤原道綱後  
方ニ取ラレ  
習フ舞ヲ

試樂  
舞ノ師多好  
茂

胡蝶樂

りぬへしとて、かしこにのゝしる、殿上人かすをおほくつくしてあつまりて、よしも  
ちうつもれてなるとき、(道綱母)我はいかにくゝと、うしろめたくおもふに、よふけて、を  
くり人あまたなとして物したり、さて、とはかりありて、人くゝあやしと思ふに、は  
ひいりて、これかいとらうたくまひつること、かたりになむものしつる、みな人のな  
きあはれかりつること、あす・あさてものいみ、いかにおほつかなからん、いつかの  
ひ、またしきにわたりて、ことともはすへしなといひて、かへられぬれば、つねはゆ  
かぬこゝちも、あはれにうれしうおほゆることかきりなし、その日になりて、またし  
きに物して、まひのしやうそくのことなど、人いとおほくあつまりて、しきはき、い  
たしたてて、またゆみのことをねんするに、かねてよりゆふやう、しりへはさしての  
まけ物そ、いていとあやしうとりたりなといふに、まひをかいなくやなしてん、いか  
ならんくゝとおもふに、よにいりぬ、月いとあかければ、かうしなともおろさて、ね  
んし思ふほとに、これかれはしりきつゝ、まつこのものかたりをす、いくつなむ(中)あつ  
る、かたきには右兵衛・源中將なむある、おほなくゝいふせられぬとて、さゝとのこ  
ゝろにうれしうかなしきこと、もののにす、まけ物とさためしかたの、二のや、とも



陵王持  
道綱ノ舞  
感ニ預リ  
衣ヲ賜ル  
御

弓ノ師

大祓

廢務セズ

にかゝりてなん、ちになりぬると、またつけをこする人もあり、ちになりければ、まつれうわうまひけり、それもなしほとわらはにて、わかおひなり、ならしつるほと、こゝにてみ、かしこにてみなど、かたみにしつ、されはつきにまひて、おほえによりてにや、御そたまはりたり、内よりは、やかてくるまのしりに、れうわうものせて、まかてられたり、ありつるやうかたり、わかおもてをおこしつること、かむたちめともみななきらうたかりつることなど、かへすくもなくくかたらる、ゆみのしよひにやる、きて、またこゝにてなにくれとて、やゝかつくれは、うきみかともおほえす、うれしきことそ、ものこき〔にすい〕、そのよも、のちの二三日まで、しりとしりたる人、ほうしにいたるまで、わかきみの御よろこひきこえにくくと、おこせいふをきくにも、あやしきまてうれし、

二十日、辛酉一代一度大神寶使ヲ、大神宮及ビ諸社ニ發遣ス、

〔日本紀略〕〔圓融院〕三月十六日、丁巳、〔藤原在衡〕左大臣以下參内、於建禮門大祓、依大奉幣也、

廿日、辛酉、終日雨下、被發遣一代一度大奉幣使、无廢務、

〔小右記〕○九條家本長和五年二月廿六日、辛丑、○中略

勘申

奉幣五畿・七道諸國諸神日廢務有無事

天祿元年三月廿日、辛酉、終日雨降、上卿不參、仍無政也、今日被發遣天皇御即位

○安和二年九月二十三日ノ條參看之後、依先例、五畿・七道諸國諸名神奉幣之使也、件使等、依神祇官先日差

申、以大中臣・齋部等、〔脱アラン〕爲其官符給諸國、但從神祇官立件使等、昨日、上卿於左仗座、

召少外記賀茂連量仰云、明日奉幣七道諸社之内、同可奉幣伊勢宮、若如此之日、廢務

有無之例可勘申者、連量還局、引勘記文、專無其例、還參申此由了、仍今日無廢務、

右日記所注如件、

長和五年二月廿六日

少外記巨勢文任

廿九日、甲辰、奉幣五畿・七道諸神之日無廢務之事、見天祿元年三月廿日外記日記、

件記爲覽攝政、〔藤原道長〕送資業朝臣、

〔御即位條々勘例〕○京都御所東山御文庫記録丙十五所收

條々○中略

一、大奉幣事○中略

天祿元年三月二十日

官符ヲ諸國  
ニ下ス  
廢務ノ有無  
ヲ勘申セン



天祿元年三月二十三日

九六

圓融院

即位次年

天祿元年三月廿日、辛酉、(一代一度天師地祇大奉幣使)同大奉幣、○中略

右、注進如件、

三月廿一日

大外記中原師顯

二十三日、甲子大宰大貳藤原佐忠ヲ召還ス、

〔類聚符宣抄〕八

召大貳事

太政官符大宰府

大貳從四位下藤原朝臣佐忠

(藤原在衡)

右、左大臣宣、奉勅、件人宜遣召者、府宜承知、給食十二具、馬十二疋進上、路次之

國、亦宜准此、符到奉行、

右大辨源朝臣保光

右大史小槻宿禰忠臣

安和三年三月廿三日

○佐忠、赴任ノ由ヲ申スコト、康保三年十月二十日ノ條ニ見ユ、佐忠ノ事蹟、便

宜左ニ附載ス、

食十二具馬  
十二匹ヲ給  
ス

藤原佐忠ノ  
事蹟  
官歴  
藏人

〔小野宮年中行事〕

二月  
御讀經事

藏人木工助藤原佐忠仰云、○中略

天慶八年八月十日○下略

〔本朝世紀〕

天慶八年十二月五日、丁卯、○中略

大納言(藤原)師輔卿召藏人木工權助藤原佐

忠、令奏○下略

〔醍醐寺要書〕上

朱雀院

○本文  
略ス

天慶九年十二月十一日

判官代修理亮藤原朝臣在判

式部丞藤原朝臣佐忠○他略ス、

式部丞

朱雀院判官  
肥後權守

○本文  
略ス

天曆元年六月廿日

判官代肥後權守藤原佐忠奉

天祿元年三月二十三日

九七



天祿元年三月二十三日

九八

院御厨預

中務丞

〔日本紀略〕

村上天皇

天曆三年六月六日、戊寅、諸備舍人數百人爲群黨、斫破院御厨預

中務丞佐忠宅、

〔朝野群載〕

二十一雜文上  
田地賣買券

攝津國嶋上郡兒屋郷長解

申立賣買常地券文事○本文  
略又

郡判○中  
略

天曆五年十月十七日

國判○中  
略

守藤原朝臣佐忠

〔北山抄〕

三拾遺雜抄上  
大撰事

私記

(正月)

應和二年、少納言兼家敍四位、就左中辨(藤原)文範上、○中  
略

又四位少辨善理在五位中辨佐忠上、

〔西宮記〕

十辨官事  
○前田家本

(裏書)

佐忠私記云、應和二年正月廿二日、辛巳、天晴、早且左近源中將(重光)

被示除尙書、遣使案内、參内、

○中  
略

次少將奏予賀、

〔歌合〕

二內裏歌合  
應和二年  
○宮內廳書陵部本

御記

應和二年五月四日、庚申、○中  
略曉更男女房獻倭歌、令右中

辨佐忠讀、

攝津守

五位  
右中辨

廣平親王家  
別當

大宰大貳

勘解由長官

世系

〔親王御元服部類記〕

村上王子  
○注  
廣平親王  
略又

天曆御記

應和三年八月○中  
略二十日、己亥、

○中  
略

仰可授廣平親王三品事、○中  
略藤原朝臣申、便可

付親王別當佐忠、

〔二中歷〕

二前田家本

都督歷

藤原  
佐忠  
二正、  
康保

〔權記〕

長保二年四月九日、丙辰、

○中  
略

補藤原賴任云々、賴任○中  
略故勘解由長官佐忠

朝臣孫、而故山城守時明朝臣男也、

〔尊卑分脈〕

藤原氏  
末茂孫

連茂

辨  
佐忠  
母、  
勘解由長官、大宰大貳、因幡・攝津等守、從四上、

時明  
母、  
山城・大和等守、上野介、正五下、

時貞  
母、  
伊勢守、從四下、

天祿元年三月二十三日

九九



歌什

天祿元年三月二十三日

一〇〇

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

佐忠〔長カ〕四位、勸解〔次官〕由次官、出羽守藤原連茂男、至天祿四年〔天延元年〕

拾遺集〔冬、一〕四位、

〔拾遺和歌集〕

四冬 ○前田家淨辨本

屏風の多に、こしのしら山かきて侍ける所に、

藤原佐忠朝臣〔從四位上、右中辨或說輔尹歌云々、藤原〕

我ひとりこしの山ちにこしかとも雪ふりにけるあとをみるかな

〔記錄異同考〕

ス之部 佐忠私記

藤原佐忠朝臣

著書  
寄忠私記

佐忠私記 ○前田家本西宮記裏書所載、

應和二年 正月二十二日・二十三日、二月五日・十日、五月五日・八日、十一月六日、

康保元年 二月五日・十日、

〔親信卿記〕

平記一 ○陽明文庫所藏

天祿三年十一月十二日、戊辰、戌刻、除給錫紵、○三年十一月十日、後日問此案内、先例不給御冠、又不裝束小板敷御座、只女房取錫紵給藏人、々々傳取立庭中、

舊記有神座、此說未詳、宮主申云、先例無鋪設云々、佐忠朝臣說也、

錫紵脱却ニ關スル佐忠ノ說

○佐忠、東宮御元服ニ御總角ヲ奉仕スルコト、應和三年二月二十八日ノ條ニ、安樂寺六庚申ヲ始ムルコト、康保元年年末雜載佛寺ノ條ニ、若菜ヲ南方ニ獻ズルコト、

同諸家ノ條ニ、安樂寺東法華堂ニ莊園ヲ寄進スルコト、同莊園ノ條ニ、清涼殿前

裁合ニ歌ヲ詠ズルコト、同三年八月十五日ノ條ニ見ユ、

二十五日、丙寅天祿ト改元ス、仍リテ、大赦ヲ行ヒ、今年ノ半徭ヲ復ス、

〔日本紀略〕

圓融院

三月廿五日、丙寅、左大臣〔藤原在衡〕以下參内、詔改元爲天祿元年、大赦

天下、但犯八虐、常赦所不免者不赦、又復天下今年半徭、老人・僧尼給穀有差、

〔改元部類記〕

自承平至寬治 ○東洋文庫所藏

〔頭書〕「外記記」

安和三年三月廿五日、丙寅、左大臣・大納言〔以下イ〕・着左仗座、此日被改元之事、詔命已〔イイ〕、鳳曆新號、但自昨日、外記奉左大臣仰、令誠候少内記大江昌言、而件昌言非成業者也、仍有事定〔イイ〕、以右少辨藤〔朝臣イ〕一雅材、令草件詔書、以昌言令清書、即奏覽之後、召

中務少丞平祐舉、下給件詔書了、

詔、魯史垂文、革故之風高扇、漢册傳訓、建元之道長存、是用受龍圖繼鴻業之君、

靜赤縣撫蒼生之主、莫不有時而開基、踰年而改號者矣、朕以弱齡、忝膺大器、專賴元

老之輔弼、度奉宗廟之神靈、不愆不忘、所守先生之遺範、一言一事、所慎列聖之通

規、方今鳳管律移、鶯花春暮、不易民聽於今日、恐墜皇猷於斯時、其改安和三年、

爲天祿元年、大赦天下、今日味爽以前、大辟以下、罪無輕重、已發覺・未發覺、已

天祿元年三月二十五日

天祿元年三月二十五日

一〇一

藤原雅材詔書  
書ヲ草ス  
大江昌言清書ス

詔書



高年者ニ數  
ヲ賜フ

天祿元年三月二十五日

1011

結正・未結正、咸皆赦除、但犯八虐・故殺・謀殺・私鑄錢・強竊二盜・常赦所不免者、不在赦限、又復天下今年半條、老人及僧尼、年百歲以上、賜穀人四斛、九十以上三斛、八十以上二斛、七十以上一斛、庶使添恩波於四海之中、潤惠露於一天之下、布告遐邇、俾知朕意、主者施行、

天祿元年三月廿五日

(頭書)〔經輔〕

(寬仁元年四月)〔己丑〕

同廿一日、早且參御宿所方、大外記文義參入、被仰云、改元之時、多有免物、而御

即位之後、初改元之度、有免物哉、先例可勘申者、文義申云、多最初改元無免物、但

天祿度有免物、又々可勘申者、

同廿二日、〔庚寅參内〕文義令申最初改元無免物之由、元慶度有免物、〔元慶元年四月十六日〕又天祿度有免物、此外

見代々例、更無免物、

〔元祕別錄〕

一、勘文部 安和三年三月廿五日改元、爲天祿、代始

詔、赦・賑給、代始例希有也、○京都御所東山御文庫記錄甲、百二十五所收改元部類同シ、

代始改元ニ  
恩赦賑給  
ルハ異例

〔柱史抄〕

下臨時  
帝王部 改元事

代始無恩赦、但〔仁明天皇〕承和・天祿二代有此事、

〔園太曆〕 文和元年九月廿六日、丙申、○中

兩條

一、改元詔書儒辨草進例

安和三年三月廿五日、改元爲天祿、依代始也、右少辨藤原雅材草進詔書、少内記大

江昌言清書、○中

大外記中原師茂

○扶桑略記・愚管抄・百練抄・歷代編年集成・一代要記・行類抄・歷代皇紀・皇代記・皇年代略記・改元烏兔記等、異事ナキヲ以テ略ス、藤原後生ヲシテ、年號ノ字ヲ撰進セシムルコト、二月二十日ノ條ニ見ユ、

二十九日、庚午冷泉院穢アリ、仍リテ、諸卿ヲシテ、賀茂祭ヲ延引スベシヤ否ヤヲ定メシム、

〔園太曆〕 觀應元年十月五日、○中

天祿元年三月二十九日

1013



天祿元年三月二十九日

一〇四

仙洞觸穢間、大嘗會沙汰可爲何様哉事

外記ニ問フ

略○上 同廿九日、右大臣以下參内、被仰外記云、冷泉院有死穢、賀茂祭延否如何、外記

延引セズ

申不分明之由、諸卿被議定祭不可延引由、是件穢不及内裏・齋院之故也、○中

十月四日辰時

左大史小槻匡遠請文

○賀茂祭ノコト、四月十五日ノ條ニ見ユ、

四月 大盡 辛未朔

一日、辛未 日食、

〔日本紀略〕圓融院 四月一日、辛未、日有蝕之、

〔西宮記〕十二臨時己 日蝕 前田家本 天祿元年三月廿七日外記々々云、中務省所申來月有一日々

蝕奏狀令申上、自結政之後、付外記云々、

同廿八日、作廢務奏狀、付内侍令奏、了大外記正統令召使申諸卿、又令内豎申親王云

々、

〔本朝統曆〕七 四大朔辛未、六 日蝕、七分強、未三、申三、

二日、壬申 平野祭、

〔日本紀略〕圓融院 四月二日、壬申、平野祭、

冷泉院燒亡ス、仍リテ、上皇、朱雀院ニ遷御アラセラル、

〔日本紀略〕圓融院 四月二日、壬申、○中 今日夜半、冷泉院燒亡、冷泉院 太上皇遷御朱雀

院、

〔扶桑略記〕二十七 圓融天皇 四月三日、冷泉院火災、太上天皇遷御朱雀院、

天祿元年四月一日 二日

一〇五

中務省日食ノ狀ヲ奏ス

廢務奏狀ヲ奏ス



天祿元年四月三日

一〇六

〔百練抄〕

四 圓融天皇

天祿元年四月三日、冷泉院燒亡、太上皇御朱雀院、

○皇代曆・愚管抄・東寺王代記、

異事ナシ、

〔園太曆〕

文和二年二月五日、

○中

匡遠（小槻）仙洞火事例隨身示之、

仙洞火事例○中

天祿元年四月二日、夜半、冷泉殿燒亡、

所殘廳并御廨・四面門等也、太上皇遷御朱雀院、

○上皇、冷泉院ニ遷御ノコト、安和二年八月十六日ノ條ニ、同院燒亡ニ依リテ、

上皇ニ絹・綿等ヲ上ラル、コト、本月六日ノ條ニ見ユ、

三日、癸酉初齋院ヲ定ム、

〔園太曆〕

觀應元年十月五日○中

仙洞觸穢間、大嘗會沙汰可爲何様哉事、

右、件例引勘之處○中

（天祿元年）

同四月三日、被定伊勢齋宮入御諸司事、

○中

十月四日辰時

左大史小槻匡遠請文

○隆子女王、齋宮ニト定ノコト、安和二年十一月十六日ノ條ニ、初齋院ニ入り給フコト、本年九月八日ノ條ニ見ユ、

冷泉院御廨人、參議藤原文範ノ仕丁ト鬪亂シ、檢非違使藤原永保ヲ

傷ク、

〔日本紀略〕

圓融院

四月三日、癸酉、冷泉院御廨人與文範朝臣仕丁鬪亂、仍檢非違

使左衛門權佐永保欲捕下手之間、院人打破永保頭、血流面上、

四日、甲戌廣瀨・龍田祭、

〔日本紀略〕

圓融院

四月四日、廣瀨・龍田祭、

六日、丙子冷泉院ノ燒亡ニ依リテ、上皇ニ絹・綿等ヲ上ラル、

〔日本紀略〕

圓融院

四月六日、丙子、主上被奉絹綿・調布・錢米・鐵等冷泉院、依燒亡也、

○冷泉院燒亡ノコト、本月二日ノ條ニ見ユ、

七日、丁丑擬階奏、

〔日本紀略〕

圓融院

四月七日、丁丑、擬階奏、

○列見ノコト、二月十一日ノ條ニ見ユ、

右大臣藤原伊尹上表ス、尋デ、勅答ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

圓融院

四月七日、丁丑、○中右大臣上表、勅答、

○伊尹、右大臣ニ任ズルコト、正月二十七日ノ條ニ見ユ、

天祿元年四月四日 六日 七日

一〇七

廳及ビ御廨等燒ケ殘ル



園城寺長吏律師行譽寂ス、

年七十八

官歴

内供

〔寺門高僧記〕 一行譽律師 康保三年十二月廿六日任權律師、同四年九月補長吏、智辨權僧正入壇之師也、天祿元年四月七日入寂、年七十八、

〔僧綱補任〕 二 ○興福寺本 權律師行譽 康保三年十二月廿六日任、天台宗、延曆寺、内供勞、靜觀僧正弟子、〔七十四、〕安和元年三月十一日轉正、天祿元年月日入滅、〔七十八、〕

〔諸門跡譜〕 院 行譽律師千光 康保四年九月補園城寺長吏、

園城寺長吏

法系

運昭ノ弟子

〔園城寺傳法血脈〕 乾 〔敬一、下同シ〕 運昭内供授二人 〔敬一、下同シ〕 行譽 天曆三十一、敬一解、六十、四十一、内供、號院上綱、靜觀弟子、後敬一受法、左京人、或和泉國人、

陽雲 康保元一十一六、良勇和尚入室、運照受法、師解、六十五、四十五、定心院十禪師、

餘慶 康保四二二二、千光院、師解、五十三、卅、已上二人一紙解、定心院十僧、筑前國早良郡人、宇佐氏、

弟子

陽雲

餘慶

智興

千觀

倫譽

靜觀ノ弟子

圓珍ノ弟子ナリトノ説

左京人

〔師資相承〕 坤 三種悉地 〔三、朱書、下同シ〕 靜觀

〔四、改敬〕 行譽内供、律師、千手院、

長海

〔諸嗣宗脈紀〕 下 天台宗 圓珍

行譽 千光院、

〔寺門傳記補録〕 十三 僧傳部丁 長吏高僧略傳上 權律師行譽 積善房、十二世

行譽 左京人、靜觀僧正弟子也、天曆三年、從運昭供奉、入壇灌頂、年六十、臘四十一、後以大法授於陽雲・智辨・智興・千觀・倫譽五大德、康保三年十二月二十六日任

天祿元年四月七日

一〇九



天祿元年四月八日

權律師、安和元年補長吏、治二、天祿元年四月七日寂、年七十有八、

〔園城寺長吏次第〕第十禪藝 少僧都、空惠阿闍梨弟子、天祿元年任、治寺九年、

○寺門高僧記、異事ナシ、

〔法中補任〕園城寺長吏次第 禪藝 天祿元年任、治九年、

○是歲、禪藝ヲ園城寺長吏ニ補スルコト、便宜合致ス、

八日、戊寅灌佛、

〔日本紀略〕圓融院 四月八日、戊寅、○中 又有灌佛事、

〔親信卿記〕平記三 天延二年四月八日、御灌佛、○中 上卿御物忌之間、不被

候之時、可案内出居座疊二枚也、去安和三年御物忌也、而此座鋪之、

御導師等ニ布施ヲ賜フ

○中 次御導師率弟子僧、自北廊戶參入○中 結願之後賜布施、紅染掛一領、若有僧綱用白褂、○中 安和三年黃衾、

〔年中行事秘抄〕四月 八日灌佛事

〔裏書〕 大嘗會年灌佛事

大嘗會以前灌佛行フ例

承保元年四月五日記云、大嘗會以前灌佛、仍有尋注申畢、仁和四年○仁和四年四月八日ノ條參看、天祿元年等例也、

諸司ノ祿ナシ

### 齋院司除目、

〔日本紀略〕圓融院 四月八日、戊寅、齋院司除目、

十二日、壬午、齋院尊子內親王、野宮ニ入ラセラル、

〔日本紀略〕圓融院 四月十二日、壬午、賀茂齋院禊東河、入御紫野院、今日無諸司

祿、違例也、

〔賀茂齋院記〕尊子內親王 〔天祿元年〕 四月十二日、尊子禊于東河、入紫野院、

〔園太曆〕觀應元年十月五日、○中

仙洞觸穢間、大嘗會沙汰可爲何様哉事

右、件例引勘之處、〔天祿元年四月〕 同廿二日、賀茂初齋院禊東河、入御紫野院、○中

十月四日辰時

左大史小槻匡遠請文

○齋院尊子內親王、初齋院ニ入り給フコト、安和元年十二月二十七日ノ條ニ、同齋院ヲ改メザル由ヲ賀茂社ニ告グルコト、本年二月二十九日ノ條ニ見ユ、

十五日、乙酉、賀茂祭、

〔日本紀略〕圓融院 四月十四日、甲申、警固、

十五日、乙酉、賀茂祭、

天祿元年四月十二日 十五日

警固

賀茂川ニ禊ス



天祿元年四月二十日

十六日、解陣、

○冷泉院ノ穢ニ依リテ、賀茂祭ヲ延引スベシヤ否ヤヲ定ムルコト、三月二十九日ノ條ニ見ユ、

二十日、<sup>庚寅</sup>延曆寺總持院燒亡ス、

〔日本紀略〕<sup>圓融院</sup> 四月廿日、夜、惣持院有火、

〔扶桑略記〕<sup>二十七圓融天皇</sup> 五月廿日、夜、延曆寺惣持院燒亡、一云、四月廿日燒亡、

〔歷代編年集成〕<sup>十七圓融院</sup> 四月廿日、夜、叡山惣持院燒亡、

〔百練抄〕<sup>四圓融天皇</sup> 四月廿日、天台惣持院燒亡、<sup>○我慢抄・滿濟准后日記永享七年二月六日ノ條同シ、</sup>

〔天台座主記〕<sup>二〇華頂要略</sup> 第十八權律師良源

天祿元年<sup>庚午</sup>、四月廿一日、惣持院燒亡、

〔二代要記〕<sup>夏圓融天皇</sup> 京都御所東山御文庫所藏

天祿元<sup>年</sup>〇<sup>中</sup> 四月卅日、惣持院燒失、<sup>〔晦イ〕</sup>

〔僧綱補任抄出〕<sup>上圓融天皇</sup> 五月廿日、夜、延曆寺惣持院燒亡、<sup>〔天祿元年〕</sup>

○惣持院燒亡ノ日、天台座主記、四月二十一日ニ、一代要記、四月三十日ニ、扶桑略

記・僧綱補任抄出、五月二十日ニ作ル、今、日本紀略・歷代編年集成・百練抄等ニ據リテ掲書ス、延曆寺講堂・諸院等燒亡ノコト、康保三年十月二十八日ノ條ニ見ユ、  
二十七日、<sup>丁酉</sup>大嘗祭行事所主典以上ヲ定ム、

〔園太曆〕 觀應元年十月五日、<sup>〇中</sup>略

仙洞觸穢問、大嘗會沙汰可爲何様哉事

右、件例引勘之處、<sup>〇中</sup>同廿七日、被定大嘗會行事所主典以上、<sup>〇中</sup>略

十月四日辰時

左大史小槻匡遠請文

○悠紀・主基國郡卜定ノコト、三月五日ノ條ニ、大嘗祭御禊裝束司ヲ補スルコト、九月十七日ノ條ニ見ユ、



天祿元年五月一日 三日

五月 小盡 辛丑朔

一日、辛政アリ、

〔日本紀略〕院 五月一日、辛丑、政、

三日、癸卯、太政大臣藤原實賴上表ス、尋デ、勅答ヲ賜フ、

〔日本紀略〕院 五月三日、癸卯、太政大臣辭表、勅答右少辨雅材作之、

○實賴薨去ノコト、本月十八日ノ條ニ見ユ、藤原雅材ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔類聚符宣抄〕九 文章生試

學生藤原淑遠 藤原雅材

右、(藤原實賴)左大臣宣、奉勅、件淑遠等、宜仰式部省、令奉文章生試者、

天曆九年六月廿六日○下略

〔西宮記〕臨時一 應和元年七月七日、云々、文章得業生兼播磨掾藤原雅材如故爲藏人、

雅材始兼讚岐掾、今遷國、○下略

〔類聚符宣抄〕九 文章得業生試

請殊蒙宣旨、令遂課試文章得業生等狀

勅答作者藤原雅材

藤原雅材ノ事蹟

學生

文章得業生藏人

讚岐掾

正六位上播磨權少掾二代ノ儒胤

正六位上播磨權少掾藤原朝臣雅材○中略

右、雅材等、二代儒胤、一時俊才、天曆十年共給學問新、天德元年同補得業生、味道之志、門塵雖芳、楊庭之望、家風未扇、○中今件雅材等、雖給新之程一年不及、而秀才之勞、二年已過、同計其程、已六年餘、望請早被下宣旨、以件雅材等、(大正)飽准齊光之例、將令遂彼課試、謹請處分、

應和二年四月廿五日○下略

〔類聚符宣抄〕七 依着座恪勤預爵事

從二位行大納言兼民部卿藤原朝臣宣、(在衡)奉勅、式部少丞正六位上藤原朝臣雅材○中略、

去年閏十二月廿五日奏狀云、○文略ス、

應和四年三月五日○下略

〔北山抄〕三 拾遺雜抄上 一、祿法 ○中 康保三年云々、○中 大夫師尹卿授東宮御作、

備中介

從五位上右少辨

〔類聚符宣抄〕七 勸解由史生事

從五位上守右少辨藤原朝臣雅材傳宣、○文略ス、

天祿元年五月三日



天祿元年五月三日

(天祿元年) 同年十二月廿一日○下略

世系

〔尊卑分脈〕 藤原氏 魚名孫

經臣

冊藏 雅材 右少辨、從五下、  
文 母從五上文令女、

惟成 母攝津守 中正女、○事蹟略ス、  
使 永祿元年十一月是月ノ條ニ收ム、  
通賴 加賀權守、從五下、  
文 母

〔本朝文粹〕

十一 序丁 詩序四 鳥

五言、仲春釋奠聽講毛詩、同賦鶴鳴九臯、

藤雅材

夫禮者國家之洪典、列聖傳規、學者教化之本源、尊師設禮、是以春王夏曆、仲月初丁、陳俎豆於雍宮、薦蘋蘩於孔廟、簪纓擗節、如觀闕里之庭、金石連音、誰俟靈光之壁、既而祠官之奠既畢、講肆之筵旁開、方領圓冠、擁洙川而鱗萃、發矇啓滯、移鄒邑而厲行、觀夫陽鳥標奇、靈禽拔俗、志在千里、凌寥廓而非遙、聲鳴九臯、徹窈冥而漸聞、望廻翔於蓬島、霞袂未逢、思控馭於茆山、霜毛徒老、華池殊其飲啄、紫府隔以封疆、好音彌清、猶警涼秋之曉露、幽咽不罷、豈潛暗夜之陰雲、玉羽雖隱其栖、蒼昊自驚其

傳 釋奠ニ詩序ヲ作ル

聽者也、于時山阿只馳蒲輪之聘、野外誰見草澤之遺、云爾、

〔江談抄〕

六 長句事

願廻翔於蓬島、霞袂未遇矣、思控御於茅山、霜毛徒老焉、  
材、藤雅

秀句ニ依リテ藏人ニ補セラル

依此句、俄補藏人云々、

〔十訓抄〕

十 可庶幾才能事

(村上天皇) 天曆の御時、延光卿藏人頭にて御おほえことにおはしけり、

少も御氣色に違事もなく過給ひけるに、或時叡慮の心よからぬやうに見えければ、恐をなして入こもられたるを、召有ければ、いそぎ參給へるに、年比はをろかならずたのみて過つるに、口惜事は藤原雅材と云學生の作たる文の、いとおしみあるへかりけるを奏せさりけるこそ、いと憑かひなしと仰られければ、理申限なし、やかて藏人たるへきよし仰下されけるを、御倉の小舎人して觸遣すに、家を尋かねて、通所を聞出て告たりける、雅材出仕すへきやうもなかりけるを、君聞召て、内藏司に仰て、其よそほひを給はせける、彼か書ける句は、鶴鳴九臯序也、  
望廻翔於蓬島、霞袂未逢、思控御於茅山、霜毛徒老、

望廻翔於蓬島、霞袂未逢、思控御於茅山、霜毛徒老、

〔禁祕抄〕

上 藏人事

昔天曆御時、雅材給裝束、自内藏寮調進、

出仕ノ服ナシ内藏寮ヲシテ服ヲ賜フ

天祿元年五月三日



秀村上天  
皇ノ御感ニ  
預ル

〔今鏡〕

九むかしかたり  
あしたつ ○畠山本

御おほえにおはしけるに、すこしも御けしきたかひたることもをはせてすぎ給けるに、こゝろよからぬ御けしきのみえければ、あやしくをそれをもほして、こもり給えりけるほとに、めしありければ、いそきまいりておはしけるに、としころはをろかならずたのみてすくしつるに、くちをしきことは、ふちはらのまさきといふかくしやうのつくりたるふみの、いとをしみあるへかりけるをは、なとくら人になるへきよしをはそうせさりけるそ、いとたのむかひなくとおほせられければ、ことはり申かきりなくて、やかておほせくたされけるに、みくらのことねり、いゑをたつねかねて、かよふところありときよつけて、そのところにいたりて、くら人になりたるよしつけられは、そのいゑあるしのむすめのをどこ、ところのさうしきなりけるか、くら人にのみかけたるをりふしにて、わかなりぬるとよろこひて、ろくなときようせむれうに、よはかにしたしきゆかりともよひて、いとなみけるあひたに、ことねり〔雑色イ〕殿に〔はイ〕・をはせず、秀才とのよならせ給えるなりといひければ、あやしくなりて、いゑあるし、いかなることそとたつねけるに、さうしきかめのあねか、をとうとかなる女房〔符カ〕なの、ま

女ノ家ノ曹  
司ニ住ム

家ノ主ニ追  
ヒ出サル

かなひなとしけるを、このすきいしのひてかよひつゝ、つほねにすみわたりけるを、かゝる人こそをはすれと、家のをむなともいひければ、よもそれは、くら人になるへきものにはあらし、ひかことならむといひければ、ことねり、そのひとなりといひけるに、さうしきも家あるしも、はちかましくなりて、かゝるものゝかよふより、かゝることはいてくるなりとて、よのうち、そのつほねのしのひつまをよひいたしてけり、そのことをいかてか雲のうゑまできこしめしつけむ、いとをしきことかな、さてはいてつかうまつらむに、よそひのしかるへきもかなひかたくやあらむとて、くらつかさにおほせられて、くらのかみとよのえて、さま／＼のあまのはころも給はりてそ、まいるりつかゑける、そのつくりたりける詩は、釋奠とかに、つるこゝのつのははになくといふ題の序をかきたりけるとそ、詞をおほえ侍らす、そのこゝろはめぐりかけらむことを、よもきかしまにのそめは、かすみのそていまたあはす、ひく人やあるとあさちかやまにをもえは、しものうはけいたつらにをいにたりといふこゝろなり、

〔親信卿記〕

平記一  
○陽明文庫所藏

天祿三年十月廿三日、○中

以藏人近江權大掾藤原惟成令候

作勅答、



天祿元年五月三日

一一〇

屢勅答ヲ作ル

惟成父雅材爲藏人多作勅答云々

〔本朝書籍目録〕

公事

清涼記

五卷 符上天皇、天曆御撰、雅材奉勅書、略

〔二中歴〕

十二 前田家本

詩人歴

儒者 略

諸大夫 略

藤雅材 右少辨

儒者

勅ニ依リ清涼記ヲ書ス

詩人

扶桑集ニ入ル

新撰朗詠集ニ入ル

詩

惟成父雅材爲藏人多作勅答云々

〔本朝書籍目録〕

公事

清涼記

五卷 符上天皇、天曆御撰、雅材奉勅書、略

〔二中歴〕

十二 前田家本

詩人歴

儒者 略

諸大夫 略

藤雅材 右少辨

儒者

勅ニ依リ清涼記ヲ書ス

詩人

扶桑集ニ入ル

新撰朗詠集ニ入ル

詩

詩作者

扶桑集七十六人 略

藤雅材

〔新撰朗詠集〕

下 山水

松江月落漁舟去、蘿洞雲開隱逕深、雨晴山河清、雅材

〔類聚句題抄〕

春心遠近同

藤雅材

雨晴嶺盡千程黛、露暖林開咫尺紅、草綠行人鞭馬後、柳濃學士讀書中、

尋花傍水行

藤雅材

先隨飛蝶汀相隔、更問流鸚浪不妨、紅□澗深舟去遠、丹霞岸斷路猶長、

○雅材、清涼殿詩合ノ行事ト爲ルコト、天德三年八月十六日ノ條ニ、同女房歌合

ノ方人ト爲ルコト、同四年三月三十日ノ條ニ、對策ノコト、應和二年九月二十六

日ノ條ニ、内宴ニ召サル、コト、康保三年二月二十一日ノ條ニ、藤原在衡ノ粟田

山莊ノ尙齒會ニ列スルコト、安和二年三月十三日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔東南院文書〕

第壹櫃 第四卷

天祿元年八月廿八日太政官牒

後五位上守右少辨藤原朝臣

自署

自署

天祿元年五月三日

一一一



天祿元年五月七日 八日

七日、丁未、小除日、

〔日本紀略〕圓融院 五月七日、丁未、小除日、

八日、戊申、雅樂笙師小治田有秋卒ス、

〔舊樂所系譜〕樂所 豐原

有連

有秋 有連男、

年月日生、同、始自小幡少納言行〔小治田〕〔傳カ〕見被轉鳳笙、同、任雅樂笙師、天曆年月日、村

上天皇御笙師範、天祿元五八卒、

〔公元有秋男、

年月日生、同、使宣旨、同、卒、

〔諸家系圖纂〕二十二 豐原家系圖

〔朱實、下同シ〕  
有連 〔行見〕「少納言、」五位、  
有連 〔姓小治田、イ〕

有秋 村上天皇御笙師、使宣旨、同御師鳳笙相傳、始龍元爲子、從四位下、  
〔改豐原〕

龍元 イニ

姓ヲ豐原ト  
改ムトノ説

〔公元〕使宣旨

〔豐原氏系圖〕鳳笙相傳 豐原朝臣

眞連

有連 從五位下、

龍元

有秋 鳳笙始、自中納言行見相傳、  
村上天皇御師

公元 使宣旨、實龍元子、  
村上天皇御師

〔二〕中歷〕十三 一能歷  
○前田家本

樂人 ○中

〔弟脱カ〕  
行見子  
有秋笙

〔體源抄〕十一 樂人等  
之上

村上御師  
有秋 致平親王師、  
笙行見弟子、

〔鳳笙師傳相承〕伏見宮御  
記錄六所收

村上天皇  
親王ノ御  
師致

天祿元年五月八日



天祿元年五月八日

小治田行見ノ弟子

小治田行見

有秋

行見子、天曆御宇笙大師也、(村上天皇)

弟子藤原朝成

朝成(藤原)右大臣定方子、中納言

龍元

公元

〔鳳笙師傳相承〕

行見少納言、小幡

有秋

豐原、天武天皇十代孫、村上天皇御師範、曾祖父公連始賜豐原姓、依大津皇子公連、謀叛、粟津王父、被配流備前國豐原郷、仍公連以父配所名賜豐原姓、

龍元

公元村上天皇、有秋一男、使宣旨、龍元爲子、

村上天皇

三條中納言朝成

〔續教訓鈔〕

十一上 吹物部 第一答笙

名物等物語

古老傳ニ云ク、天曆御時、有秋・辰元、○中相次テ名アリ、○中略

御前ニ召サレテ笙ヲ吹ク

結願

度者四十人

又云、朝成卿、號三條 中納言、能笙ヲ吹、小治田有秋カ弟子ナリ、○中略

康保二年五月卅日御記ニ云ク、召雅樂笙師丸部利茂・小治田有秋、令吹笙ヲ云々、

古昔吹笙名人、○中略

小治田有秋

〔園太曆〕

延文三年八月十四日、庚辰、○中略

(後光嚴天皇)

今上有御笙始儀、

主上彼御沙汰邂逅事歟、村上天皇有秋、堀河院時文、兩

代御師範 如此、○下

九日、己酉僧二十口ヲシテ、清涼殿ニ、臨時御讀經ヲ行ハシム、

〔日本紀略〕

圓融院

五月九日、己酉、於清涼殿、臨時御讀經、廿口、

十二日、壬子、同竟、

十二日、壬子病ニ依リテ、太政大臣藤原實賴ニ度者ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

圓融院

五月十二日、壬子、○中略

(冊イ)今日度者冊人賜太政大臣、

(藤原實賴)依所惱也、

藏人頭右大辨保光朝臣有召、給祿物白大褂、

十八日、戊午太政大臣藤原實賴ノ病ニ依リテ、大赦ヲ行フ、

〔日本紀略〕

圓融院

五月十八日、戊午、○中略

同日、大赦天下、爲救大臣病也、(藤原實賴)

天祿元年五月九日 十二日 十八日



攝政太政大臣從一位藤原實賴薨ズ、尋デ、正一位ヲ贈リ、尾張國ニ封ジ、清慎公ト諡ス、

〔日本紀略〕圓融院五月十八日、戊午、申刻、攝政太政大臣從一位藤原朝臣實賴薨、

年七十一、子刻、以尋常車奉移法性寺長松林寺、

十九日、己未、葬送太政大臣、依例辨・少納言向葬所弔之、大臣家別當丹波守藤原倫寧朝臣進外記給、今日、可有葬送之事、葬官・賻物等事、存日被辭申之、早可被奏之、但今日御衰日也、仍不奏之、

廿日、庚申、略贈故太政大臣從一位藤原朝臣正一位、封尾張國爲尾張公、諡曰清慎公、七月三日、壬寅、於法性寺、修故太政大臣法事、（七々日）

〔小右記〕○伏見 宮本萬壽四年十二月六日、壬申、○中余報云、○中清慎信公從家不被

松林寺ヨリ 葬禮ヲ行フ

從彼行葬禮事、先移山寺、（彼イ）從被行葬禮、仍從家相從上下、其裝束如尋常、

重服人隨身裝束、小野宮殿・三條例、關白令尋給、共不詳、仍着鈍色狩袴帷可宜坐事、（由イ）廿五日、辛卯、昨日中將來、傳關白御消息云、重服人隨身裝束如何、○中亦清慎公薨

時、三條大相府隨身有所見哉、可示告者、○中又三條相府隨身裝束所不覺也、

〔小右記〕○前田 家本長和三年十月十四日、丁卯、○中

藤原賴忠等 時服ヲ著ス

大納言公任卿、先日云、遭喪之人、夏時出仕時着夏服、冬時不改、○中小野宮薨給之時、三條殿・故督殿弁着時服之樣所覺也、

〔榮花物語〕一 月の宴攝政とのもあやしう風をこりかちにておはしま

して、内にもたはやすくはまいりたまはず、いかなるにかとおほしめす、をのゝみやの

おとゝ、非常の事もおはしませは、この一條のおとゝ世はしらせたまふへしとて、さる

へき人くしのひてまいる、このおほきおとゝの二郎は、たゞいまの左大將にて賴忠

とておはす、攝政殿の御なやみ、いとのおもくおはしまして、まめやかにくるしうなり

もておはしませ、御としなともおとろへたまへれば、人いかにとそ申おもへる、御は

らからの殿はらは、うせもておはしにたるに、かくひさしく世をたもたせ給つるも、

いとおそろし、よろつ御こゝろのまゝにつゝしませ給、よこそりてさけとも、人の

御いのちはすちなきことなりければ、五月十八日にうせ給ぬ、のちの御いみな清慎公

ときこゆ、左大將賴忠・によをもゆつりきこえたまはて、ありのまゝにてうせさせ給

ぬる御こゝろさま、いとありかたし、御年七十一にそならせ給ける、あはれにかなし

きよのありさまなり、○富岡本ヲ以テ校ス、

風邪

參内セザル 日多シ

世人實賴ノ 薨後ヲ慮ツ

ニ阿附ス 藤原伊尹

病重シ

薨去



天祿元年五月十八日

一二八

〔富家語談〕 凡小野宮ハイミシク御坐シケル人ニコソ御メレ、令薨給時、京中諸人門前ニ來集テ、歎合テ舉哀スト、一條殿(源)雅信、左大臣記○古事談：中外抄、並一條攝政記ニ作ル、ニモ被書タレ、

〔愚管抄〕 三 又ヲノ、宮トノ、ウセラレタリケル時、トフライノタメ、門ニ人ヲ、クキタリアツマリタリケルカ、昔ハ徳アル人ノウセタルニハ、舉哀トイヒテ、アツマレル人コエヲアケテ哀傷スルコトアリケレト、今ハサル人モナキニ、コノトキ門外ニアツマレル貴賤上下、舉哀ノコエヲノツカライテキテ、カナシミケルコソ、天下ニナケクヘキコトキハマリニケリト人ハ申ケレ、

〔爲頼朝臣集〕

小野宮の御日に法住寺(性)にまいるとて、おなしほとの人のおほくまいりしを思ひいて、

世のなかにあらましかはとおもふ人なきかおほくもなりにける哉

小おほきみこれをきゝて、

あるはなくなきは數そふ世中にははれいつまていきんとすらん

つねならぬよはうき身まてかなしけれそのかひにたにいらすと思へは

〔續詞花和歌集〕

九 哀傷

小野宮太きおほいまうち君みまかりて後、かの家にて人々

歌よみけるに、

清原元輔

君なくてゆく／＼しける庭草に鳴むしよりも我そかなしき

〔公卿補任〕

參議從四位下藤實頼

(藤原忠平)攝政左大臣男、

母宇多天皇第一源氏順子、

延喜十五年正月廿一日從五位下、

内宴日所被、右大臣息

年十六、同年九月廿三日昇殿、十六年三

月廿八日阿波權守、十七年五月廿四日

○大鏡裏書、廿一日ニ作ル、

右衛門佐、十九年正月廿八日右近

權少將、廿年九月廿一日

○同上、廿三日ニ作ル、

兼備中權介、廿一年正月七日從五位上、廿二、卅日

兼備前介、廿二年正月卅日兼近江介、延長四年正月七日正五位下、廿四、同二月廿五

日藏人、五年正月十二日兼紀伊權守、六年正月七日從四位下、同十九日昇殿、

○同上、遷昇ニ作

ル、同六月九日右近權中將、七年正月廿九日兼播磨守、八年九月廿五日藏人頭、承平

元年三月十三日任參議、十二月十七日兼讚岐守、同二年十一月十六日從四上、同三年

五月廿七日

○同上、廿一日ニ作ル、

兼右衛門督、補檢非違使別當、

○檢非違使別當ニ補スルコト、攝關傳、六月ニ作ル、同四年十二

月廿一日敍從三位、任中納言、右衛門督

○右衛門督ニ任ズルコト、大鏡裏書、廿八日ニ作ル、

別當如元、別當勞二年、

天慶元年六月廿三日兼右近大將、

去別賞、十二月

○同上、十一月ニ作ル、

十四日兼按察使、同二年八月廿

天祿元年五月十八日

一二九



天祿元年五月十八日

一三〇

七日任大納言、右大將・按察使如元、同五年十二月四日聽侍官奏、同六年正月七日正三位、同七年四月九日任右大臣、右大將如元、六月十日上表、大臣、同日被返表、中使右少將藤直忠、同廿三日重上表、廿五日被返之、中使左少將藤季方、廿八日重上表、同日被返之、同八年十一月廿五日轉左大將、同九年正月七日從二位、五月四日爲藏人所別當、天曆元年四月廿六日轉左大臣、左大將如元、同三年八月十四日服解、十月二日復任、同四年七月廿三日兼皇太子傅、同八年五月十五日正二位、同九年九月十七日辭大將、不許、天德元年三月○日本紀略、三月二十日ニ、大鏡裏書二月廿一日ニ作ル、依病辭左大將、四月五日勅授帶劔、同二年三月聽輦車、或記、十二月賀六十算之由記之、同四年七月五日勅授帶劔、康保元年正月七日從一位、同四年五月廿七日、○同上、二年十二月十六日ニ作ル、宣旨、如故聽乘輦車出入宮中、又諸節會不就行列直殿上者、六月廿二日詔關白左大臣、十二月十三日任太政大臣、○以上、安和元年六月五日可覽官奏者、同十四日給度者卅人、依所勞也、同二年八月十三日爲攝政、十六日如舊聽牛車、廿八日賜隨身內舍人二人・左右近衛各四人、天祿元年五月十八日薨、贈正一位、諡云清慎公、封尾張國、號小野宮、○以上、

〔大鏡〕

二 ○東松了泰氏本 一、太政大臣實賴清慎公

清慎公事

貞信公一男 母宇多天皇源氏傾子朝臣（忠平）

昌泰三年庚申誕生、○中 同十八年九月九日補次侍從、○中 同五年二月廿三日轉左衛門督、別當如元、○中略 同四年五月廿五日止傳、○中 同九月廿三日聽牛車、四十三

〔東大寺別當次第〕

傳燈大法師明珍當講

俗別當○中

東大寺俗別當

從三位守大納言兼右近衛大將行陸奧出羽按察使藤原朝臣實賴天慶三年十二月日符、○中略 右大臣藤原實賴、天慶七年八月十九日符

〔小右記〕

長元四年九月十七日、壬戌、○中 故殿天慶八年十二月十六日御記云、

下官奏云、一度補數所、其所恐也、奉仰云、雖數所是大臣奉仕所也、仍所補也者、勘

前例、已有延喜九年○中略、延喜九年五月二十九日ノ條參看、所左大臣源卿兼補、其所八所也、所謂東・西・延

曆等・內記・內堅所・內藏寮・穀倉・陰陽寮等也云々、

〔一中歷〕

○前田家本 公卿歷

藤氏長者○中

藤氏長者

天祿元年五月十八日

一三一

數所別當



天祿元年五月十八日

左 實賴 天曆三、○同年八月十四日ノ條參看

〔尊卑分脈〕 藤原氏 北家

忠平

實賴 牛車、兵仗、隨身、左大將、從一位、攝政、太政大臣、小野宮流、氏長者、天祿元  
頭 五十八薨、七十二、號小野宮殿、諡曰清慎公、子孫相續略之、委細註別卷、母、

賴忠 或實父保忠、左大將、從一位、關白、太政大臣、氏長者、永延三十六廿  
六、謚曰廉義公、贈正一位、號三條殿、母左大臣時平公女、  
(藤原)

〔尊卑分脈〕 藤原氏 實賴孫

實賴 攝政太政大臣忠平公一男、播磨守、按察使、右衛門督、左右大臣、從一位、左右大將、藏人、右少將、檢  
頭 非違使別當、皇太子傅、兵仗、牛車、輦車、內舍人二人、近衛各四人賜之、攝政、太政大臣、氏長者、天  
祿元五十二遣勅使度者卅人賜之、依大臣病也、同十八日大赦天下、同日薨云々、天祿元五十  
八薨、七十二、號小野宮殿、諡曰清慎公、封尾張國、母贈正一位昭子、右大臣源能有公女也、

敦敏 左少將、正五下、天曆元十一十  
七薨、三十六、母左大臣時平女、

佐理 兵部卿、太宰大貳、參議、正三位、  
能筆、號三跡其一也、母參議元名女、  
(藤原)

賴忠 母同敦敏、○事蹟略ス、永祿元  
年六月二十六日ノ條ニ收ム

齊敏 參議、右衛門督、檢別當、從三位、天祿二十四薨、四十六、  
母同敦敏、  
(四脱カ)

實資 祖父實賴公爲子、用四男云々、○事蹟  
略ス、寛徳二年正月十八日ノ條ニ收ム、

世系

孫藤原佐理  
ヲ子ト爲ス

孫藤原實資  
ヲ養ヒテ子  
ト爲ス

實資實賴ノ  
所領等ヲ傳  
領ス

藤原忠平ノ  
一男  
小野宮ニ住  
ム

慶子 朱雀院妃、大將御息所、  
母

述子 村上妃、四條御息所、  
母

女子母、

〔重之集〕 ○西本願寺本 三十六人集

〔大鏡〕 ○東松了泰氏本 一、太政大臣實賴清慎公

○上 おとこ君は、時平のおとこの御女のはらに敦敏・少將ときこえし、  
略 ○中 小野宮の

おとこの三郎敦敏の少將の同腹の君、右衛門督まてなり給へりし齊敏とそきこえしか  
清慎公

し、○中 その齊敏の君の御男子、御祖父・小野宮のおとこの御子にしまひて、實資  
略 ○中 かつの殿はいみしきこもりとく  
とつけたてまつり給て、いみしうかなしうし給き、  
略 ○中

人にそおはします、故小野宮のそこはくの寶物・庄園はみなこののにこそはあらめ、  
〔此イ〕 清慎公 實資

〔榮花物語〕

○梅澤義一氏所藏三條西本 四郎忠平のおとこの御子五人  
○中 そのおとこの御子五人

そおはしける、太郎はいまの左大臣にて、實賴・ときこえて、小野宮といふところに  
實賴一男敦敏少將、二賴忠、三齊敏、  
略 ○中 女君もおはし

すみ給、  
略 ○中 小野宮の左大臣殿は、おのこ君三人はかりそおはしける、女君もおはし

天祿元年五月十八日



慶子ハ假子トノ説

忠平薨後政務ヲ行フ

和歌ニ長ズ

歌多ク後撰和歌集ニ入ル

藤原教敏ノ子女ヲ養育ス

天祿元年五月十八日

一三四

けり、一（慶子）とところはみやはらのくにておはす、さしつきは女御にておはしけり、（具）か  
 くるほとに太政大臣殿、月ころなやましくおほしたりつるに、天曆三年八月十四日うせ  
 させ給ぬ、（貞信公也）○中略、天曆三年八月十四日ノ條ニ收ム、よの中のことを實頼の左大臣つかうまつり給、（中略）小野  
 宮のおとゝはうたをいみしくよませたまふすきくしきものから、おくふかくわつら  
 はしき御心にそおはしける、（中略）小野宮のおとゝの御太郎少將にて敦敏とて、いとお  
 ほえありてをはせし、ひとゝせうせ給にしそかし、（村上天皇）○中略、天曆元年十一月十七日ノ條參看、この殿おほかた  
 歌をこのみ給ければ、いまのみかと、このかたにふかくおはしまして、おりくには、  
 このおとゝもろともにもそ、よみかはさせ給ける、（中略）此御時には、（中略）後撰集といふ  
 なをつけさせたまひて、又廿卷撰せさせたまへるそかし、それにもこのをのゝ宮のお  
 とゝの御歌、おほくいらためり、（中略）このをのゝ宮のおとゝの二郎・三郎二ところの  
 こりておはしつるを、（齊敏）三郎右衛門督までなりたまへりつるも、うせ給にければ、（天延元年六月廿六日薨、年六十六、實頼二男、年二月十日ノ條參看、いまは二郎頼忠ときこゆるのみそおはすめる、○中略、右衛門督の御子ともあま  
 たおはしけるなかにも、三郎をそ、（はい）おほちおとゝわか御子にたまひて、實資とつけ給  
 へりける、あつとしの少將の君も、（佐理大貳是也）をのこゝをんなこ、あまたもたまへりけるを、こ

忠平實頼ヲ左ノ子ト稱ス

大臣二十七日攝政關白二十餘箇年有識ニ達ス

稻荷明神ヲ崇敬ス

天祿元年五月十八日

一三五

實頼のおほちおとゝそよろつにはくゝませ給ける、（中略）かゝるほとに、おなしとしの十二  
 月十三日、小野宮のおとゝ太政大臣になり給ぬ、（中略）安和二年八月十三日なり、（冷泉天皇）みか  
 とおりさせ給ぬれば、（安和二年八月十三日ノ條參看、東宮くらゐにつかせ給ぬ、○同上參看、中略、おほきおとゝ攝政の宣旨かうふりたまひぬ、○富岡本ヲ以テ校ス、  
 〔榮花物語〕（三十九ぬのひきの瀧）梅澤義一氏所藏三條西本 小一條のをとゝ貞信公、左の子・右の子と、小  
 野宮殿・九條殿を申させ給けるを、世にめてたき事にかたりつたへたるを、（下略）  
 〔大鏡〕（二）東松了泰氏本 一、太政大臣實頼（清慎）  
 このおとゝは、忠平のおとゝの一男におはします、小野宮のおとゝ・申き、御母・寛  
 平の法皇の御女なり、大臣のくらゐにて廿七年、天下執行、攝政關白し給て、廿・年  
 はかりやおはしましたけん、御いみな清慎公なり、和歌のみちにもすくれおはしまして、  
 後撰にもあまた入たまへり、（天かた）凡何事にも、有識に御こゝろうるはしくおはしますこと  
 は、よの人の本にそひかれさせ給、小野宮のみなみおもてには、御もとゝりはなちて  
 はいて・給ことなかりき、そのゆへは、いなりのすきのあらはにみゆれば、明神御ら  
 むすらんに、いかてかなめけにてはいてんと給はせて、いみしくつゝしませ給に、



天祿元年五月十八日

一三六

をのつからおほしめしわすれぬるおりは、御そてをかつきてそ、おとろきさはかせ給ける、このおとろの御女子、女御にてうせ給にき、村上の御時にや、よくもおほえはへらす、○黎明會所藏、本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕

六 東松了恣氏本 太政大臣道長下

略上 冷泉院の御世になりてこそ、さはいへとも、よはくれふたかりたる心ちせしものかな、よのおとろふることも、その御時よりなり、をのゝみや殿も、一の人と申せとよそ人にならせ給て、わかくなやかなる御舅達にまかせたてまつらせ給ひ、謙徳公・忠義公、清慎公、伊弉・藤原兼通

高麗ノ相人 實賴ヲ稱ス

實賴外戚ヲ去リシニ依リ伊藤藤原兼通ニ移ル

〔台記〕

久安三年三月九日、壬申、○中略

たゞ狛人のもとに○中略又まかりたりしに、小野宮殿おはしましゝかは、え申さすなりにき、ことさらにあやしきすかたをつくりて、下臈のなかにとをくゑさせ給へりしを、おほかりし人のなかより、のひあかりみたまつりて、をよひをさしてもものを申しかは、なに事ならんとおもひたまへりしを、のちにうけ給はりしかは、貴臣よと申けるなりけり、さるは、いとわかおはしますほとなりかしな、○黎明會所藏本同シ、

一ノ上ノ宣旨ヲ蒙ル

大納言ニテ一ノ上ノ事ヲ行フ

攝政ヲ經ズシテ關白ノ詔ヲ受ク

菓子ヲ鑄板ニ置キ京人ノ雑談ヲ聞キテ世情ヲ知ル

被下一上宣旨事、

行官不同云、清慎公、自天慶之初、俄枇杷大臣仲平、不出仕、蒙一上宣旨、宣行一上

雜務、今案、左大臣不出仕、又不讓次人、因之次人可行一上事之由、被下宣旨歟、

非常件宣旨事、勘天慶間貞信公・九條殿・吏部王重明、藤原・小一條師尹、記、無所見矣、

〔砂巖〕

四 柳原家記 録八十六所收

水心記勅物

水心記抄云、清慎公自天慶之初、蒙一上宣旨、行雜務事、依

枇杷左大臣不出仕也、清慎公天慶七年四月四日任右大臣、然則自天慶初奉行一上事者、

自大納言蒙此宣旨歟云々、

〔愚管抄〕

三 小野宮トノ、攝政ヲヘスシテ、關白詔ハシマリケルヲハ、ヲソレ申サレ

ケリ、○中略村上ニハハシメハ貞信公關白如元トテアリケレト、ウセサセ玉ヒテノチハ、

左大臣ニテ小野宮トノコソハ、タ、一ノ上ニテコトヲコナイテ、冷泉院御トキ、直ニ

關白ノ詔アリケレ、

〔富家語〕

○柳原家記録 百三十九所收

仰云、小野宮殿へ、大炊御門面ニハ、波多板ヲ立テ、穴ヲアケタ

ル所アリケリ、ソレニ菓子ナトヲオカセ給ケレハ、京童部集テ、天下事ヲ語申ケリ、其

中名事共聞食ケリ、○古事談同シ、

天祿元年五月十八日

一三七



身長短ク強  
裝束ヲ用フ

法性寺ニ東  
北院ヲ建ツ

天祿元年五月十八日

一三八

〔富家語談〕

仰云、○中 小野宮殿長ヒキニ御ケレハ、物ヲハコハク被着云々、

〔本朝續文粹〕

十三 願文下  
追善

奉爲亡考小野宮右大臣卅九日追善

(藤原)  
明衡朝臣

○上 便於法性寺東北院、敬以供養矣、演說焉、是則尋清慎公建立之場、卜右丞相歸依之砌也、○中

寬德三年三月二日弟子正二位行權中納言兼皇后宮權大夫右衛門督藤原朝臣敬白

小野宮右大臣周忌願文

(藤原)  
實範

○上 屬承平攝籙之道場、有安和相國之堂舍、尋累祖之結緣、排此苔閣、○中

永承元年十二月八日 弟子正二位行權中納言皇后宮權大夫藤原朝臣敬白

〔小右記〕

○前田 家本 寬仁三年正月一日、己未、○中

翌日、問昨日內辨作法於宰相云、宣命・見參進簾下付內侍者、不出御之時、進御前令奏者也、但雖懸御簾、御出之時、進簾下付內侍、九條相府口傳、懸御簾之時、諸奏事參進簾下、令內侍奏之、是出御之時事也、此儀貞信公被聞清慎公而已、

公事儀式ヲ  
忠平ニ受ク

實賴官奏ノ  
儀ヲ忠平ニ  
問フ

〔西宮記〕

七 官奏  
○前田家本

奏儀其說有二、清慎公者令持奏文、至射場殿、向南立、史跪

取直書杖奏、是依候東書  
杖之趣也 又進御前之儀、入右青瑣門、經年中行事御障子南、自同御障子

東柱之東直進、懸膝於長押覽之、此事清慎公被申先大閣云々、

貞信公命云、如此公事、無指法式、只以無難爲先者也、仍至于暮年、獨被用此儀者、

故九條殿之說、至射場殿向北立、史跪進奏文、尤可便宜、又進御前之儀、經年中行事

御障子南、自同御障子東與柱之間進候、膝行於長押下、更又懸膝於長押上覽之、是皆

爲善說、至清慎公之說、他人不用、但先皇御時、此兩說被仰無一定之由、申請慎公、

命云、下官所奉仕者、自柱東候、其間依狹少、任意所奉仕、長押下不膝行、依有腰痛、

爲進退無便宜、直懸膝於長押上也、右大臣所奉仕、尤令口傳者、有次奏此趣、是以枇

杷亞將說、先亞所見注置也、特從中納  
言師文也

〔北山抄〕

三 拾遺雜抄上  
官奏事

或人云、故大納言延光卿記云、邑上御時被仰云、左右大臣

候奏之時、左大臣跪長押上、右大臣跪長押下、兄弟之間、其儀不同、一家之說何相

異乎云々、以此仰旨申左大臣、命云、跪長押下、是正說也、然而年齒漸老、進退非

例、仍下官隨堪、跪長押上也者、以此趣奏聞、有叡感云々、

天祿元年五月十八日

一三九

實賴ノ儀藤  
原師輔ニ異  
ル

諸人實賴ノ  
說ヲ用ヒズ  
村上天皇兩  
實シ給フ  
實賴師輔ノ  
說口傳ニ合  
フト稱ス

叡感ニ預カ  
ル



〔北山抄〕 ○前田家本

官奏事 北山抄 ○中略

弟師輔ト公事儀式ヲ練ス  
事儀式ヲ練ス  
リ紙謬ヲ正  
實頼薨後傳  
知スル者ナ

〔事、小野宮大臣、九條大臣兄弟之間、各挑公事儀式〕事、遞被正紙謬、是則大閣貞信公以上嫡々相傳、其故實觸色其多、其說至于口哨、大臣者傳而不失、彼大臣薨去之後、無敢傳知之人、只以正爲非、以非爲正々々、

〔左經記〕 長元元年五月九日、癸卯、○中略右兵衛督源朝任、語次被陳云、小野宮殿被參

師尹ニ公事儀式ヲ問フ

入陣之間、兼下藹上卿於南座被行公事、仍不着座、先步出壁外、招舍弟師尹被問云、

公事祕說小野宮流ノ祖

如此之時、爲上藹之人所爲如何、被申云、故大閣仰云、着輿座者、仍着輿座云々、

〔江次第鈔〕 一 正月甲 小野宮流 貞信公一男攝政實頼公、號小野宮、○中略公事祕

神泉苑ノ龍ニ遭フトノ

說出此兩流、小野宮流尤多名賢、佐理・公任・實資・資仲・季仲・通俊等其選也

〔富家語〕 ○柳原家記録 百三十九所收 仰云、神泉南面ニハ小二階樓有ケリ、小野宮殿方違歟土忌歟シ

テ三條大宮邊ニ御座シケルニ、天晴タリケルニ、藍摺水干袴着タル男ノ、烏帽子折タル、色白ク清氣ナルカ、南面ニ小野宮殿一人御座シケルニ、指入テ參タリケレハ、アレハ誰人ソト被仰ケレハ、此西邊ニ候者也、只今他所〔ハカ〕罷渡事候ヘハ、爭近御座不申

案内候ハムト申ケレハ、承畢ト御返事後、カイケツヤウニ不見、恠思食ケルホトニ、黒雲出來テ、以外ニ雷鳴テ、神泉樓ヲクエ破テソアリケル、神泉ノ龍ナメリトソ被仰ケル、其後無彼樓、○續古事談同ジ

〔源平盛衰記〕 三十

貞盛・將門合戰、付勸賞事

○上 將門追討ノ勸賞被行ケリ、○中略、天慶三年三月九日ノ條參看 副將軍忠文卿ノ勸賞ノ事沙汰有リケルニ、小野宮殿ノ御義ニ云ク、今度ノ合戰偏ニ大將軍ノ忠ニアリ、副將軍ハ功ナキカ如シ、恩賞輒カルヘカラスト申サセ給ヒケルニ、重ネテ九條殿ノ仰ニ、○中略 爭テカ朝恩ナカラン、但シ大將軍ノ賞ホトコソナク共、勾様ナル勲功候フヘキヲヤト、度々被奏ケルニ、小野宮殿、サノミ勸賞無念ニ候、忠ニヨル祿ナルヘシト、固ク諫申サセ給ヒケレハ、〔忠文〕 民部卿終ニ漏ニケリ、

忠文祝神、付追討使門出事

爰ニ忠文大惡心ヲ起シテ、面目ナク内裏ヲ罷出ケルカ、天モ響キ地モ崩ル計ノ大音聲ヲ放云ケルハ、口惜事也、○中略 小野宮殿ノ御計、生々世々忘ヘカラス、サレハ家門衰蔽

征東將軍藤原忠文ノ恩賞ヲ遮ル

忠文實頼家門ノ衰弊ヲ呪咀ス



忠文ノ怨靈  
ニ依リテ子  
孫繁榮セズ  
トノ説

醍醐天皇ノ  
藤花宴ニ歌  
ヲ詠ズ

朱雀上皇ノ  
御製ヲ賜フ

村上天皇ノ  
前裁合ニ歌  
ヲ詠ズ

天祿元年五月十八日

一四二

シ給テ、其末葉タラン人ハ、永ク九條殿ノ御子孫ノ奴婢ト成給フヘシトテ、高ク匍リ  
手ヲハタト打チ、拳ヲ握リタリケレハ、左右ノ八ノ爪、手ノ甲ニ通り、血流レ出ケレ  
ハ、紅ヲシホリタルカ如シ、○中略誠ニ其恨ノ通りケルニヤ、小野宮殿ノ御子孫ハ、絶  
給ヘルカ如シ、タマノマシマス人モ、必皆九條殿ノ奴婢トソ成給ヘル、

〔清慎公集〕〔醍醐天皇〕延喜御時、飛香舎にして藤宴ありしに、

うすくこくみたれて咲る藤の花ひとしき色はあらしとそ思ふ○拾遺和歌集同ジ

〔後撰和歌集〕一 春歌上 前田家淨辨本

朱雀院の子日におはしましけるに、さはること侍て、えつかうまつらて、すして延光朝  
臣につかはしける、

左大臣小野宮

松もひきわかなもつます成ぬるをいつしか櫻はやもさかなむ

院御返し、

松にくる人しなけれは春の野ゝわかなも何もかひなかりけり

〔清慎公集〕〔村上天皇〕〔せさいの宴イ〕天曆御時えむせさせたまひけるに、

笛ヲ上ル

歌ヲ上ル

藤原もろた  
だヲシテ女  
郎花ヲ掘ラ  
シム

實頼ト源英  
明

萬代にかはらぬはなの色なれはいつれの秋か君はみさらむ○拾遺和歌集同ジ

〔拾遺和歌集〕五 賀 前田家淨辨本 天曆御時、清慎公御ふえたてまつるとてよませ侍け

れは、〔大中臣〕よしのふ

おひそむるねよりそしるきふえ竹のすゑの世なかくならむ物とは

〔清慎公集〕 村上御時に、御あそひあるに、めしなかりければ、内侍のかみのもと

にきこえ給ひける、

春ならばよふこ鳥をもきゝてましつらきは秋のをはり也けり

〔後撰和歌集〕六 秋歌中 前田家淨辨本 八月なかの十日許に雨のそほふりける日、をみなへ

しほりに藤原のもろたゝを野へにいたして、をそくかへりければ、つかはしける、

左大臣

くれはては月も待へし女郎花雨やめてとは思はさらなん

〔江談抄〕二 雑事 小野宮殿不被渡藏人頭事

又被命云、〔源〕英明少年相戲狎凌小野宮殿、以此故不被渡藏人頭云々、○醍醐寺所藏水言抄ヲ以テ校ス

〔後撰和歌集〕十八 雜歌四 前田家淨辨本 左大臣の家にて、かれこれ題をさくりて歌よみけるに、

天祿元年五月十八日

一四三



天祿元年五月十八日

實頼ト藤原忠國

露といふもしをえ・て、〔侍イ〕

ふちはらのたゝくに

一四四

我ならぬ草葉も物は思けり袖よりほかにをけるしらつゆ

實頼ト藤原忠君

〔清慎公集〕

康保二年正月、

〔藤原〕忠君〔師〕輔男、

來小野宮、是貞信公御愛孫也、仍以大徳勸

盃酒、其次有此詞、

あたらしき年のほしめと思へともとまらぬものは涙也けり

實頼ト源惟正

すりのかみ〔源惟正〕これたゝ、

さねすけの少將をむこにとるへしときゝて、

みすのもりこたへたにせよ月たゝはかのことも皆成ぬへしとか

實頼ト元輔

〔元輔集〕

〔西本願寺本〕三十六人集

をのゝ宮の大政大臣のいへのいけのほとりにて、さくらの花

をゝしむ、〔宮内廳書陵部所藏桂宮本甲本、コノ下ニ、和歌述懐を讀て侍ノ八字アリ、〕

櫻花そこなるかけそをしまるゝしつめる人のはるかとおもへは〔同上、二句ヲそこなるかけもニ、拾遺和歌集、結句ヲ春と

おもへはニ作ル、〕

〔拾遺和歌集〕

〔十一戀一〕前田家淨辨本

實頼ト藤原桑子

つゝみの中納言のみやす所をみてつかはしける、〔藤原桑子、彈正尹章明親王母、〕

小野宮太政大臣

馬内侍ト歌ヲ贈答ス

あなこひしはつかに人をみつのあわのきえかへるともしらせてしかな

返し

なかゝらしとおもふ心は水のあわによそふる人のたのまれぬかな

〔清慎公集〕

ないしのかみむまか家に、權中納言實資かわらはにて侍ける時、ゆみいに〔ゆみい〕

〔和歌集、こうちニニ作ル、〕まかりたりければ、もの〔かゝル〕にぬさうしをかけものにして侍けるを見侍て、

いつしかとあけてみたれば濱千鳥あと有事に跡のなきかな〔拾遺和歌集同ジ、〕

返し

とゝむともかひなかるらむはまちとりふたりぬる跡はともに消つゝ〔符カ〕

〔消えつゝニ作ル、〕

あらはに出てゝあひ給ひければ、

へいなし

たえぬとも何思ひけむ涙河なかれ逢瀬もあぬれはそこのたまもゝひかりみえけり〔有けるものをイ〕

〔後撰和歌集〕

〔十八雜歌四〕前田家淨辨本

むかしを思いてゝ、むらこの内侍につかはしける、

〔清〕

〔慎公集、いにしへをおもひいて給ひてないしのすけにニ作ル、〕

左大臣

天祿元年五月十八日

一四五

平内侍歌ヲ實頼ニ贈ル

むら子内侍ニ歌ヲ贈ル



天祿元年五月十八日

一四六

鈴虫にイのおとらぬねこそなかれけれ昔の秋を思やりつゝ○清慎公集、三句ヲなかれぬれ、ニ、結句ヲ思ひいてつゝニ作ル、

〔清慎公集〕

新命婦ト歌ヲ贈答ス

新命婦に、もみちつかはすとて、

木の葉さへふりにふるめる故郷にいかて残れる紅葉なるらん

又おなし人に、

花も葉も色は咲なはちりにけり心のふかくみえしかひなく

かへし

はなの色のうすきはつらし年ふれとふかき心は誰か染けむ

〔清慎公集〕

中務ト歌ヲ贈答ス

おとゝおはしてかへりたまへるに、

なかつかさ

こひ渡る君をみしにはあらねはや思ひやまれて今日もかなしき

返し

逢みても「ふるイ」こひ□も物のかなしくやなくさめかたく成ぬへきかな○續後撰和歌集、作者ヲ中務ニ作り、上句ヲあひみての後

さへ物のかなしくはニ作ル、

又

おなし人につかはす、○新古今和歌集、中將に侍ける時、女につかはしけるニ作ル、

よひ／＼に君をあはれと思ひつゝ人にはいはてねをのみそなく○新古今和歌集同ジ、

かへし

君たにもおもひいてけるよひ／＼をまつはいかなる心ちかはする○新古今和歌集、作者ヲ讀人しらすニ作ル、

なかつかさ

我身をもわれにまかせぬ我なれはつらきかこともなるにそ有ける

返し

こゝろにも身をまかせすと聞からに頼む方なくおもほゆる哉

〔新千載和歌集〕

春歌上

紅梅の枝にさして申をくりける、

中務

見ぬ程にうつろひぬへき梅花ふかゝりきとや後にかたらん

返し

清慎公

鶯の宿の花たに色こくは風にしらせてしはしまたなむ

〔後撰和歌集〕

五秋歌上  
○前田家淨辨本

秋、大輔かうつまさのかたはらなる家に侍けるに、お

天祿元年五月十八日

一四七

大輔ニ歌ヲ贈ル

又

又

又



天祿元年五月十八日

一四八

きのはにふみをさしてつかはしける、  
左大臣

山里の物さひしきは萩の葉のなひくことにそおもひやらるゝ

〔後撰和歌集〕

十三 戀歌五  
○前田家淨辨本

大輔につかはしける、  
左大臣

今はゝやみ山をいてゝ郭公けちかきこゑを我にきかせよ

返し

人はいさみ山かくれの郭公ならばぬさとはすみうかるへし

〔拾遺和歌集〕

十九 雜戀  
○前田家淨辨本

また少將に侍ける時、うねへまちのまへをまかりわたりけるに、あすかのうねへ、

なかめいたして侍け・〔るい〕につかはしける、  
小野宮太政大臣

人しれぬ人まぢかほにみゆるはたかたのめたるこよひなるらん

返し

明日香采女

池水のそこにあらてはねぬなはのくる人もなしまつ人もなし

〔大和物語〕

○前田家本

いまの左のおとゝ、少將に物したまうける時に、〔式部卿の宮に〕

大輔ト贈答

明日香采女  
ト歌ヲ贈答

常ニ教慶親  
王第ニ参入

實頼ト大和

つねにまいりたまひけり、かのみやにやまとゝいふ人さふらひけるを、ものなどのた  
まひければ、いとわりなくいろこのむ人にて、女いとおかしうめてたしとおもひけり、  
されとあふことかたかりけり、やまと、

人しれぬ心のうちにもゆる火はけふりはたゝてくゆりこそすれ  
といひやりければ、かへし、

ふしのねのたえぬおもひもある物をくゆるはつらき心なりけり○續後撰和歌集、二句  
ヲたえぬ煙もニ作ル

とありけり、かくてひさしうまいりたまはさりけるころ、女いといたうまちわひにけり、  
いかなる心ちのしければか、さるわさはしけむ、人にもしらせて、くるまにのりて内  
にまいりにけり、左衛門のちんにくるまをたてゝ、わたる人をよひよせて、いかて  
少將の君に物きこえむといひければ、あやしきことかな、たれときこゆる人のかゝる  
ことはしたまふそなといひすさひていりぬ、又わたれば、おなしことゝいへは、い  
さ殿上などにやおはしますらむ、いかてかきこえんなといひていりぬ〔るい〕・人もあり、う  
へのきぬきたる物のいりけるを、しめてよひければ、あやしとおもひてきたりけり、  
少將の君やおはしますとゝひけり、おはしますといひければ、いとせちにきこえさす

天祿元年五月十八日

一四九



へきことありて、殿より人なむまいりたるときこえたまへとありければ、いとやすきことなり、そもくかくきこえつきたらむ人をはわすれたまふましや、いとあはれに夜ふけて、人すくなにて物し給かなといひて、いりていとひさしかりければ、むこにまちたてりける、からうしてこれもいひつかてやいてぬらむ、いかさまにせむとおもふほとになむ、いってきたりける、さていふやう、御前に御あそひなとし給つるを、からうしてなむきこえつれば、たか物したまふならむ、いとあやしきこと、たしかにひたてまつりてことなむのたまひつるといへは、しんしちには、しもつかたよりなり、身つからきこえむとをきこえたまへといひければ、さなむ申すときこえければ、さやあらむとおもふに、いとあやしうもおかしうもおほえ給ひけり、しはしといはせてたちいて、(源氏明)ひろはたの中納言のしうに物したまひける時、かゝることなむあるを、いかゝすへきと、たはかりたまひけり、さて左衛門のちんに、とのゐ所なりけるひやうふ・たゝみなどもていきて、そこになむおろい給ひける、いかてかくはとのたまひければ、なにかは、いとあさましう物のおほゆれば、あつよしのみこの家にやまとゝいふ人に、

左大臣

實頼ト閑院大君

今さらに思いてしとしのふるをこひしきにこそわすれわひぬれ○後撰和歌集同ジ

〔拾遺和歌集〕

十五戀五  
○前田家浄辨本

小野宮のおほいまうちきみにつかはしける、

閑院大君

君を猶うらみつるかなあまのかるもにすむしの名をわすれつゝ

〔清慎公集〕

なかきたのかたに、

我ことは思はぬ君を世中の心ほそきになをたのむかな

かへし

君たにも心ほそしと思ひなは我さへたのむ人やなからん

なかきたのかた、うちののみものしたまへは、おとゝ、○後撰和歌集、大輔につかはしけるニ作ル

いまやはや深山をいてゝほとゝきすけちかき聲を我にきかせよ○後撰和歌集、初句、いまははやニ作ル

返し

人はいさみ山かくれの時鳥ならばぬさとはすみうかるへし○後撰和歌集同ジ

又おとゝ

なかきたの方ト贈答ス



天祿元年五月十八日

一五二

郭公み山を出ぬものならはわれも里にはなにか住へき

返し

人しれぬ思ひしなくは時鳥なにか深山をいてかてにする

實頼ト藤原  
定方ノ室

三條右大臣殿定方うせたまひてのち、御むすめ十人おはしけるか、母うへの御賀

し給ひけるに、かしまいり給ふへき人はたれかとおほしけるを、をのゝみやの

おゝいまうち君は、御こにておはしければ、女御殿消息きこえたまでそ、かまし

まいらせ給ひける、むすめたちの御さうすく、さま／＼のにしきをりもの、えも

いはぬさまに、もからきぬみなきたまへれば、いせは女御殿し給ひ、とりつきなど

は、御つき／＼のむすめたちなとそし給ひける、そのかさしたてまつり給ふつゐて

に、よみかけたまひける、

于時右衛門督云々、○玉葉和歌集、詞書ヲ、三條右大臣賀し侍けるに、まかり侍らて、申つかはしけるニ作ル、

契けむ花の今まで匂ひせはけふのかさしに先そおらまし○玉葉和歌集、初句ヲすきにけるニ作ル、

〔新古今和歌集〕

八 哀傷歌

廉義公の母なくなりて後、女郎花をみて、

清慎公

室ヲ悼ム

女郎花見るに心はなくさまていとゝむかしの秋そ戀しき

〔清慎公集〕

(康保二年)

同年二月廿六日、看舊庭難抑悲戀、

(平) 兼盛・元輔・能宣等何公云々、

見る毎に袂そぬるゝ櫻花そらより外のつゆやをくらん

もとすけ人しれぬ事有て、女をうらみて、

うきなからさすかにもゝかなしきはいまは限と思ふなりけり○詞花和歌集同ジ、

返し、女にかはりて、

おもはむとたのめしことも有物をなきなはたてゝたゝに忘れよ○後撰和歌集、作者ヲ讀人しらすニ作ル、

〔元輔集〕

○西本願寺本三十六人集

をのゝ宮大政大臣、月輪寺にさくらの花見におはしたりしに、

○おはしたりしに、宮内廳

書陵部所藏元輔集甲本、まかりて侍し日の歌ニ作ル、

たかためかあすはのこさむ山櫻こほれてにほへ今日のかたみにくらほ○同上、三句ヲさ

をのゝみやの大政大臣花のえしたまふひ、なみをへたてゝはなをみると題、

きしちかみなみのへたつる花色はをりてたにこそみるほとにせめ

天祿元年五月十八日

一五三

花ヲ月輪寺  
ニ覽ル

花宴ヲ行フ



天祿元年五月十八日

また、

をちこちのきしをはなみのへたつれとかよふは花のいろにさりける〔そ有し〕

〔清慎公集〕

八月廿八日、さかのゝ花御覽して、

くちなしの色をそ頼む女郎花はなにめてつと人にかたるな〔拾遺和歌集同ジ〕

かへり給ふとて、

歸りなはうらみもそするをみなへし今夜は野へにいさとまり南〔玉葉和歌集同ジ〕

〔元輔集〕

○西本願寺本 三十六人集

をのゝ宮の大政大臣、さかのに花みにまかりてはへりしに、

秋のゝはきのにしきをふるさとにしかのねなからうつしてしかな〔イフツ〕

〔小右記〕

○九條家本

永祿元年三月二日、癸未、室町殿白玉隱文巡方帶〔實資抄〕

貞信公御帶、故殿傳給之御帶也

年來在永頼朝臣許、今日出取了、〔藤原〕 置實百貫之

〔二中歴〕

○十二前田家本

詩人歴

公卿○中略

清慎公小野宮實頼

嗟峨野ニ秋草ヲ覽ル

父忠平ノ王帶ヲ傳領ス

詩人

和漢朗詠集作者

詩

歌人

後撰和歌集ノ撰者ト爲ルトノ説

〔和漢朗詠集〕

上 春 欵冬

點着雌黃天有意、欵冬誤綻暮春風、〔清慎公〕

〔和漢兼作集〕

九 冬部上 殘菊宴

菊是孤蓼臣數代、載霜共立玉欄前、

清慎公

〔本朝文集目錄〕

上 卷第三十六

藤原實頼

上村上天皇賀朔旦冬至表、○天曆九年十一月一日ノ條ニ收ム、

〔二中歴〕

○十二前田家本

倭歌當作語歴

歌人○中略

公卿○中略

小野宮殿

〔古來風躰抄〕

上 其後、村上の御時、又みちくををこさせ給けるに、歌のこと

をも、ことにあかめおほしめしけるにあはせて、かみに左右の大臣にて、小野宮のお

と、清慎公・九條のおとゝ師輔、をのゝ此道にふかくいたれる人々なるうへに、

○中略 さてなん勅ありて、後撰集は撰したてまつらしめ給ひける、○天曆五年十月三十日ノ條參看、撰者に

天祿元年五月十八日



は、なを小野宮のおと、なんうけたまはりける、

〔和歌色葉集〕上

六、名譽歌仙者

集・打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえたかきは四百五十人也、○中略

大臣四十三人付贈

後撰・拾遺  
小野宮關白殿下太政大臣實賴、清慎公、小一條關白貞信公御息、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

小野宮太政大臣從一位、攝政、實賴、清慎公、藤原貞信公男、

後撰集春上、一、春下、秋上、一、秋

中、一、戀三、一、戀五、一、  
雜三、一、雜四、一、哀一、左

拾遺集夏一、秋一、賀一、雜上、一、雜下、一、

新古今集哀一、戀三、一、戀

新古今集哀一、戀三、一、戀

新勅撰集戀二、

續後撰集戀三、

續古今集哀二、

玉葉集秋上、一、雜四、一、

新千載集春上、戀

新拾遺集戀四、

新續古今集戀二、

〔深窓秘抄〕

○陽明文庫所藏

讀人五十二人 小野宮殿一首、雜

〔和漢朗詠集〕

秋上

女郎花

をみなへしみるにこゝろはなくさまていとむかしのあきそ戀しき清慎公

〔體源抄〕

之上

攝録管絃沙汰之事

名譽ノ歌仙

歌什

深窓秘抄作者  
和漢朗詠集作者

笙ノ名人

清慎公同

管絃名人事

小野宮右大臣實賴清慎公、

〔箏相承系圖〕

○伏見宮御記録六所收

醍醐天皇

關白實賴貞信公男、清慎公、小野宮、母宇多天皇源氏順子歟、

村上天皇醍醐皇子、天曆或云、時平大臣弟子、母穩子皇后、昭宣公女也、(藤原基經)

〔樂家錄〕

十六 第六 箏相傳之統

醍醐天皇

關白實賴貞信公男、小野宮、清慎公、

具平親王

〔本朝文粹〕

十四 諷誦文

清慎公奉爲村上天皇修諷誦文

菅三品(文時)

箏ヲ醍醐天皇ニ學ブ



天祿元年五月十八日

一五八

村上天皇ノ御師

敬白○中略

右、○中略昔者延長明主、賜示彈箏之趣、弟子承彼德音、傳奏（村上天皇）先皇、曲更歸雲霄之上、器猶留塵巷之間、又有一龍笛、蓋前代之名物也、彼竹與絲、擬獻天子、○中略

康保四年七月七日

從一位行左大臣藤原朝臣實賴敬白

〔文机談〕

二 一、資通（源）のなかれをは、京極大殿（藤原）師實、一曲をのこさすつたへとめさせ給、○中略そのほかおのゝみやとの御箏、時平のおとゝ御箏、たいくの帝師、みな一の人の御家よりとそ申める、

〔樂家錄〕

十六 第十 舞曲傳他之說

好用（多）相傳一人、小野宮、

〔教訓抄〕

八 管絃物語 撥合名○中略 小野宮（實賴大臣、上平調音、巳）

〔絲竹口傳〕 箏名物

師子丸ト云ハ小野宮殿ノ箏也、コノ箏ハ一代ヲヘタテ、ナルトイフ、一代ハナラス、殊ニメテタカカサリタリ、シト、メハ金ヲ入タリ、

〔拾芥抄〕

上末 樂部三十五名 箏

舞曲ヲ多好ニ學ブ 撥合名 祕藏ノ名器 師子丸

名ヲ師子形ト改ム

師子形 本名師子丸、小野宮殿改之、○中略

已上承平四年九月五日入目錄、

〔樂家錄〕

四十一 第二 箏

鬼丸 本延喜帝御物、後小野宮御物云云、

〔薰集類抄〕

上卷裏書 梅花 小一條皇后（藤原敏子）

○上略 清慎公殊和合薰物、若其傳歟、

〔薰集類抄〕

上 菊花（菊花ににたるにほひにやあらむ）

不知誰人

沈四兩 丁子二兩 甲香一兩二分 薰陸一分 麝香二分 甘松一分

清慎公云、菊花方者、長生久視之香也、聞之薰之者、却老增壽、枇杷左大臣習傳之、亭子院前裁合、左方用菊花方、右方用落葉方云云、我好此方常用之、但麝香一分可令加進之、菊花盛開、其香芬馥時、折花置傍、和合之、

〔小右記〕

○九條家本 正曆四年六月十七日、甲戌、前備後守相方來云、今日右府可被

候官奏、仍參内也、但左府重被聞云、（源雅信）自（御内方）歸、着陣之後、下給文於史之時、推卷文

天祿元年五月十八日

一五九

菊花ノ方ヲ愛用ス 著書

醍醐天皇ヨリ鬼丸ヲ傳フトノ説 薰物ヲ和ス